

伊豆市地域防災計画

～災害死者ゼロを目指して～

共通対策編



令和8年2月

伊豆市防災会議

目 次

総 則	頁
第1章 総則	1
第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務及び業務の大綱	1
1 伊豆市	1
2 静岡県	2
3 静岡県警察（伊豆中央警察署）	2
4 駿東伊豆消防本部	2
5 指定地方行政機関	2
6 指定公共機関	5
7 指定地方公共機関	7
8 自衛隊	8
9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	8
10 自主防災組織	9
第2節 伊豆市の自然的条件	9
1 位置及び境域	9
2 地形	9
3 地質	9
4 気候	9
第3節 伊豆市の社会的条件	9
第4節 伊豆市において予想される災害と地域	10
1 地震・津波	10
2 原子力災害	10
3 風水害	10
4 高潮・高波	11
5 土石流、地すべり、がけ崩れ等	11
6 火山噴火	11
7 火災・爆発	11
8 事故	11
9 複合災害	11
10 雪害	11

発 災 前	頁
第2章 災害予防計画	13
第1節 通信施設等整備改良計画	13
1 無線通信施設の現況	13
2 通信施設等の整備改良	13
3 通信設備の防災対策	14
4 障害のある方への情報伝達体制の整備	14
5 防災関係機関等相互間の通信手段	14
第2節 防災ヘリポート及び防災資機材等整備計画	14
1 防災ヘリポートの整備	14
2 応急活動のための資材、機材の整備計画	14
3 防災公園の整備計画	15
第3節 道路鉄道等災害防止計画	15
1 道路交通の災害予防計画	15
2 鉄道の災害予防計画	15
第4節 防災知識の普及計画	15
1 普及方法	16
2 普及すべき内容	16
3 市の実施事項	17
第5節 防災のための調査研究	20
1 実施方針	20
2 土地条件調査上における地域別等の主要問題点	20
3 災害発生状況調査	20
第6節 住民の避難体制	21
1 避難地・避難路の周知啓発	21
2 避難地・避難路の安全性の向上	21
3 避難所の指定、整備	21

目次

発 災 前		頁
4	避難地、避難所等の施設管理	23
5	避難情報と住民がとるべき行動（安全確保措置）の周知・啓発	24
第7節	防災訓練	24
1	総合防災訓練の実施	24
2	地域防災訓練等の実施	25
3	救助・救急関係機関の連携	25
4	市災害対策本部、要員訓練の実施	25
5	非常通信訓練	25
6	防災訓練のための交通の禁止又は制限	25
7	防災訓練実施後の評価等	25
第8節	自主防災組織の育成	25
1	自主防災組織の概要	26
2	推進方法	26
3	研修会等の開催	26
4	市民の果たすべき役割	26
5	地域における自主防災組織の果たすべき役割	27
6	市の指導及び助成	28
7	自主防災組織と消防団との連携	29
第9節	事業所等の自主的な防災活動	29
1	平時からの防災活動の概要	30
2	防災力向上の促進	30
3	事業継続計画（BCP）の取組	30
第10節	地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	30
第11節	ボランティア活動に関する計画	30
1	ボランティア活動の支援	30
2	災害ボランティア・コーディネーターとの連携	31
第12節	要配慮者支援計画	31
1	災害時要配慮者支援体制	31
2	避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成等	31
3	避難行動要支援者の避難支援	33
4	防災訓練	33
5	人材の確保	33
6	協働による支援	33
7	情報伝達	33
8	地区防災計画との整合	33
9	避難支援等関係者の安全確保	33
10	要配慮者利用施設における避難確保措置	33
第13節	観光客対策	33
1	市	34
2	観光協会・旅館組合等	34
3	観光施設・宿泊施設職員	34
第14節	孤立対策	34
1	情報網の充実等防災拠点の整備	34
2	緊急交通網（道路、海上、ヘリポートの整備）	35
第15節	救助・救急活動に関する計画	35
第16節	公共建物等の災害予防計画	35
1	公共施設の耐震化	35
2	避難地の整備	35
3	水道施設の耐震化	35
第17節	応急住宅・災害廃棄物処理	35
1	応急仮設住宅（建設型応急住宅）	35
2	応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）、公営住宅	35
3	災害廃棄物処理	35
第18節	重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画	36
1	市の体制整備	36
2	重要施設の管理者	36
3	ライフライン事業者	36
第19節	被災者生活再建支援に関する計画	37
1	実施体制の整備	37

目次

発 災 前		頁
2 システムの活用		37
第20節 業務継続に関する計画		37
1 業務継続体制の確保		37
2 業務継続計画等において定めておく事項		37
第21節 複合災害対策対策		38
第22節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備		38
第23節 原子力災害対策		38
1 情報収集・連絡体制等の整備		38
2 市民への的確な情報伝達体制の整備		38
第24節 災害に強いまちづくり		38

発 災 後		頁
第3章 災害応急対策計画		40
第1節 総則		40
1 市地域防災計画と県地域防災計画との関係		40
2 市の行う措置		40
3 防災業務計画と市地域防災計画との関係		41
4 この計画を理解し実施するための留意事項		41
第2節 組織計画		42
1 災害対策組織		42
2 市職員の配備及び動員		43
第3節 応援・受援計画		47
1 動員の実施基準		47
2 実施方法		47
3 応援要請の受入体制の確立		49
第4節 通信情報計画		51
1 基本方針		51
2 情報の収集及び伝達体制の整備		51
3 被害状況等の報告		52
4 情報伝達手段及び通信系統		53
5 異常現象発見者の通報		55
6 災害の被害等の情報の収集及び伝達		55
第5節 災害広報計画		55
1 広報事項		55
2 広報実施方法		56
3 県に対する広報の要請		56
4 被災者の安否に関する情報の提供等		56
5 市民に対する広報活動（災害の段階毎の広報の方法及び内容）		56
6 報道機関に対する協力		57
7 経費負担区分		57
第6節 災害救助法の適用計画		57
1 災害救助法の適用基準		57
2 被害世帯の算定基準		58
3 災害救助法の適用手続き		58
4 災害救助法事務		59
5 費用限度額		59
6 一時繰替支弁		59
7 災害救助法適用外の災害		59
第7節 避難救出計画		60
1 避難誘導		60
2 被災者の救助		63
3 避難対策		64
4 避難所の開設・運営等		66
5 災害救助法に基づく実施事項		68
6 市長の要求、要請事項		68
7 物資の備蓄、調達、供給関係		69
8 避難行動要支援者への支援		69

目次

発 災 後		頁
9	広域避難・広域一時滞在	70
第8節	愛玩動物救護計画	71
1	同行避難動物への対応	71
2	放浪動物への対応	71
第9節	避難所設置・運営計画	72
1	避難所の設置及び避難生活	72
2	避難者の管理体制	74
3	避難所連絡員の行動	74
4	警察官の配置要請	74
5	避難者状況把握	75
6	情報提供連絡体制	75
第10節	食料供給計画	75
1	実施主体と実施内容	75
2	災害救助法に基づく実施事項	76
3	炊き出し等応急食糧調達給与の方法	76
4	緊急物資（食料）の集積場所	77
5	市長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置	77
第11節	衣料・生活必需品・その他の物資及び燃料供給計画	77
1	実施主体と実施内容	77
2	災害救助法に基づく実施事項	78
3	衣料、生活必需品等調達給（貸）与の方法	78
4	緊急物資（衣料、生活必需品等）の集積場所	79
第12節	給水計画	79
1	実施主体と実施内容	79
2	災害救助法に基づく実施事項	79
3	給水実施方法	80
4	水道施設の応急復旧	80
第13節	被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画	80
1	被災建築物及び被災地宅等に対する危険度判定	81
2	災害危険区域の指定	81
3	応急住宅の確保	81
4	災害救助法に基づく実施事項	83
5	実施方法	84
6	要配慮者への配慮	84
7	住宅の応急復旧活動	84
8	非常災害時における特例	85
第14節	医療・助産計画	85
1	基本方針	85
2	救護所、救護病院及び災害拠点病院	85
3	実施主体と実施内容	86
4	災害救助法に基づく実施事項	86
5	実施方法	87
6	市長の要請に基づく県の実施事項	88
7	非常災害時における特例	88
第15節	防疫計画	88
1	市長の実施事項及び要請事項	88
2	実施要領	88
3	市民及び自主防災組織の実施要項	89
4	関係団体の実施要項	89
5	その他	89
第16節	清掃及び災害廃棄物処理計画	89
1	基本方針	89
2	し尿処理	90
3	廃棄物（生活系）処理	90
4	災害廃棄物処理	90
5	対象	91
6	ごみ・汚泥の収集処理	91
7	し尿の収集処理	91
8	死亡獣畜処理	92

目次

発 災 後		頁
9	非常災害時における特例	92
第17節	遺体の捜索及び措置埋葬計画	92
1	基本方針	92
2	実施主体と実施内容	92
3	災害救助法に基づく実施事項	93
4	実施方法	93
5	市町の要請に基づく県の実施事項	94
6	非常災害時における特例措置	94
第18節	障害物除去計画	94
1	災害救助法に基づく実施事項	94
2	実施方法	94
3	知事への要請事項	95
4	災害の拡大と二次災害の防止活動	95
第19節	社会秩序維持計画	95
1	市が実施する活動	95
2	伊豆中央警察署が実施する活動	95
第20節	輸送計画	96
1	緊急輸送活動	96
2	防災関係機関	98
3	災害救助法の規定による輸送の範囲	98
第21節	交通応急対策計画	98
1	陸上交通の確保	99
2	海上交通の確保	102
3	航空輸送の確保	102
4	有料道路の通行	102
5	交通マネジメント	102
第22節	応急教育計画	102
1	基本方針	103
2	計画の作成	103
3	災害救助法に基づく実施事項	104
4	実施方法	104
5	学校施設の応急復旧	105
6	児童生徒の登下校対策	105
7	学校給食	105
8	文化財の応急対策	105
9	知事への要請事項	105
第23節	社会福祉計画	105
1	基本方針	105
2	実施事項及び対象	106
第24節	消防計画	107
1	消防活動	107
2	基本方針	108
3	実施主体	108
第25節	応援協力計画	109
1	実施基準	109
2	実施方法	110
第26節	ボランティア活動支援計画	110
1	市災害ボランティアセンターの設置及び運用	110
2	ボランティア活動拠点の設置	110
3	ボランティア団体等に対する情報の提供	110
4	ボランティア活動資機材の提供	111
5	市民及び自主防災組織	111
第27節	自衛隊派遣要請要求計画	111
1	災害派遣要請要求の範囲	111
2	災害派遣要請の要求手続	112
3	災害派遣部隊の受入体制	112
4	災害派遣部隊の撤収要請の要求	113
5	経費負担	113
第28節	海上保安庁に対する支援要請要求計画	113

目次

発 災 後		頁
1	支援要請の範囲	113
2	市長の支援要請の依頼手続	113
第29節	県防災ヘリコプター要請計画	113
1	要請の範囲	113
2	支援要請手続	114
第30節	電力施設災害応急対策計画	114
1	電力会社の地域分担	114
2	応急措置の実施	114
3	県との連絡協議	114
第31節	ガス災害応急対策計画	114
1	非常体制組織の確立	114
2	応急対策	114
3	県、市等との連絡協議	115
4	事故の報告	115
第32節	下水道災害応急対策計画	115
第33節	突発的災害に係る応急対策計画	115
1	市の体制	115
2	突発的災害応急体制	116
3	伊豆市災害対策本部の設置	116
4	市災害対策本部（救助体制）の実施する応急対策	117
5	伊豆市災害対策本部（非常体制）の実施する応急対策	117
6	各機関の調整・2次災害防止のための措置	118
7	市災害対策本部の廃止	118
第34節	市有施設及び設備等の対策計画	118
1	無線通信施設	118
2	公共施設等	118
3	コンピュータ	120
第35節	被害状況調査計画	128
1	調査対象	128
2	調査の方法等	128
第36節	災害警備	128
1	災害警備の基本方針	128
2	災害警備の基本的役割	129
3	警備体制	129
4	災害警備本部等の設置（伊豆中央警察署）	129

復 旧・復興期		頁
第4章	復旧・復興計画	130
第1節	災害復旧計画	130
1	公共土木施設災害復旧事業計画	130
2	農林水産業施設災害復旧事業計画	130
3	都市災害復旧事業計画	130
4	上下水道災害復旧事業計画	130
5	工業用水道災害復旧事業計画	130
6	専用水道災害復旧事業計画	130
7	公共用地災害復旧事業計画	130
8	住宅災害復旧事業計画	130
9	社会福祉施設災害復旧事業計画	130
10	公共医療施設、病院等災害復旧事業計画	130
11	学校教育施設災害復旧事業計画	130
12	社会教育施設災害復旧事業計画	130
13	被災中小企業復興計画	130
14	その他の災害復旧事業計画	130
第2節	激甚災害の指定	130
1	計画作成の主旨	130
2	伊豆市	131
第3節	被災者の生活再建支援	131

目次

復旧・復興期		頁
1	災害弔慰金等の支給	131
2	被災者の支援	131
3	要配慮者の支援	132
第4節 風評被害の影響の軽減		132
1	正しい情報の提供	132
2	必要な検査等の実施	133
3	被害の拡大防止	133
4	関係機関との連携	133

《共通対策編》
第1章

第1章 総則

この計画は、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、伊豆市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、伊豆市の地域に係る防災対策の大綱を定めるものとする。

伊豆市地域防災計画は、次の各編から構成する。

- 1 共通対策編
各編（2～7編）に共通する総則、災害予防計画、災害応急対策計画、復旧・復興対策
- 2 地震対策編
地震による災害対策
- 3 津波対策編
津波（遠地津波を含む）による災害対策
- 4 風水害対策編
風水害による災害対策
- 5 火山災害対策編
伊豆東部火山群及び富士山の火山活動による災害対策
- 6 大火災対策編
大火災（林野火災を含む）、大爆発による災害対策
- 7 大規模事故対策編
道路事故、船舶事故、排出油事故、鉄道事故、航空機事故による災害対策
- 8 資料編
各編に付属する各種資料

第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務及び業務の大綱

「災害対策基本法」第42条第2項第1号の規定により、伊豆市及び行政区域内の防災関係機関並びに公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて、伊豆市の地域に係わる防災に寄与すべきものとし、それぞれが防災に対して処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。（防災関係機関の詳細は資料編1-1-1「防災関係機関一覧表」）

1 伊豆市

伊豆市は、市民の生命、身体及び財産を災害から守り、市民生活の安全を確保するため、防災関係各機関、公共的団体及び市民の協力を得て防災活動を実施するものとする。

- (1) 伊豆市防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災に関する訓練の実施
- (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
- (5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧
- (6) 消防、水防その他の応急措置
- (7) 警報の発令、伝達及び避難の指示
- (8) 情報の収集、伝達及び被害調査
- (9) 被災者の救難、救助その他保護
- (10) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育
- (11) 清掃、防疫その他保健衛生
- (12) 緊急輸送の確保
- (13) 災害復旧の実施
- (14) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置

《共通対策編》
第1章

2 静岡県

- (1) 静岡県地域防災計画（共通対策編）に掲げられている掌握事務
- (2) 市及び防災関係機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整

3 静岡県警察（伊豆中央警察署）

- (1) 災害時における住民の避難指導、誘導及び救助
- (2) 災害時の交通規制、犯罪の予防、その他災害地における社会秩序の維持

4 駿東伊豆消防本部

- (1) 消防、その他の応急措置
- (2) 被災者の救難、救助その他の保護
- (3) 災害の発生の防御又は拡大防止のための措置
- (4) 地震防災応急計画の作成指導

5 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、法令及び各行政機関の定める防災業務計画に基づき、それぞれの業務について協力するものとする。

(1) 警察庁関東管区警察局

- ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること
- イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること
- ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること
- エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること
- オ 警察通信の確保及び統制に関すること
- カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること

(2) 総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）

- ア 被災者への生活支援情報の提供
- イ 専用電話を備えた相談窓口の開設
- ウ 特別行政相談所の開設

(3) 総務省東海総合通信局

- ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
- イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
- ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査
- エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
- オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること
- カ 非常通信協議会の運営に関すること

(4) 厚生労働省東海北陸厚生局

- ア 災害状況の情報収集、連絡調整
- イ 関係職員の派遣
- ウ 関係機関との連絡調整

(5) 厚生労働省静岡労働局（三島労働基準監督署）

- ア 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導
- イ 事業場等の被災状況の把握
- ウ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導
- エ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導

(6) 農林水産省関東農政局

- ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること
- イ 応急用食料・物資の支援に関すること
- ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること

《共通対策編》

第1章

- エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること
 - オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること
 - カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること
 - キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること
 - ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること
 - ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること
 - コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること
 - サ 被害農業者に対する金融対策に関すること
- (7) 農林水産省関東農政局静岡県拠点
- 農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。
- ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告
 - イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整
 - ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告
 - エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務
- (8) 林野庁関東森林管理局（伊豆森林管理署）
- ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること
 - イ 民有林直轄治山事業等の実施に関すること
 - ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
- (9) 経済産業省関東経済産業局
- ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の適切な価格による円滑な供給の確保に関すること
 - イ 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
 - ウ 被災中小企業の振興に関すること
 - エ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）
 - オ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）
- (10) 経済産業省関東東北産業保安監督部
- ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること
 - イ 鉦山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること
 - ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）
 - エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）
- (11) 国土交通省中部地方整備局
- 管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。
- ア 災害予防
 - (ア) 所管施設の耐震性の確保
 - (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実
 - (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施

《共通対策編》
第1章

- (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
- (オ) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施
- イ 初動対応
 - 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき、道路啓開を実施する。
- ウ 応急・復旧
 - (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保
 - (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
 - (エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置
 - (オ) 市からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付
 - (カ) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保
- (12)国土交通省中部運輸局
 - ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
 - イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあつせん、特定航路への就航勧奨を行う。
 - ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。
 - エ 緊急海上輸送の要請（県内船舶が利用できない場合の他県に対する支援要請を含む）に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。
 - オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。
 - カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。
 - キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。
 - ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。
 - ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。
 - コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。
 - サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。
- (13)国土交通省航空局
 - ア 災害時における航空機の運航に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること
 - イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること
 - ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
- (14)国土地理院中部地方測量部
 - ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
 - イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
 - ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
 - エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
- (15)気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
 - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。
 - ウ 異常気象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市長から通報された時、

《共通対策編》
第1章

気象庁への報告及び適切な措置を行う。

- エ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。
 - オ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。
 - カ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
 - キ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
 - ク 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
- (16)海上保安庁第三管区海上保安本部（下田海上保安部）
- ア 災害予防
 - (ア) 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施
 - (イ) 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発
 - (ウ) 港湾の状況等の調査研究
 - イ 災害応急対策
 - (ア) 船艇、航空機等による警報等の伝達周知
 - (イ) 船艇、航空機等を活用した情報収集
 - (ウ) 活動体制の確立
 - (エ) 船艇、航空機等による海難救助等
 - (オ) 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送
 - (カ) 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与
 - (キ) 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
 - (ク) 排出油その他船舶交通の障害となる物の防除等
 - (ケ) 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告等海上交通の安全確保に必要な措置
 - (コ) 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示
 - (サ) 海上における治安の維持
 - (シ) 船艇による主要港湾等の被害調査
 - ウ 災害復旧・復興対策
- (17)環境省関東地方環境事務所
- ア 有害物質等の発生による汚染状況の情報収集及び提供
 - イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
 - ウ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
- (18)環境省中部地方環境事務所
- ア 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- (19)防衛省南関東防衛局
- ア 所管財産使用に関する連絡調整
 - イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
 - ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

6 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災事務計画並びに県地域防災計画の定めるところに従い、それぞれの業務について防災、災害対策を積極的に実施し、伊豆市の行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務について協力するものとする。

- (1) 日本郵便株式会社東海支社（市内各郵便局）
- ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。
 - (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分
 - イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。その

《共通対策編》
第1章

ため、警察、消防その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。

- (2) 日本銀行
 - ア 通貨の円滑な供給の確保
 - イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保
 - ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
 - エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
 - オ 各種措置に関する広報
- (3) 日本赤十字社静岡県支部
 - ア 医療・助産、こころのケア及び遺体措置に関すること
 - イ 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - ウ 被災者に対する救援物資の配布
 - エ 義援金の募集
 - オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
 - カ その他必要な事項
- (4) 日本放送協会（静岡放送局）
 - 気象予警報、災害情報その他の有効適切な災害広報
- (5) NTT西日本株式会社（沼津支店）、株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店）
 - ア 電気通信施設の防災対策及び復旧対策
 - イ 電気通信の特別取扱い
 - ウ 気象警報の伝達（NTT西日本株式会社）
 - エ 防災関係機関の重要通信の優先確保
 - オ 被害施設の早期復旧
 - カ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版web171及び災害伝言板の提供
- (6) 岩谷産業株式会社、アストモスエネジー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOSグローブ株式会社、ジクシス株式会社
 - LPガスタンクローリー等によるLPガスの輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
- (7) 日本通運株式会社（沼津支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
 - ア 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (8) 東京電力パワーグリッド株式会社（伊豆支社）
 - ア 電力供給施設の防災対策
 - イ 変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報
 - ウ 災害時における電力供給の確保
 - エ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネット、ホームページ等を利用したの広報
 - オ 被災施設の調査及び復旧
- (9) 電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社
 - ア 電力供給施設の防災対策
 - イ 変電所施設の把握と防災関係機関への緊急事態の通報
 - ウ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報
 - エ 被災施設の調査及び復旧
- (10) KDDI株式会社（沼津支店）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
 - 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
- (11) 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会
 - 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

《共通対策編》

第1章

- (12)株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス

被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

7 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災事務計画並びに県地域防災計画の定めるところに従い、それぞれの業務について防災、災害対策を積極的に実施し、伊豆市の行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務について協力するものとする。

- (1) 一般社団法人静岡県LPガス協会（東部支部）（伊豆市LPガス事業協同組合）
- ア ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策
 - イ 被災施設の調査及び復旧
 - ウ 需要家へのガス栓の閉止等の広報
 - エ 必要に応じた代替燃料の供給の協力
- (2) 伊豆箱根鉄道株式会社
- ア 鉄道施設の整備
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 被災施設の調査及び復旧
- (3) 海運業者、一般社団法人静岡県トラック協会（東部支部）、一般社団法人静岡県バス協会（株式会社東海バス・伊豆箱根バス株式会社・みやび有限会社）、商業組合静岡県タクシー協会（伊豆箱根交通株式会社・伊豆土肥交通株式会社・株式会社寺山自動車）
- ア 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (4) 静岡県道路公社
- ア 管轄する道路の建設及び維持管理
 - イ 交通状況に関する関係防災機関との情報連絡
 - ウ 緊急輸送路確保のための応急復旧
 - エ 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力
 - オ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
- (5) 静岡放送株式会社（沼津支社）、株式会社テレビ静岡（沼津支社）、株式会社静岡朝日テレビ（東部支社）、株式会社静岡第一テレビ（東部支局）、静岡エフエム放送株式会社、株式会社FMIS
- 気象予警報、災害情報、その他あらかじめ市と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく災害広報
- (6) 一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会
- ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施
 - イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。）
 - ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
- (7) 一般社団法人静岡県警備業協会
- 災害時の道路、交差点等での交通整理支援
- (8) 公益社団法人静岡県栄養士会
- ア 要配慮者（高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者）等への食糧品の供給に関する協力
 - イ 避難所における健康相談に関する協力
- (9) 一般社団法人静岡県建設業協会
- 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
- (10) 富士山静岡空港株式会社
- ア 緊急事態を想定した訓練の実施

《共通対策編》
第1章

- イ 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置
- ウ 空港利用者の避難場所等の確保及び調整
- エ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等
- オ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

8 自衛隊

- (1) 陸上自衛隊第1師団第34普通科連隊
 - ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動
 - イ 災害時における応急復旧活動
- (2) 海上自衛隊横須賀地方総監部
 - ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動
 - イ 災害時における応急復旧活動
- (3) 航空自衛隊第1航空団（浜松基地）
 - ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動
 - イ 災害時における応急復旧活動

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、伊豆市の行う防災活動に協力する。

- (1) 富士伊豆農業協同組合
 - ア 農作物、家畜等に係わる災害、病虫害の防除
 - イ 主食、野菜等の食料品、種もみその他災害復旧用資材の供給確保
 - ウ 農林業関係被害状況の情報の収集及び報告
 - エ 農業用機械、資材、肥料等の確保及び技術者の把握並びに緊急動員
- (2) 伊豆市商工会
 - ア 食料、生活必需品、救急薬品、災害復旧資材など防災関係諸物資の安定的供給の確保
 - イ ガス、石油類等危険物の保安
 - ウ 被災商工業者の業務の正常運営の推進
 - エ 災害時における物価安定についての協力
 - オ 本市が行う商工業関係の被害調査についての協力
- (3) 伊豆市建設業組合、伊豆市管工事工業会
 - ア 災害時における行方不明者等の救出応援についての協力
 - イ 災害時における障害物除去及び応急・復旧対策についての協力
- (4) 伊豆市観光協会
 - ア 宿泊施設、観光施設における防災上必要な教育、訓練の実施
 - イ 災害時における宿泊者の救護
 - ウ 災害時における避難者の救護応援
- (5) 修善寺温泉旅館協同組合、土肥温泉旅館協同組合、天城湯ヶ島温泉旅館組合、土肥温泉民宿組合、中伊豆宿泊組合、天城民宿組合
 - ア 宿泊施設における防災上必要な観光客対応、訓練の実施
 - イ 災害時における宿泊者の救護
 - ウ 災害時における避難者の救護応援
- (6) 交通安全協会（修善寺分会・中伊豆分会・天城湯ヶ島分会・土肥分会）
 - 災害時の道路、交差点での交通整理支援等
- (7) 伊豆漁業協同組合
 - ア 災害時の船舶、漁港、海岸保存施設等の被災情報の収集及び報告
 - イ 災害時における海上応急輸送の応援
 - ウ 海難の際の人命及び船舶救助の応援
 - エ 災害時における漁業無線による通信の確保
- (8) 伊豆市消防団

《共通対策編》
第1章

- ア 災害予防、警戒及び災害応急活動
 - イ 災害時における住民の避難誘導及び救助救出活動
 - ウ 予警報の伝達
 - エ その他災害現場の応急作業
- (9) 防災上重要な施設の管理者

危険物取扱施設など防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制（防火管理）を整備するとともに、災害時には、保安措置、応急措置を実施するものとする。また、市その他防災関係各機関活動について協力する。

10 自主防災組織

- (1) 伊豆市の実施する被害調査、応急対策についての協力
- (2) 住民に対する情報の連絡、収受
- (3) 避難誘導、避難場所の運営に関する協力
- (4) 罹災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資等の配分に関する協力

第2節 伊豆市の自然的条件

1 位置及び境域

本市は、静岡県東部の伊豆半島のやや北部に位置し、東西 28km、南北 20km の伊豆半島を横断する細長い菱形をなしている。面積は 363.97 km²、東経 138° 57'、北緯 34° 58' の位置にある。

東は伊東市・東伊豆町、南は西伊豆町・河津町、西は沼津市、北は伊豆の国市に隣接している。

2 地形

本市の地形は、天城・巢雲・達磨山系に囲まれた海拔 300m内外の丘陵で占められ、市域のほぼ中央には伊豆で最大の狩野川が蛇行北流し、東からは古川・年川・大見川、西からは山田川・修善寺川がこれに合流している。市域の東部は巢雲山から南に伸びる宇佐美火山地、天城火山地が占め、カワゴ平からの溶岩流や泥流堆積物は台地となり、丸野高原や天城高原の緩斜面が広がる。市域の西部は海岸線に沿って細長い急傾斜地帯で、小河川が急峻な地勢を流れ、駿河湾にそそぎ、土肥、小土肥、八木沢の河川流域に僅かに平地を形成している。

3 地質

本市の地質は大部分が、湯ヶ島層群であると推定されている。この地層群は第3期中葉に海底火山として噴火した変朽安山岩類を主体とし、擬灰岩や一般の堆積岩などからなっている。これらの上にその後起こった火山活動の噴出物が積み重なり、現在に至っている。

湯ヶ島層群は温泉資源をもつ地層として注目されており、この地層群の中の割目をつたわって温泉は地表に達するが同時に割目のまわりを変朽させ、崩れやすい性質にしてしまうことがあるとも言われている。また、狩野川右岸は、古期火山灰に由来する黒ボク土、左岸は固結岩屑土（火山灰性黒ボク土）よりなっている。狩野川とその支流の大見川・修善寺川沿いは堆積土であり、特に修善寺川をはさむ温泉場地区は表土が薄く、ところによっては火山岩が露出している。

4 気候

温暖な地域で平均温度は 15 度～17 度で最高が 34.1 度、最低は -6.6 度であるが、沿岸部は暖かい。風速は全般に強く、特に冬季西の季節風は 1 月及び 2 月は月の 50%以上の日数に及び風速も 10～15m/s になる日が 30%以上もある。海岸部は低気圧、前線、台風等による強風、暴風が比較的多い。雨量は平常であるが冬季、季節風が強く空気が乾燥しやすい。山間地帯の高所では冬季の寒気は厳しく、凍結はもとより降雪もしばしばみられる。雨量は年間を通じて 3,000 mm前後で、台風襲来の頻度は高い。

第3節 伊豆市の社会的条件

本市は、伊豆半島のやや北部に位置し、道路網は南北に伊豆縦貫自動車道・天城北道路や国道 136・

《共通対策編》
第1章

414号、東西に国道136号・県道修善寺戸田線・伊東修善寺線があり、JR三島駅と結ぶ伊豆箱根鉄道の結節点にあり、有数の観光地である伊豆地域の玄関口にあたるため、モータリゼーションの進展にともない、通過交通量は年々増加し、慢性的な渋滞が発生し、災害時の緊急輸送路の確保や滞留客への対応などが課題となっている。また、西部には海岸線を有し、土肥港を主とした海路の玄関口にもなっている。

指定避難所に関しては、22箇所の避難場所が指定されている。情報通信に関しては、同報系、移動系通信施設が整備されている。主要水利については、河川からの自然水利及び防火水槽を中心として市内202箇所整備されている。

なお、陸路が寸断され緊急を要する場合の負傷者の搬送や緊急物資の輸送が必要な場合に備えて市ではヘリコプターの離着陸が可能な用地として防災ヘリポートなどの21箇所を指定している。

また、デジタル技術の発達により、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の配備体制、津波を含むあらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。

第4節 伊豆市において予想される災害と地域

1 地震・津波

「地震・津波」については、駿河湾から遠州灘にかけての海域には、大陸プレートと海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが、また相模湾には同様に相模トラフが存在し、海溝型の巨大地震とそれに伴う津波が繰り返し発生してきた。内陸では、糸魚川―静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、また、富士川河口断層や伊豆半島の丹那断層などの活断層が存在し、内陸直下型の被害地震を発生させてきた。

現在、本市に著しい被害を発生させるおそれがあり、その発生の切迫性が指摘されている地震としては、駿河湾から遠州灘を震源域とするマグニチュード8クラスの東海地震、神奈川県西部を震源域とする地震がある。このほかに、東南海・南海地震、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。

津波については、前述の地震によるもののほか、南北アメリカ大陸沿岸などの環太平洋地域で発生した地震による遠地地震津波についても警戒が必要である。

地震及び津波については、「伊豆市地域防災計画（地震対策編）」、「伊豆市地域防災計画（津波対策編）」に定めるものとする。

以下、本計画において、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波、神奈川県西部の地震その他静岡県において注意すべき地震、当該地震に起因する津波及びこれらに伴う災害のことを「東海地震等」という。

2 原子力災害

「原子力災害」については、県内に浜岡原子力発電所があり、万が一の事故による放射能物質の大量放出が予想される。

県では、国の原子力災害対策指針を踏まえ、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を、御前崎市、牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市の全域、藤枝市、島田市、森町、磐田市の一部地域としている。なお、発電所内で環境への影響のないトラブル等が発生した場合にも、原子力発電所に対する関心が高いことから、適切な広報・情報伝達が必要である。

市においても、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域外であるが、放射能物質への市民の関心が高いことから、県等を通じて災害情報を入手し、市民に対する情報伝達が必要である。

3 風水害

主要河川は、市内の中央部を流れる狩野川であるが、昭和33年の狩野川台風以来、放水路の完成等治水事業が進み、大災害の危険はむしろ普通河川の局地的地域に発生するものと予測される。しかし、災害はあくまでも予期、予測されない事態によって起こるものであり、暴風雨、集中豪雨等

《共通対策編》
第1章

の場合は十分な注意、警戒が必要である。特に修善寺川沿いの温泉場地区は、修善寺川の護岸整備の遅れ及び断面不足等により、平成16年台風22号来襲時と同様に水害発生の危険があるため十分な配慮が必要である。

季節的には4～5月の低気圧の通過に伴い、豪雨となることがある。6月～7月は梅雨前線活動の活発化により、大雨や局地的豪雨に見舞われることがある。また、8～10月にかけては台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生することがある。

(資料編1-4-3「洪水浸水区域一覧表」)

4 高潮・高波

「高潮・高波」については、伊豆市沿岸部において台風、低気圧等の影響を受け、災害が予想される。

季節的には、8月から10月下旬にかけては台風の影響による高潮・高波が発生することがある。また、11月下旬から3月にかけては海上を吹き抜ける西風のため、高潮が発生することがある。

5 土石流、地すべり、がけ崩れ等

市内で砂防指定地が194箇所、地すべり防止区域が1箇所、急傾斜地崩壊危険区域が58箇所及び土砂災害警戒区域が1,180箇所(いずれも令和6年度末)指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。

(資料編1-4-5「市内の危険区域等箇所数」など)

6 火山噴火

伊豆東部火山群、さらに隣接する地域に富士山、箱根山の活火山が存在する。特に伊豆東部火山群では1989年に海底噴火活動が発生するなど、火山活動の推移には十分注意する必要がある。

7 火災・爆発

近年、ホテル、リゾートマンション等の大型化が進み、更に生活様式の多様化、石油ガス類等危険物の普及により火災の様相も複雑化し、多数の人命が損なわれる危険性が高まっている。

8 事故

本市の南部には天城連山があり、多くのハイカーが訪れる。危険箇所は少ないものの、気象条件等による遭難の発生が予想される。また、天城山付近は気流変化が激しく、ヘリコプターや航空機事故に対しても注意を要する。このほか、山間部では積雪や濃霧等による交通事故の発生や通行不能が起り、人的・物的な輸送混乱に陥る。

本市は伊豆の中央部であり、主要幹線道路には三島市から下田市に通じる国道136号及び天城峠越えの国道414号が縦貫しており、生活利用車両のほかに行楽客等の観光車両が往来しており交通量は極めて多く、災害の発生の際には交通事故の危険性はもとより、滞留車両の措置を考慮する必要がある。

9 複合災害

1つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講ずることが必要である。

「南海トラフ巨大地震」などの大規模地震の発生に伴い、大規模事故や浜岡原子力発電所の事故が複合的に起こるなど最悪の事態を想定する必要がある。

また、過去には、宝永4年(1707年)10月28日に宝永地震(マグニチュード8.6)が発生し、49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。

10 雪害

伊豆市は、3方山に囲まれ、毎年数回積雪により各峠に通ずる国・県道の交通規制などが発生する。

《共通対策編》
第1章

また、平成26年2月に県東部を襲った規模の大雪や、平地部の積雪により、生活に影響を与えることも予想される。大雪となった場合は、孤立地域（家屋）の発生や雪のための大渋滞などが発生し、市民生活の不安・混乱が増大し、それらに対する措置が必要となる。

第2章 災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置に加え、災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するとともに、国と連携し、地域防災力の向上に努めるものとする。

第1節 通信施設等整備改良計画

災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段確保のため、防災行政無線等の情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築などの防災対策の推進を図るものとする。

1 無線通信施設の現況

- (1) 防災行政無線（静岡県危機管理部危機対策課）
 - ・ 地上系、衛星系 1式
- (2) 同時通報用無線（伊豆市）
 - ・ 親局 1局（緊急親局1局）
 - ・ 中継局 2局（簡易中継局1局、再送信子局3局）
 - ・ 子局 158局（戸別受信機4, 100台）
- (3) 移動無線（伊豆市）
 - ・ 基地局 4局（中継局2局）
 - ・ 車載 5局
 - ・ 携帯 50局
 - ・ 衛星通信システム平面可搬型地球局装置（VSAT） 1局

2 通信施設等の整備改良

災害時における情報収集の迅速化を図るため、同時通報無線、移動無線、消防無線等の充実を図るとともに、自主防災組織等との連絡通信体制を整備する。

また、有線通信が途絶した場合及び無線の輻湊等を想定し、同時通報無線、防災行政無線の活用のほか、アマチュア無線免許取得者の協力を得て、災害時に活用できるよう協力体制を整えるものとする。

- (1) 防災行政無線の改良
移動系の無線機を順次改良することを検討する。
- (2) 同時通報無線の整備
継続的に整備する。
- (3) 避難地への無線整備
現在、避難所の無線設備の設置はない。避難地については派遣される職員が携帯用無線を持つが、学校などの主要公共施設（避難地）には、移動系の可搬式無線機の配備を図る。
- (4) アマチュア無線の有効活用
市内外を結ぶ通信が途絶した場合を想定し、複数の通信手段を確保する意味において、市内のアマチュア無線免許取得者の協力を得て、災害時に活用するものとする。
- (5) 消防用無線との相互通信可能な通信資機材
駿東伊豆消防本部との相互連絡を可能にするため、また、無線の輻湊を防ぐため、庁舎内に消防無線との相互通信が可能な資機材の整備を図る。
- (6) 被災者等へ情報伝達手段の整備
市は、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。
市は、災害時に孤立が予想される地域について、地上回線が途絶した場合に備え、衛星通信な

《共通対策編》
第2章

どにより、当該地域の住民と当該市町との双方向の情報連絡体制の確保を推進するものとする。

3 通信設備の防災対策

市は、大規模災害時における防災行政無線等の通信を確実に実施するため、通信設備の移転を含め、耐災害性を高める対策の実施に努める。

指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電源車等の配備、安全な設置場所の確保など、多様な手段の確保に努める。

4 障害のある方への情報伝達体制の整備

市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

また、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

5 防災関係機関等相互間の通信手段

市は通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。

第2節 防災ヘリポート及び防災資機材等整備計画

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に備えてヘリポート及び防災資機材等を整備し、その機能を十分発揮させ防災活動の円滑な実施を図る。

1 防災ヘリポートの整備

防災ヘリポートの活用に資するため市は、ヘリコプターの離着陸が可能な用地を指定し、確実に使用できるよう努める。

2 応急活動のための資材、機材の整備計画

消防団をはじめ応急対策活動に従事するものの装備のため、次に掲げる資機材の整備を図る。

また、市は、資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。

(1) 水防資材

杭木、空俵、縄、鉄線、蛸木、掛矢、担架、ショベル、ツルハシ、鋸、斧、ペンチ、照明具、救命綱

(2) 救助用資材

舟艇、担架、ヘルメット、毛布、投光機、拡声機、ロープ、船外機、ゴムボート、救命用胴衣、携帯用無線、医療セット、携帯式発電機

(3) 給水用資材

ろ水機、布製水槽

(4) 応急仮設住宅資材

組立式仮設住宅

(5) 応急復旧機械

小型ブルドーザー（主として山村へき地）

(6) 排土作業用資材

ショベル、ツルハシ、鋸、その他

(7) その他

天幕、折たたみ式寝台、地下足袋、長ぐつ

3 防災公園の整備計画

次の機能等を有する防災公園の整備を図る。

- (1) 一時的又は広域的避難地として利用できること
- (2) 自衛隊・警察・消防等の救援活動拠点として利用できること
- (3) 支援物資の受け入れと、市内各避難所への配布の中継拠点として利用できること
- (4) 備蓄資機材（食料、飲料、毛布、携帯トイレ等）を備蓄できること
- (5) 災害時に利用できる非常用トイレが設置できること
- (6) 津波被害等による長期的避難者に対する仮設住宅用地として利用できること

第3節 道路鉄道等災害防止計画

豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路、鉄道等交通の危険防止を図ることを目的とする。

1 道路交通の災害予防計画

道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路の交通の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。

- (1) 安全設備等の整備
- (2) 防災体制の確立（情報連絡を含む。）
- (3) 異常気象時の通行規制区間の指定
- (4) 通行規制の実施及び解除
- (5) 通行規制の実施状況に関する広報

2 鉄道の災害予防計画

鉄道事業者は、列車事故災害を防止するため、安全施設等を整備するとともに、防災体制の確立を図り、異常気象時には、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。

- (1) 安全設備等の整備
 - ア 道路との立体交差化等、安全施設の整備を図る。
 - イ 路線の盛土、法面箇所等の改良工事を実施し、防災構造化の推進を図る。
- (2) 防災体制の確立
動員、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部の運営等について整備を推進し、防災体制の確立を図る。
- (3) 異常気象時における運転の停止等
豪雨、積雪等の異常気象時には、列車の運転の中止等を行う。中止等の基準は（資料編 2-3-1 「鉄道の異常気象時における運転中止等の基準」）のとおり。
- (4) 運行規制の実施状況に関する広報

第4節 防災知識の普及計画

地震等による災害を最小限にとどめるため、市職員をはじめ、市民及び各組織等を対象に地震等の防災に関する知識と防災対応を啓発指導し、個々の防災力向上を図る。市長は、職員が地域担当職員として地域における防災活動に率先して参加するとともに、当該活動を指導するための教育を行う。また、市は住民自らが生命、身体及び財産を守り、あわせて地域の地震災害を予防し、あるいは軽減することに資するため、必要な教育及び広報を行う。この場合、地域の特性等による地震災害の様態等を十分に考慮して実情にあったものとする。

また、災害対策関係職員及び市内住民に対する災害予防あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、国が決定した国民運動の推進の主旨も踏まえ、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるとともに、市は、多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

また、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。併せて、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配

《共通対策編》
第2章

慮するよう努めるとともに、男女共同参画の視点からの防災知識の普及及び防災対策を推進する。

また、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

なお、専門家（風水害にあっては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

1 普及方法

市は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、津波災害と防災に関する市民の理解向上に努めるほか、防災知識の普及は次の方法により行う。

(1) 学校教育、社会教育を通じての普及

災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて防災教育の徹底を図る。

また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(2) 職員及び関係者に対する普及

防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。

(3) ラジオ・テレビ・新聞、印刷物等による普及

市民等に対し、その時期に応じてラジオ・テレビ、新聞等の広報媒体を通じ、また、県及び市による印刷物等を作成配布し防災知識の高揚を図る。

(4) 映画、スライド、講演会等による普及

防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、防災関係者並びに市民等に対し、映画、スライドを活用し、また、講演会を適宜開催しその普及を図る。

(5) 市ホームページ、アプリ「静岡県防災」による普及

市民等に対し、伊豆市ホームページや静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」を通じ、ハザードマップの確認、防災知識の習得や避難トレーニングなど災害から身を守るための知識の普及を図る。

2 普及すべき内容

防災知識の普及にあたっては周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。

普及事項はおおむね次のとおりである。

(1) 防災気象に関する知識

(2) 防災の一般的知識

(3) 市地域防災計画の概要

(4) 自主防災組織の意義

(5) 災害危険箇所に関する知識

(6) 災害時の心得

ア 災害情報等の聴取方法

イ 停電時の心構え

ウ 早期避難の重要性、避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・正常性バイアス等を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、安全な親戚・知人宅や職場・ホテル・旅館等の避難場所、避難路等の事前確認の徹底

エ 食料、飲料水、携帯トイレ等、在宅で生活を継続するための準備

オ 避難所の適切な運営

カ その他の災害の態様に応じ、とるべき手段方法等

キ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や企業・学校の計画的な休業・休校等について

ク 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資

する行動

(7) 要配慮者及び男女双方の視点並びに家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへの配慮

3 市の実施事項

(1) 市職員等に対する教育

市職員として、行政をすすめる中で、積極的に地震等の防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項について研修会等を通じて教育を行う。

教育に当たっては、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努めるものとする。

ア 地震・津波等の防災に関する基礎知識

イ 東海地震等の災害発生に関する知識

ウ 静岡県第4次地震被害想定の内容

エ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策

オ 「伊豆市地域防災計画」の内容と市が実施している地震等の防災対策

カ 地震等が発生した場合及び地震が予知された場合、具体的にとるべき行動に関する知識

キ 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）

ク 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置

ケ 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらに基づきとられる措置

コ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置

サ 家庭の地震等の防災対策と自主防災組織の育成強化対策

シ 地震等の防災対策の課題その他必要な事項

カ～クについては、年度当初に各課・事務所等において、所属職員に対し、十分に周知する。

各部局等は、所管事項に関する地震等の防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行う。

なお、上記のほか、伊豆市教育委員会は「静岡県防災教育基本方針（県教育委員会編）」及び「学校の地震防災対策マニュアル（県教育委員会編）」によって、それぞれ職員に対して教育を行うものとする。

(2) 生徒等に対する教育

市教育委員会は、公立学校に対し、幼児・児童・生徒（以下、「生徒等」という。）に対する地震防災教育の指針を示し、その実施を指導する。また、住んでいる地域の特徴・災害リスクや過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。

ア 生徒等に対する指導

自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。

(ア) 災害発生時の実践的な防災対応能力を身につけられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。

(イ) 社会に奉仕する精神を培うとともに、防災ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組を活用して、ボランティア活動への参加を促進する。

イ 中学生、高校生を中心に応急看護の実践的技能の修得の徹底を図る。

ウ 家庭における防災教育

(ア) 家族全員の話し合いを通じ、児童生徒を含めた各人の役割を定めるなど常日頃から防災に対する関心を高める。

(イ) 保護者等は、児童生徒及び幼児に対してあらかじめ次の事項等について周知徹底する。

- ・ 判定会が招集された場合の保護者等の所在、帰宅の方法並びに時期
- ・ 保護者等が不在の場合にとるべき行動

(3) 学校教育職員等に対する教育

市職員に対する教育のほか、市教育委員会は「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」により、職員に対して教育を行う。

《共通対策編》
第2章

また、県で研修会等開催される研修会に積極的に参加し、児童生徒に対する教育の中で推進する。

(4) 市民に対する防災思想の普及

・市は、地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

この際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、さらに、家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへ配慮するよう努める。

また、市は、防災週間、水防月間、津波防災の日、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火山防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

・県が定めた「地震防災強化月間」（11月）と連携し、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つふじのくに防災フェロー、ふじのくに防災士、防災士等の積極的な活用を図る。

また、市及び県は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

・市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく、後世に伝えていくよう努めるものとする。

【一般的な啓発】

○ 啓発内容

ア 東海地震等防災の基礎的な知識

イ 静岡県第4次地震被害想定の内容

ウ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策

エ 突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策

オ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義とこれらの情報発表時の行動指針等の基本的知識

カ 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらの情報発表時にとるべき行動等の基本的知識

キ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置

ク 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性

ケ 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策

コ 津波・山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識

サ 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識

シ 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平時の準備

ス 居住用の建物・家財の保険・共済加入等の生活再建に向けた事前の備え

セ 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識

ソ 避難生活に関する知識

タ 要配慮者への配慮及び男女双方の視点並びに家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへの配慮

チ 安否情報の確認のためのシステム

ツ 地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性

テ 地域コミュニティ、文化財愛護団体等との連携による文化財保護活動の重要性

ト 避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性犯罪・性暴力・

《共通対策編》
第2章

DVの被害者にも加害者にもならないための、「暴力は許されない」意識の普及・徹底

○ 手段、方法

パンフレット、リーフレット、ポスター、映画フィルム、ビデオテープ及び報道機関等の媒体や防災士等の専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により、普及を図るとともに、特に突然発生した地震に対する住民の行動指針について周知徹底を図る。

【静岡県地震防災センターを活用した啓発】

市は、静岡県地震防災センターを活用して地震、津波、風水害、火山災害（以下「地震防災等」という。）に関する体験学習や家庭内対策等の展示、研修等に参加し、市民及び自主防災組織等の地震防災等に関する知識の啓発及び意識の高揚を図る。

【美しい伊豆創造センターと連携した啓発】

美しい伊豆創造センターと連携した以下のような取組により、地質災害（土砂災害、地震災害、火山災害等）について知識の普及に努める。

- ・ ジオパークの普及活動を通じた地域住民への災害リスク等の啓発
- ・ ジオツーリズムを通じた県内外の観光客への啓発
- ・ 学校でのジオパーク教育を通じた防災教育
- ・ ジオパークの運営組織やジオガイドの専門知識の活用

【社会教育等を通じての啓発】

市教育委員会は、PTA、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り住民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。

○ 啓発内容

住民に対する一般的な啓発に準ずる。その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。

○ 手段、方法

各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

【各種団体を通じての啓発】

市は次に掲げる団体及びこれに類する同業者組合等の各種団体に対して防災思想の普及に努める。

また、県が実施する啓発活動に積極的に協力するものとする。これによってそれぞれの団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進するものとする。

○ 対象団体

商工会、飲食店組合、その他

○ 手段、方法

ア 研修会、講演会等における講師等の派遣あっせん

イ 映画フィルム、ビデオ等資料の貸し出し準備その他

【防災上重要な施設管理者に対する教育】

市は、危険物を取り扱う施設、不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、南海トラフ地震臨時情報発表時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。

市は、国（総務省）と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等に在る外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

【相談窓口等】

市は住民の地震対策の相談について積極的に応ずるものとする。

- ア 地震対策の総括的事項
- イ 建築物の耐震化等主として建築物に関する事項
- ウ 災害危険箇所及び防災等に関する事項
- エ 救護、保護及び防疫等に関する事項
- オ 食料等緊急物資に関する事項
- カ 上下水道に関する事項
- キ 児童生徒に関する事項

(5) 市防災担当者に対する防災教育

災害応急対策の推進に当たり、中心となる市の防災担当職員を対象に研修会・講習会を適宜開催するとともに、県が実施する研修会への参加を通じ災害時における適切な判断力・行動力の養成及び防災知識・技術の向上を図るものとする。その際、国が開発する公開用eラーニング等を活用するものとする。

- ア 気象状況の知識
- イ 救急・救出の実務
- ウ 非常無線の取扱方法
- エ 災害危険箇所に関する知識
- オ その他防災に関すること

第5節 防災のための調査研究

1 実施方針

市における災害発生の様態から自然災害に重点をおき、次のとおり調査研究を行うものとする。

- (1) 本市の地形、地質的素因が自然的災害の発生に当たって、どのような反応を示すか調査検討する。
- (2) 古文書など過去の災害史を通じて、どんな種類の災害が発生しているかを調査検討する。
- (3) 災害史の検討により災害発生のメカニズムを理解する。
- (4) 今後同様のメカニズムが他のどの場所に発生する可能性があるか、地形、地質の面から検討する。
- (5) 要防災の程度を区分する。
- (6) 要防災地域の防災パトロールの実施
危険性があると判断される地域箇所については防災パトロールを強化し、災害発生を事前にキヤッチする。

2 土地条件調査上における地域別等の主要問題点

- (1) 狩野川流域
 - ア 上流河谷部における土砂の流出防止の問題
 - イ 修善寺～大仁間における湛水危険の問題
 - ウ 伊豆半島における火山活動と地殻の不安定の問題
- (2) 大雨による常襲冠水地帯の問題
- (3) 山沿い地帯の崩れの問題
- (4) 市街地における火災の問題
- (5) 土石流危険地域の問題

3 災害発生状況調査

(1) 地震

過去の主な地被害の発生状況や被害を整理するとともに、観測技術やリスク評価（プレート境界型の地震、活断層型の地震）応急対策実施状況等の資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。

(2) 津波

《共通対策編》
第2章

過去の主な津波被害の発生状況を整理するとともに、津波観測技術や津波の被害予測に係る基礎資料を収集し、今後の防災対応の基礎とする。

(3) 風水害

過去の主な風水害の発生状況を整理するとともに、浸水や地滑りに係る基礎資料を収集及び作成し、今後の防災対策の資料とする。

(4) 火山

過去の主な火山災害の発生状況を整理するとともに、火山観測技術や火山の被害予測に係る基礎資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。

(5) 大火災

火災について、その発生時点における気象状況、被害、規模、発生地域等を把握し、今後の火災防止の資料とする。

第6節 住民の避難体制

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（以下「避難地」という。）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知に努める。

1 避難地・避難路の周知啓発

市は、住民等に対し、避難地が災害種別に応じて指定されていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難地を避難先として選択すべきであることについて、日頃から周知啓発に努める。

2 避難地・避難路の安全性の向上

市は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。また、市は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

(1) 避難地

- ア 避難地標識等による住民への周知
- イ 周辺の緑化の促進
- ウ 複数の進入口の整備

(2) 避難路

- ア 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- イ 落下・倒壊物対策の推進
- ウ 誘導標識、誘導灯の設置
- エ 段差解消、誘導ブロックの設置

3 避難所の指定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(1) 避難所の指定

避難所は、自治会、町内会単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

ア 市は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平時から場所や収容人員、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

イ 市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入

《共通対策編》
第2章

れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

ウ 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

エ 市は、避難所の施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、特に、良好な生活環境確保のためにはトイレ（衛生）、キッチン（食事）、睡眠（ベッド）に関する環境の向上が重要であることから、市はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。加えて停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。なお、県及び市は、感染症対策について、平時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。

オ 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレや災害時シャワーシステム等の保健衛生に関する物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。

カ 市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

キ 市は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

ク 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(2) 2次的避難所の整備

ア 福祉避難所

- ・ 市は、一般の避難所では生活することが困難な障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知するものとする。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、市は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避

《共通対策編》
第2章

難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するよう努めるものとする。

- ・ 市は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。
- ・ 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「市福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。
- ・ 市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。
- ・ 市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等をお互いに交わすものとする。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 2次的避難所

- ・ 2次的避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障をきたすと判断される者を原則として7日以内の期間受入、健康を回復させることを目的とするものである。
- ・ 市は、大規模な災害により多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。
- ・ 市は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。

4 避難地、避難所等の施設管理

(1) 市

市は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

なお、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

ア 避難所の管理者不在時の開設体制

イ 避難所を管理するための責任者の派遣

ウ 災害対策本部との連絡体制

エ 自主防災組織、施設管理者との協力体制

避難地の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内閣府）を参考とする。

(2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡体制の構築を行う。

(3) 不特定多数の者が利用する施設の管理者

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多

《共通対策編》
第2章

数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

また、市は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

5 避難情報と住民がとるべき行動（安全確保措置）の周知・啓発

- ・ 市が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、市から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発するものとする。周知啓発に資するため、市は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。
- ・ 避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難地、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（立退き避難・水平避難）を基本とする。ただし、「避難」とは「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、避難地等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行う。
- ・ 住民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。
- ・ 市は、河川氾濫、土砂災害、地震・津波等の災害リスクごとに「いつ」、「どこへ」避難するかをあらかじめ整理し記載する。「わたしの避難計画」を、河川氾濫に係る避難行動計画(マイ・タイムライン)の作成と並行して推進し、住民の早期避難意識の醸成を図る。

第7節 防災訓練

市における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立及び市民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。

また、市の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。さらに災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。なお、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、余生手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。

1 総合防災訓練の実施

災害が発生した場合において、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的、かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況に鑑み、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の協力を得ておおむね次の事項に重点をおき、総合防災訓練を行うものとする。

- (1) 水防
- (2) 消火
- (3) 交通規制
- (4) 道路啓開
- (5) 救出・救護
- (6) 避難・誘導（津波含む。）
- (7) 通信情報連絡
- (8) 救助物資輸送
- (9) 避難所運営
- (10) 給水・炊出し

《共通対策編》
第2章

- (11) 応急復旧
- (12) 遺体措置

総合防災訓練では、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

2 地域防災訓練等の実施

- (1) 12月第1日曜日の「地域防災の日」に、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。
- (2) この訓練は、突発発生地震を想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に要配慮者等に配慮した訓練を実施する。
- (3) その他の防災訓練等の実施時期
 - ア 6月 土砂災害に対する防災訓練
 - イ 9月 総合防災訓練
 - ウ 12月 地域防災訓練
 - エ 3月 津波避難訓練

3 救助・救急関係機関の連携

市及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

4 市災害対策本部、要員訓練の実施

市災害対策本部開設時に応急対策活動に従事する市災害対策本部要員に対し、実践に即した訓練を実施するものとする。

5 非常通信訓練

災害時において、災害地から市災害対策本部並びに関係官公署に対する災害通報及び情報発信が迅速正確に行い得るよう、通信訓練を実施する。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。

6 防災訓練のための交通の禁止又は制限

県警察は、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で道路交通法に基づく交通規制を実施することができる。

7 防災訓練実施後の評価等

防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第8節 自主防災組織の育成

地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動（公助）が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。

特に、広域被害が予想される南海トラフ地震等に際しては、国、県、市をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、発災初期においては公助が地域の末端まで行き届かないおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動（自助・共助）が必要であり、また、この活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。

当面は、南海トラフ地震等の対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図る

《共通対策編》
第2章

ため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

(資料編2-8-1「自主防災組織一覧表」)

1 自主防災組織の概要

(1) 組織

区・町内会等の各自治会単位の組織とし、防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、市は、自主防災活動に多様な意見が反映させるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の3割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等に努めるものとする。

(資料編2-20-2)

(2) 編成

本部組織として、地区の実情に応じて消火班、救出・救助班、情報班、避難誘導班、生活班等を置き必要に応じて小単位の下部組織を置く。併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる防災委員を置く。

(3) 活動内容

ア 平時の活動

防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の整備及び備蓄、危険箇所の点検把握、避難計画の作成、各種台帳の整備・点検等を行う。

イ 災害時の活動

地域の警戒、情報の収集・伝達、救出・救助、避難誘導、避難所の立上げ、在宅避難者の支援等を行う。

2 推進方法

市は、地域住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して、地区の実情に応じた組織の育成を指導するとともに防災資機材等の整備についての助成を行う。

また、地区の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。

3 研修会等の開催

市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、自主防災組織のリーダーの育成を図るものとする。その際、女性の参画の促進及び男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を指導できる人材の育成に努めるものとする。

4 市民の果たすべき役割

地震、津波等の防災に関し、市民が果たすべき役割は極めて大きい。市民は、自分たちの安全は、自らの安全は自らの手で守る意欲をもち、平時から発災後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必要がある。

(1) 平時からの実施事項

ア 防災気象に関する知識の吸収

イ 地震防災等に関する知識の吸収

ウ 地域の危険度の理解

エ 家庭における防災の話し合い

オ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認

カ 石油ストーブ、ガス器具等についての耐震自動消火等火災予防措置の実施

キ 家屋の補強等

ク 家具その他落下倒壊危険物の対策

ケ 就寝時の非常持ち出し品、屋外避難用衣類、運動靴の配備

コ 飲料水、食料、日用品、携帯トイレ、医療品等生活必需品の備蓄（食料・飲料水については

《共通対策編》
第2章

最低7日分)

- サ 通信機器の充電装置、バッテリーの準備
 - シ 自動車へのこまめな満タン給油
 - ス 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え
 - セ 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動
 - ソ 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分）
- (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時の実施要領
- 平時の準備を生かし自主防災組織を中心として概ね次の事項が実施できるようにする。
- ア 正確な情報の把握
 - イ 火災予防措置
 - ウ 非常持出品の準備
 - エ 適切な避難及び避難生活
 - オ 自動車の運転の自粛
- (3) 災害発生後の実施要領
- ア 出火防止及び初期消火
 - イ 地域における相互扶助による被災者の救出活動
 - ウ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
 - エ 自力による生活手段の確保

5 地域における自主防災組織の果たすべき役割

地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。自主防災組織は、市と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって、平時から次の活動をするものとする。

(1) 防災知識の学習

正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。主な啓発事項は、南海トラフ地震臨時情報の知識、東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義や内容、平時における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割、女性が自主防災組織に参画する重要性等である。

(2) 「防災委員」の自主防災組織内での活動

防災委員は住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内においても、役員として、又は、組織の長の相談役、補佐役として『自主防災地図の作成』以下の諸活動の企画、実施に参画するものとする。

(3) 自主防災地図の作成

自主防災組織は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することによりの確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。

(4) 自主防災組織の防災計画書の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。

(5) 自主防災組織の台帳の作成

自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び南海トラフ地震臨時情報発表時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）の整備に当たっては、民生委員・児童委員、福祉関係団体等との連携に努める。

- ア 世帯台帳（基礎となる個票）
- イ 災害時要配慮者台帳（要配慮者に関する台帳）
- ウ 人材台帳
- エ 自主防災組織台帳

(6) 防災点検の日の設置

《共通対策編》
第2章

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。

(7) 避難所の運営体制の整備

市の「避難所運営マニュアル」や県の「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」等を参考に、市及び施設管理者と協力して避難所ごとのルールやマニュアル等の運営体制を整備する。

(8) 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に関する次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。

この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市町等と有機的な連携をとるものとするとともに、要配慮者への配慮及び男女共同参画の視点を生かした訓練の実施に努めるものとする。

ア 情報の収集及び伝達の訓練

情報伝達訓練は、伊豆市警戒本部又は災害対策本部等（以下「市本部等」という。）からの指示を地域住民に周知徹底させ、また、情報収集訓練は、地域内の活動、被害状況等の情報を正確かつ迅速に収集し、各自主防災組織から市本部等へ報告を行うとともに、地域住民にも周知させ、無用の混乱を避けることを目的とするものである。

イ 出火防止及び初期消火の訓練

初期消火を目的に、消火器、水バケツ、可搬動力ポンプ等の消火用機器の使用方法を地域住民全員に習得させて、誰でもが操作し消火作業に従事できるように訓練を行う。

ウ 避難訓練

避難訓練は、定められた避難場所へ迅速、安全に避難できるように繰り返し行う。避難路も複数の避難路を定めて、災害の状況に応じて適宜選択する。

非常持出品や服装などについても、常に用意を整え、実践的な訓練を行うものとする。

エ 救出及び救護の訓練

家屋の倒壊及び家具の転倒等により自力脱出困難者を救出するためのジャッキ、チェンソーなどの操作者を育成するとともにAED、三角巾による救護及び担架搬送訓練を繰り返し行う。

オ 炊き出し訓練

定期的に行い、いつでも炊き出しができるように訓練する。

(9) 防災用資機材の備蓄

自主防災組織ごとに、災害時、注意情報発表時及び警戒宣言発令時に対する備えとして、防災用資機材、非常食用料、医薬品などの備蓄を行うように努める。

(10) 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

6 市の指導及び助成

(1) 自主防災組織の設置

自主防災組織は、地域住民が共同して地域及び自分を守るという連帯感に支えられ、自発的に結成されることが基本である。自主防災組織が十分その機能を発揮し、継続して活動を行っていくためには、その基礎となる組織体制をしっかりと整えておくことが必要であり、そのためには、地域の人々が地震対策を十分話し合い、共通の目的意識を持ち、最もその地域にあった自主防災組織をつくるよう努めることが必要である。

また、自主防災組織を運営していくうえで基本的な事項については、規約を設けて明確にしておくことが必要である。

（資料編2-8-2「自主防災組織規約（例）」）

(2) 防災指導員

市民の防災意識の高揚及び啓発、自主防災組織の育成など防災対策の推進を図るため、伊豆市防災指導員を置く。

ア 防災指導員は、防災活動に対する熱意を持つ者のうちから、自主防災会長が推薦し、市長が委嘱する。

《共通対策編》
第2章

イ 防災指導員は、自主防災組織等の区域ごとに3人以内とする。

(3) 自主防災に関する意識の高揚

市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会を開催する。

その際、女性の参画の促進及び自主防災組織における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。

(4) 組織活動の促進

市は、消防団等と有機的な連携を図りながら避難所配備職員等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実を図る。

(5) コミュニティ防災センターの活用

市は、コミュニティ防災センターを設置し、自主防災活動の拠点として次の事項等について活用する。

ア 平時は自主防災活動の中心として、防災訓練及び防災知識の普及の場とする。

イ 南海トラフ地震臨時情報発表時は、自主防災組織の地震防災応急対策の活動拠点とするとともに、避難を必要とする者を受け入れる施設とする。

ウ 地震発生後は、緊急に避難するための施設として活用するほか、自主防災活動等の拠点とする。

(6) 自主防災組織への助成

市は、自主防災組織の活動に必要な防災用資機材及び倉庫の整備を促進するため、必要な助成を行う。

(7) 静岡県防災アプリ「静岡県防災」の活用

市は、当該アプリに搭載した機能を活用し、自主防災組織ごとの状況を把握及び理解するとともに、自主防災組織の役員が自らの組織の状況を評価し改善できるようにするなど、地域防災力の向上に努めるものとする。

7 自主防災組織と消防団との連携

消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団OBが自主防災組織に加わり、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。

消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

市は、消防団について、加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実や教育・訓練の充実に努めるものとする。

第9節 事業所等の自主的な防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、平時から次の事項について努めなければならない。

- ① 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。
- ② 自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所および関係地域の安全の確保に確保すること。
- ③ 発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内に留めおくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること
- ④ 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、市及び県が実施する防災に関する施策へ協力すること
- ⑤ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業などを不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。

《共通対策編》
第2章

1 平時からの防災活動の概要

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集、伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 救出及び応急救護等
- (7) 飲料水、食料、災害用トイレ等、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保
- (8) 施設及び設備の耐震性の確保
- (9) 予想被害からの復旧計画策定
- (10) 各計画の点検・見直し

2 防災力向上の促進

市は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

また、物資供給事業者の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。

市及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

3 事業継続計画（BCP）の取組

事業所等は事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

第10節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を所有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。また、地区の防災活動の推進を図るため、防災計画を防災会議において報告するとともに、市ホームページなどで紹介する。

なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第11節 ボランティア活動に関する計画

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会等のNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の強化を図るものとする。また、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、その環境整備を図るものとする。

1 ボランティア活動の支援

市は、伊豆市社会福祉協議会及び市ボランティア協会等と協力して、地域の災害ボランティア団

《共通対策編》
第2章

体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。

市は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への住民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

市は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。

市は、災害ボランティアセンターの設置予定場所を伊豆市地域防災計画に明記するよう努める。

2 災害ボランティア・コーディネーターとの連携

市は、災害時にボランティア活動の申出者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。

第12節 要配慮者支援計画

高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その支援する内容等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備するものとする。

1 災害時要配慮者支援体制

(1) 市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、要配慮者避難支援計画（資料編2-12-1）等に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、支援ボランティア等と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等要配慮者の避難支援体制を整備するものとする。

(2) 地域においては、市のみでなく、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して要配慮者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。

ア 行政機関

警察、消防、福祉事務所

イ 地域組織

自治会、町内会等

ウ 福祉関係者、福祉関係団体

民生委員・児童委員、伊豆市社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、相談支援事業者、支援ボランティア

(3) 市は、応援職員（福祉関係職員等）の派遣及び要配慮者のための物資等を供給できるよう応援体制を確保する。

2 避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成等

(1) 避難行動要支援者の把握

市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という。）の把握に努める。

(2) 名簿の作成

市は、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿、以下「名簿」という。）を市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、作成するものとする。

(3) 名簿の更新

避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

《共通対策編》
第2章

市は、市の機能が著しく低下することを考え、データ管理については、バックアップ体制を築くよう努める。また、災害時の停電も考慮し、紙媒体により最新の情報を保管するものとする。

(4) 名簿の提供

ア 災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、次の避難支援等関係者等に対し、本人の同意を得ることにより、名簿情報を提供する。また、名簿の提供にあたり、個人情報に対する配慮が損なわれることのないよう避難支援関係者に説明するものとする。

- (ア) 駿東伊豆消防本部、伊豆市消防団
- (イ) 静岡県警察（伊豆中央警察署）
- (ウ) 伊豆市社会福祉協議会
- (エ) 民生委員・児童委員
- (オ) 区長・自主防災組織
- (カ) 地域包括支援センター
- (キ) 居宅介護支援事業者
- (ク) 相談支援事業者
- (ケ) 支援ボランティア
- (コ) NPO

イ 現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。

(5) 名簿情報漏えい防止

上記により名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生ずる。

市は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報漏えい防止のために次の各号に掲げる措置を避難支援関係者に求めるとともに市としての措置を講ずる。

ア 避難支援等関係者は、情報漏えいを防止するため次の措置を講ずる。

- (ア) 避難行動要支援者に関する情報を無用に共有、利用しないこと
- (イ) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを認識すること
- (ウ) 受け取った名簿を必要以上に複製しないこと
- (エ) 名簿の情報先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定すること

イ 市は、名簿の提供に際して、避難支援等関係者が適正な管理を図るよう適切な措置を講ずる。

- (ア) 避難行動要支援者名簿には秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難の避難支援関係者に限り提供すること

(6) 個別避難計画の作成等

市は、伊豆市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする

《共通対策編》
第2章

ものとする。

市は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

3 避難行動要支援者の避難支援

個別計画に基づく各自主防災組織の避難支援者は平時に定めた避難行動要支援者の避難支援を行う。その際、避難支援者の安全確保を図ることが大前提とするよう十分注意すること。また、避難支援ができない場合には、自主防災組織、消防団等に応援を求めるものとする。

4 防災訓練

市は、県と連携し、要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加する防災訓練を実施する。

5 人材の確保

市は、県と連携し、日頃から手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。

6 協働による支援

市は、県と連携し、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。

7 情報伝達

市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、次の事項に配慮する。

- (1) 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、ひとり一人に的確に伝わるようにすること
- (2) 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- (3) 高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流すこと

8 地区防災計画との整合

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

9 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行えるよう、避難支援等関係者等の安全確保に十分留意する。特に、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておくこと。

その際、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。

10 要配慮者利用施設における避難確保措置

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成し、訓練をするものとする。

第13節 観光客対策

伊豆は、県内外から多くの観光交流客が来訪する県下有数の観光地である。そこで、市内観光施設及び宿泊施設に滞留していると想定される観光客等の特性を把握したうえで、災害による被害を最小

《共通対策編》
第2章

限に食い止めるために、日頃から概ね以下の項目について市と旅館、ホテル、民宿、観光協会等が協力して、観光客等に対する防災対策を進める必要がある。

市は、県、関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、観光客への安全対策を促進するものとする。

この「観光客等」とは、観光地で見物・体験するために訪れた狭義の観光客だけではなく、交通機関や道路等が寸断された場合に帰宅するまでに相当の時間を要する「帰宅困難者」も対象とした対策とする。

1 市

(1) 観光客等に対する情報提供手段及び体制の確立

防災マップ等作成し、観光案内所や宿泊施設等に配布し観光客に周知するとともに、観光施設や有料道路料金所、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等が、観光客等に情報を提供できる体制づくりを進める。さらに、コミュニティFM等のメディアを活用した情報伝達システムを検討する。

(2) 観光関係機関と公共交通機関等における情報連絡体制の確立

観光関係者等と鉄道、バス、船舶等の公共交通機関が連携を図り、災害時における交通情報を速やかに共有するために、緊急時における情報連絡手段を確立する。

(3) 土肥地区の安全確保対策

ア 台風等の来襲に備え、市、観光協会、ライフセーバーが日頃から連携を図り、水難事故防止対策を講じる。

イ 観光協会・旅館組合と連携した津波対策の推進及び安全化施策をHP等で発信する。

(4) 滞留旅客に対する資機材等の備蓄

滞留旅客の集中が想定される観光施設にあつては、地域の自主防災会と連携を図り、観光客等への資機材等（通信機器、食料、飲料水、毛布等）の備蓄を検討する。

(5) 防災道の駅伊豆月ヶ瀬の活用

帰宅困難者等の一時避難場所として、防災道の駅伊豆月ヶ瀬を活用する。また、帰宅困難者等への資機材等の備蓄（食料、飲料水、毛布、携帯トイレ等）を進める。

2 観光協会・旅館組合等

災害時における避難誘導體制の整備等について、県、市、地域と連携を図り、防災計画（マニュアル）策定と、それに基づく防災体制を確立する。

3 観光施設・宿泊施設職員

(1) 情報収集と観光客等への情報提供手段の確保

(2) 従業員への防災訓練・防災教育の実施

災害時に観光客等の安全を確保し、避難誘導が正確かつ迅速に行えるように、日頃から防災訓練や図上訓練（DIG）等を実施する。

第14節 孤立対策

伊豆市は、海と山に囲まれているため、災害時に道路交通が寸断された場合には周辺地域から孤立するおそれがあり、災害の応急復旧のための人員、緊急物資などの輸送に支障が起きることが予想される。

孤立した場合に備え、外部との連絡手段及び人員、緊急物資などの輸送手段を整備しておく必要がある。

1 情報網の充実等防災拠点の整備

(1) 災害時に孤立した場合には、まず市内の被災状況や応援要請など情報を静岡県及び周辺市町等に確実に連絡することが重要である。そのためには、市内の状況を把握するための市内の情報網

《共通対策編》
第2章

とその情報を県、周辺市町又は関係機関等へ連絡するための連絡手段を確保する。

- (2) 指定避難所・各地区の防災拠点に行政無線機・簡易無線を整備、指定避難場所、地区集会所等に簡易無線機の整備を進める。また新規に整備していくものとは別に携帯電話や漁業無線、アマチュア無線など既存にあり、実際に利用されているものを、災害時に活用する。
- (3) 災害時における受援体制や備蓄の充実を図るため、拠点となる防災施設の整備を推進する。

2 緊急交通網（道路、海上、ヘリポートの整備）

災害時に市が孤立し、外部からの応援が必要となった場合のために受け入れ手段としての緊急交通網の確保が必要となる。現在、伊豆市にはヘリコプターの離着陸が可能な用地として、21箇所を指定しているが、航空輸送には限界があるため、空路、陸路、海路等の各交通手段の特性を生かした緊急交通網の整備を図る必要がある。

海路すなわち船による輸送は、防災港である土肥港を中心とし、中継し輸送にあたる。

第15節 救助・救急活動に関する計画

市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

市は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

第16節 公共建物等の災害予防計画

市の管理する建築物等は、災害発生時に防災拠点として重要な役割を果たすため、これらについての整備を促進する。

1 公共施設の耐震化

各小学校等についても耐震補強済みで、庁舎は耐震化の促進を検討する。

2 避難地の整備

公園、広場などの整備による避難地の確保、避難路となる沿道のブロック塀及び3階建て以上の落下物の改善促進など安全対策を図る。

3 水道施設の耐震化

現在、配水管として一部石綿管が敷設されているため、布設替を行い耐震強化する。

第17節 応急住宅・災害廃棄物処理

1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）

市は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

2 応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）、公営住宅

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。

3 災害廃棄物処理

- ・市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。
- ・市は、国とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。
- ・市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できる

《共通対策編》
第2章

よう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の在り方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

- ・市は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

第18節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画

1 市の体制整備

- ・市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。
- ・市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体の担い手の確保・育成に取り組むものとする。
- ・市は大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。
- ・市は、防災機能を有する道の駅を広域的な防災拠点若しくは地域の防災拠点として位置付け、災害時における救命・救助活動や道路啓開活動等に資する機能強化に努めるものとする。
- ・市は、ひなた公園を防災拠点とするとともに、同公園内の危機管理センターにおける災害対策本部、備蓄物資保管場所、緊急物資集積場所、情報通信施設等について、その機能強化に努めるものとする。
- ・市は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。

2 重要施設の管理者

- ・市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含む自家発電設備、燃料貯蔵設備等を安全な位置に整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平時から点検、訓練等に努めるものとする。
特に、災害拠点病院等の人命に関わる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。
- ・病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大に努めるものとする。

3 ライフライン事業者

- ・災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。
- ・ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。
- ・電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。
- ・被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。

《共通対策編》
第2章

- 水道事業者及び下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。
- 市、電気事業者は、大規模な災害のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

第19節 被災者生活再建支援に関する計画

1 実施体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家の被害認定調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

ア 罹災証明の根拠となる住家被害認定調査に係る人材育成及び訓練

罹災証明書は、内閣府が示す「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等に基づき行う住家被害認定調査により判定したその被害の程度を証明するものであり、その証明内容により被災者支援の内容もことなることから、調査の遅れや不備による混乱が生じないように、市は、平時から専門的な知識及び経験を有する職員の育成等に努め、定期的に訓練を行う。

イ 罹災証明書の交付に係る実施体制の構築及び訓練

市は、住家被害認定調査の結果を基に罹災台帳を作成し、被災者の申請を受けて、罹災台帳で確認した被害の程度を記載した証明書を交付する。罹災証明書の交付の遅れが被災者支援の遅れにもつながるため、必要な人員及び会場確保等の実施体制の構築に平時から努め、定期的に交付訓練を行う。

ウ 他の地方公共団体や、土地家屋調査士や不動産鑑定士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結

エ 応援の受入れ態勢の構築

2 システムの活用

市は、災害時における被災者生活支援業務の迅速化・効率化を図るためシステムを活用し、罹災証明書の交付が遅滞なく行えるよう努めるものとする。また、罹災証明書の添付を必要とする各種支援対策について、システムを罹災証明書の添付を不要とする運用について検討するものとする。

第20節 業務継続に関する計画

1 業務継続体制の確保

市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

2 業務継続計画等において定めておく事項

市は、内閣府（防災担当）作成「市町村のための業務継続計画作成ガイド」「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を踏まえ、少なくとも以下の事項についてあらかじめ定めておくものとする。

- 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- 電気・水・食料等の確保

《共通対策編》
第2章

- ・ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ・ 重要な行政データのバックアップ
- ・ 非常時優先業務の整理

第21節 複合災害対策

- (1) 市及び防災関係機関は、地震、津波、原子力災害、風水害、火山災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。
- (2) 市及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。また、その際、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。
- (3) 市及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第22節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

市は、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むものとする。また、平時から男女共同参画の視点に配慮した避難所の開設・運営の在り方について、避難所運営マニュアル等に記載しておくとともに、指定避難所とその地域の住民等による組織を作り、訓練等を通じ、災害時に避難所を円滑に開設・運営できるよう努めるものとする。

第23節 原子力災害対策

- 1 情報収集・連絡体制等の整備
 - 市は、県及び関係機関等から積極的に情報収集するための体制を整備するとともに、防災対策上必要とされる資料を整理する。
 - 原子力事業者（中部電力株式会社静岡支店原子力グループ東部・伊豆地域担当など）との連絡体制の保持
- 2 市民への的確な情報伝達体制の整備
 - 市民に対して提供すべき情報・内容を整理するとともに、伝達体制及び手段を整備する。

第24節 災害に強いまちづくり

- 市は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」※1及び「グリーンインフラ」※2の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。
注）※1の例として、水田の貯留機能を活用した洪水抑制、海岸防災林の造成により津波防災機能を持たせること等が、※2の例として森の防潮堤づくり、多自然川づくり等の取組が挙げられる。
- 市は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。
- 市は、平時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。
- 市は、緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災

《共通対策編》
第2章

害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

- 市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。
- 市は、発災後に迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めるため、平時から復興の課題を想定し、住民合意のもと、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前都市復興計画」の策定に努めるものとする。
- 市は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。

第3章 災害応急対策計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防ぎよし、又は応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するために、市が指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得て災害応急対策を実施するときの計画とし、おおむね次の場合の措置とする。

- (1) 「災害対策基本法」(以下、「法」という。)第5条(市町村の責務)の規定に基づき、市の責務として実施する場合の措置
- (2) 法第62条(市町村の応急措置)の規定に基づき、市の応急措置を実施する場合の措置
- (3) 法第67条(他の市町村長等に対する応援の要求)の規定に基づき、他の市町村等に対して応援を要求する場合の措置
- (4) 法第68条(都道府県知事等に対する応援の要求等)の規定に基づき、知事等に対して応援を要求する場合の措置
- (5) 法第68条の2(災害派遣の要請の要求等)の規定に基づき、知事等に対して災害派遣の要請の要求をする場合の措置
- (6) 法第73条(都道府県知事による応急措置の代行)の規定に基づき、知事等による応急措置の代行を実施する場合の措置

第1節 総則

1 市地域防災計画と県地域防災計画との関係

法第42条(市町村地域防災計画)では、市地域防災計画は県地域防災計画に抵触してはならないと規定されているが、両計画は当然に不可分の関係にある。

市地域防災計画では、県と協力し、市が災害応急対策を実施するに当たって留意する事項について定める。

2 市の行う措置

法第50条(災害応急対策及びその実施責任)に基づき、市が行う応急措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
 - (2) 消防、水防、その他応急措置の実施に関する事項
 - (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項
 - (5) 施設及び設備の応急復旧に関する事項
 - (6) 清掃、防疫その他保健衛生に関する事項
 - (7) 犯罪の予防、交通規制その他社会秩序の維持に関する事項
 - (8) 緊急輸送の確保に関する事項
 - (9) 河川法第22条に基づく洪水防御に関する事項
 - (10) 水防法に基づく水防応急対策の実施に関する事項
 - (11) 道路法第68条に基づく措置に関する事項
 - (12) 土地改良法第120条に基づく措置に関する事項
 - (13) 応援の要求に関する事項
 - (14) 警戒区域の設定に関する事項
 - (15) 被害状況等の報告に関する事項
 - (16) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御、又は拡大の防止のための措置に関する事項
- 上記(16)として行う措置の例は以下のとおりである。
- ・ 発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、公共施設の応急復旧を速やかに行う。
 - ・ 大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者等に関わる社会福祉施

《共通対策編》
第3章

設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

- ・ 県、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定するよう努める。

3 防災業務計画と市地域防災計画との関係

市地域防災計画は、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触しないこととし、かつできるだけ重複を避けるため当該機関の実施すべき事務又は業務の内容は省き、分担する基本的事項のみとする。

4 この計画を理解し実施するための留意事項

(1) 関係法律との関係

法第10条（他の法律との関係）に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。

(2) 相互協力

法第4条（都道府県の責務）・第5条（市町村の責務）・第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）・第7条（住民等の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。

- ・ 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、災害廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、市は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。
- ・ ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市、ライフライン事業者等は、関係する省庁と連携して、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

この計画の運用についても関係機関はもとより公共的団体・個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たすことを期待するものである。

(3) 市の配慮すべき事項

ア 要請について

市長は、市地域防災計画に基づき災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、この計画により県その他関係機関の応援、実施を必要とする場合は遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請連絡するものとする。

要請連絡は、電信電話を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとする。なお、電信電話等で要請した事項については事後正式書面により処理するものとする。

イ 関係者への周知徹底について

市長は、県がこの計画に基づき施設、物資等のあっせんを行うに当たり、これが的確かつ迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売業者に対し、災害時の相互協力について十分周知徹底を図り、所要の配慮をしておくものとする。

(4) 応援の指揮系統

法第67条（他の市町村等に対する応援の要求）、第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）及び第72条（都道府県知事の指示）の定めるところにより応援に従事する者は、市長の指揮の下に行動するものとする。

(5) 協力要請事項の正確な授受

要員の動員協力、物資調達等の要請、あっせん、受諾に当たっては特に混乱しやすい災害時であり、不正確な授受のため事後責任の所在が不明確になりがちであるので、市、関係機関、業者とも相互に要請内容のほか次の事項を確認しておくものとし、事後経費等の精算に支障のないよ

《共通対策編》
第3章

う留意するものとする。

ア 機関名

イ 所属部課名

ウ 氏名

(6) 従事命令等の発動

法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じ従事命令、物資の収用等強制権を発動することとしているが、その行使に当たっては慎重に扱うとともに、関係者に対しては、常にその主旨に沿った行動を徹底させておくものとする。

(7) 標示等

災害応急対策を円滑に処理するため、この計画に定める標示等のほか、必要に応じ他の標示等を設定するものとする。また、設定にあたっては、標示等の意義・目的等が正確に判別できるように留意する。

(8) 知事による応急措置の代行

法第73条（都道府県知事による応急措置の代行）の規定に基づき、市長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合、伊豆市地域防災計画の定めるところにより行うものとする。

(9) 経費負担

ア 災害応急対策に要する経費については、法第91条（災害予防等に要する費用の負担）の定めるところにより「災害救助法」等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担するものとする。

イ 県が市長の要請により、他の都道府県、市町あるいは業者等から動員し、又は物資の調達をした場合、経費の精算は応援又は供給をした都道府県、市町若しくは業者の請求に基づき、県が確認の上それぞれ定められた負担区分により精算するものとする。

(10) 活動体制

市は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。

第2節 組織計画

市の災害対策組織体制を明らかにし、応急対策の遂行の支障のないよう措置することを目的とする。

1 災害対策組織

(1) 伊豆市防災会議

編成及び運営に関し必要な事項は、伊豆市防災会議条例（平成16年4月1日条例第18号）の定めるところによる。

（資料編3-2-1「伊豆市防災会議条例」）

(2) 伊豆市災害対策本部

ア 編成

伊豆市災害対策本部組織編成図の定めるところによるものとする。

イ 設置基準

(ア) 大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、市長がその対策を必要と認めるとき

(イ) 「災害救助法」による援助を適用する災害が発生したとき

ウ 設置場所

災害対策本部は、伊豆市役所に置く。

（資料編3-2-3「伊豆市災害対策本部条例」）

エ 運営

伊豆市災害対策本部条例（平成16年4月1日条例第21号）の定めるところによる。

（資料編3-2-3「伊豆市災害対策本部条例」）

(3) 伊豆市水防本部

水防本部の組織に関し、必要な事項は〈風水害対策編〉の定めるところによるものとする。ただし、市災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

(4) その他

《共通対策編》
第3章

ア 標識

本部活動を円滑に進めるため、標識を定めるものとする。

イ 本部職員の証票

本部職員の証票は、市職員身分証明書をもって兼ねるものとし、法第83条第2項（強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票）による身分を示す証票も本証で兼ねるものとする。

2 市職員の配備及び動員

(1) 災害時の配備体制とその基準

事象 体制	南海トラフ 地震臨時情 報	地震災 害	風水害等一般災害	津波災害	伊豆東部火 山群、富士山 火山
事前配備体 制 (情報収集 体制)	南海トラフ 地震臨時情 報(調査中)	震度4	警戒レベル3相当情報 各種警報(波浪、津波を 除く)	津波注意報	気象台から の情報
警戒体制 (第1次配 備体制)	南海トラフ 地震臨時情 報(巨大地震 注意)	震度5 弱	警戒レベル4相当情報 氾濫警戒情報 高齢者等避難	津波警報	火山状況 解説情報(臨 時)
警戒本部体 制 (第2次配 備体制)	南海トラフ 地震臨時情 報(巨大地震 警戒)		警戒レベル5相当情報 氾濫危険情報	大津波警報	噴火警戒レ ベル4
災害対策本 部 (第3次配 備体制)	—	震度5 強以上	各種特別警報 氾濫発生情報 大規模な災害が発生、ま たは発生する恐れがあ るとき	大規模な災害が発 生、または発生す る恐れがあるとき	噴火警戒レ ベル5

別表(1) 事前配備体制(情報収集体制)と分掌事務

担当	分掌事務
危機管理監 危機管理課員 支所長 支所職員	1 配備体制に関する事 2 自主避難所の速やかな開設に向けた準備に関する事 ※気象予報等により第1次配備体制前でも自主避難所を開設する 場合あり 3 情報収集及び情報伝達に関する事 4 市役所各部局及び関係各機関との連携調整に関する事 5 報道に関する事 6 その他必要な事項

別表(2) 警戒体制(第1次配備体制)と分掌事務

担当	分掌事務
市長 副市長 教育長 各部局長 消防団長(副団長は各支所) 総務課長 ※その他、各部局において部・局 長から命を受けた職員(連絡員・情	1 配備体制に関する事 2 自主避難所・指定避難所の速やかな開設に向けた準備に関す ること 3 情報収集及び情報伝達に関する事 4 関係各機関との連携調整に関する事 5 消防団(水防団)の出動に関する事 6 自主防災組織との連携に関する事 7 その他必要な事項

《共通対策編》
第3章

報収集員)	
自主避難所派遣要員	<p>1 自主避難所の開設</p> <p>※自主避難所派遣要員は、修善寺地区が総務課長、各支所においては支所長の命により行動することとする。</p> <p>※気象予報等により第1次配備体制前でも自主避難所を開設する場合あり</p>

別表（3）警戒本部体制（第2次配備体制）と分掌事務

担当	分掌事務
市長 副市長 教育長 各部・局長 総合政策部、総務部各課長 産業部、建設部の各課長 市民部、健康福祉部及び教育部の各課長 ※その他、各部局において部・局長から命を受けた職員	<p>1 配備体制に関すること</p> <p>2 指定避難所の速やかな開設に向けた準備に関すること</p> <p>3 情報収集及び情報伝達に関すること</p> <p>4 関係各機関との連携調整に関すること</p> <p>5 消防団（水防団）の出動に関すること</p> <p>6 自主防災組織との連携に関すること</p> <p>7 部局業務における初動体制の確保に関すること</p> <p>8 災害対策本部の速やかな設置に向けた業務に関すること</p> <p>9 その他必要な事項</p>
指定避難所派遣要員	<p>1 指定避難所の開設</p> <p>※指定避難所派遣要員は、修善寺地区が総務課長、各支所においては支所長の命により行動することとする。</p>

別表（4）災害対策本部体制（第3次配備体制）と分掌事務

担当	分掌事務
全職員	<p>1 配備体制に関すること</p> <p>2 情報収集及び情報伝達に関すること</p> <p>3 上部機関に対する要請及び報告に関すること</p> <p>4 消防団（水防団）の出動に関すること</p> <p>5 自主防災組織との連絡調整に関すること</p> <p>6 各部局業務に関する「別表（5）」のとおりとする</p> <p>7 その他必要な事項</p>
指定避難所派遣要員	<p>1 指定避難所の開設</p> <p>※指定避難所派遣要員は、修善寺地区が総務課長、各支所においては支所長の命により行動することとする。</p>

別表（5）災害対策本部事務分掌表

担当	分掌事務
本部	1 災害対策本部の総括に関すること
危機管理課	<p>1 災害対策本部、地震災害警戒本部及び水防本部の設置・運営に関すること</p> <p>2 災害対策の庶務に関すること</p> <p>3 災害対策の情報連絡の総括に関すること</p> <p>4 県東部地域局、自主防災会、他の行政機関及び防災関係機関等の連絡・調整に関すること</p> <p>5 自衛隊、警察、消防及び海上保安庁等の派遣要請に関すること</p> <p>6 災害救助法の適用に関すること</p> <p>7 被害調査に関する集約に関すること</p> <p>8 本部と各部局との情報連絡に関すること</p> <p>9 災害の記録に関すること</p> <p>10 災害救助法適用基準調査に関すること</p>
総務部	<p>1 総務部の総括に関すること</p> <p>2 修善寺地区の総括に関すること</p>

《共通対策編》
第3章

	<ul style="list-style-type: none"> 3 修善寺地区の指定避難所の設置・運営に関する事 4 庁舎の管理に関する事 5 緊急車両の手配に関する事 6 本部との連絡調整に関する事 7 災害対策本部等の運営支援
総合政策部	<ul style="list-style-type: none"> 1 総合政策部の総括に関する事 2 本部との連絡に関する事 3 災害時の広報及び報道対応に関する事 4 災害対策の財務に関する事 5 電算システムの被害状況の把握に関する事 6 復興に関する事 7 災害対策本部等の運営支援
市民部	<ul style="list-style-type: none"> 1 市民部の総括に関する事 2 本部との連絡に関する事 3 住家被害認定調査及び罹災台帳の作成に関する事 4 罹災証明書発行に関する事 5 遺体の処理・火葬・埋葬及び安置所の設置その指導に関する事 6 身分照会及び死亡者の戸籍事務に関する事 7 残骸物等の処理・応急措置に関する事 8 清掃免疫用資機材及び薬剤に関する事 9 災害時の動物保護に関する事
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> 1 健康福祉部の総括に関する事 2 本部との連絡に関する事 3 「災害救助法」に基づく救助事務に関する事 4 罹災者の生活相談及び福祉資金等に関する事 5 福祉施設の被害調査・応急対策・復旧に関する事 6 応急医療救護に関する事 7 医師会等の医療関係機関との連絡調整に関する事 8 医療救護用資機材及び救急医療品の確保に関する事 9 救護所の設置・運営に関する事 10 感染症予防に関する事 11 被災者の健康保持に関する事 12 園児の保護及び保育園、こども園の対策に関する事 13 避難行動要支援者の支援に関する事 14 災害ボランティアセンターの設置・運営、関係機関との調整及び災害ボランティアの受入等に関する事 15 災害義援金及び義援品に関する事
産業部	<ul style="list-style-type: none"> 1 産業部の総括に関する事 2 本部との連絡に関する事 3 観光客等の安全確保に関する事 4 観光関係施設の被害調査・応急対策・復旧に関する事 5 農林水産関連施設及び農地の被害調査に関する事 6 物資集積所の設置・運営、応急食料の調達及び被災住民への支給等に関する事 7 商品価格の安定に関する事
建設部	<ul style="list-style-type: none"> 1 建設部の総括に関する事 2 本部との連絡に関する事 3 建設業組合等に対する協力要請に関する事 4 道路、橋梁、河川、急傾斜地等の災害危険箇所の点検・調査に関する事 5 農林土木施設及び一般土木施設の被害調査・応急対策・復旧に関する事 6 応急資材等の確保に関する事 7 緊急道路・幹線道路の確保に関する事 8 住宅の応急危険度判定に関する事 9 応急仮設住宅に関する事

《共通対策編》
第3章

	10 水防作業に関すること 11 上下水道業者に対する協力要請に関すること 12 飲料水の確保・被災地への供給に関すること 13 上水道施設の被害調査・応急対策・復旧に関すること 14 下水道施設の被害調査・応急対策・復旧に関すること
教育部	1 教育部の総括に関すること 2 本部との連絡に関すること 3 教育関係施設の被害調査・応急対策・復旧に関すること 4 児童・生徒の安全確保及び小・中・義務教育学校の対策に関すること 5 社会教育施設等の利用者の安全確保、被害調査・応急対策・復旧に関すること 6 文化財の被害調査・応急対策・復旧に関すること 7 応急食料の調理・手配に関すること
議会事務局	1 本部との連絡に関すること 2 災害時の議会に関すること
会計課	1 災害活動に伴う物品の出納に関すること
各支所	1 支所の総括に関すること 2 本部との連絡調整に関すること 3 災害時の広報・報道対応に関すること 4 指定避難所の設置・運営に関すること 5 庁舎内の被害の被害調査・応急対策・復旧に関すること

(2) 市職員の動員

災害応急対策に必要な職員の動員は、「災害時の配備体制とその基準」に基づき各配備体制区分に従って市職員の動員を行うものとし、その概要は次のとおりである。

ア 事前配備体制時等の動員

(ア) 事前配備体制（情報収集体制）職員の動員

(イ) 警戒体制（第1次配備体制）職員の動員

(ウ) 警戒本部体制（第2次配備体制）職員の動員

イ 市災害対策本部職員の動員

災害対策本部体制（第3次配備体制）のための全職員の動員

ウ 動員の指令

(ア) 事前配備体制時及び警戒体制時の職員の動員は危機管理監（不在の場合は総務課長（以下すべてこの体制とする。））が行う。

(イ) 市災害対策本部設置時の動員は本部長（不在の場合は副本部長）が行う。

(ウ) 動員の指令は庁内放送及び電話、伊豆市職員メール等により連絡をとるものとする。

(エ) 職員は、動員の連絡を受けた時は、直ちに配備体制につかなければならない。

ただし、市警戒本部及び市災害対策本部員は連絡を受ける以前であっても警報（観測情報・注意情報・予知情報（警戒宣言を含む。））の発令を覚知した場合又は突発的災害や、山・がけ崩れ、震度4以上の地震を覚知した場合など状況判断により登庁するものとする。

エ 職員参集の条件

(ア) 事前配備体制（情報収集体制）

動員対象者は無条件に登庁

(イ) 警戒体制（第1次配備体制）

動員対象者は無条件に登庁とするが、地すべり等の初期状況や震度5弱以上の地震により道路の寸断など登庁の途が絶たれた職員は避難所となり得る公共施設にて避難者への対応及び現場での情報収集にあたる。

(ウ) 警戒本部体制（第2次配備体制）

動員対象者は無条件に登庁とするが、大津波警報発表時に海岸付近にいる職員は、自身並びに周りの住民等と共に高台又は津波避難ビル等の指定緊急避難場所へ避難し、身の安全の確保に努めるものとする。地すべり等の初期状況や震度5弱以上の地震により道路の寸断など登庁の途が絶たれた職員は指定避難所となり得る公共施設にて避難者への対応及び現場で

《共通対策編》
第3章

の情報収集にあたる。

(エ) 災害対策本部（第3次配備体制）

動員対象者は無条件に登庁とするが、地すべり等の小規模な災害や地震などにより職員及び家族に死者、けが人が出た場合は応急処置後に登庁するものとする。

また、登庁の途中で救出救助を求められた場合は、職員は災害対策本部の職務を優先し、現場を職員以外の消防団員若しくは自主防災組織に任せる。

(オ) その他

災害が発生したことを知った時、又は災害が発生するおそれのあることを知った時は、災害の状況により判断し、各配備体制の動員対象者は直ちに登庁するものとする。

(3) 災害対策本部の運営

ア 発生した災害の種類、時期、規模及び対応すべき内容等に応じ柔軟に運営する。

イ 市長不在時の代行順位（副市長、総務部長の順）

ウ 災害対策本部運営訓練の成果等を活用し「災害対策本部運営マニュアル」を整備する。

第3節 応援・受援計画

この計画は、市長が動員を命令し、又は要請する場合の対象者及び時期、実施方法等を明らかにし、応急措置に必要な人員確保の円滑化を図ることを目的とする。

1 動員の実施基準

(1) 動員の時期

市長が必要と認める時、又は他の計画の定めるところによる。

(2) 動員（応援動員要請）対象者

ア 市職員（職員の配備体制に基づく人員構成）

イ 消防団員

ウ 警察官

エ 自衛官

オ 海上保安官

カ 医師、歯科医師又は薬剤師

キ 保健師、助産師又は看護師

ク 土木技術者又は建設技術者

ケ 大工、左官又はとび職

コ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者

サ 県職員

2 実施方法

(1) 市職員の応援

市長は、避難所等を開設した場合、職員を派遣するとともに、その他各地区及び協定市町等からの応援要請に可能な職員を派遣する。

- ・ 市は、災害後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。
- ・ 市は、土木・建設職などの技術職員が不足している市町への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。
- ・ 市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。
- ・ 市は、職員が現地において円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものと

《共通対策編》
第3章

- する。
- (2) 消防団員の動員
市長は、災害の発生のおそれがある時、又は災害が発生し応急措置の実施が必要であると認めるときは、消防団長に出動の準備をさせ出動を命ずるものとする。
- (3) 警察官の応援動員要請
市長は、災害の発生のおそれのあるとき、又は災害が発生し、応急措置の実施が必要であると認めるときは、伊豆中央警察署長に対し、出動を要請するものとする。
- (4) 自衛隊の派遣要請の要求
自衛隊の派遣要請の要求を行う場合の必要事項は、〈第27節 自衛隊派遣要請要求計画〉の定めるところにより行うものとする。
- (5) 海上保安庁に対する支援要請の要求
海上保安庁への支援要請の要求に関し、必要な事項は〈第28節 海上保安庁に対する支援要請要求計画〉の定めるところによるものとする。
- (6) 医療助産関係者の応援動員要請（従事命令を含む。）
医師、歯科医師、薬剤師、看護師又は助産師の応援動員要請に関し必要な事項は〈第14節 医療助産計画〉の定めるところによる。
- (7) 遺体措置（検案）関係者の応援動員要請
医師、歯科医師の応援動員要請に関し必要な事項は、〈第17節 遺体の捜索及び措置埋葬計画〉の定めるところによる。
- (8) 土木業者、建築業者及び技術者等の応援動員要請（従事命令を含む。）
ア 動員要請を行う場合は、他の機関の動員と競合することのないよう当該関係機関と調整協議し、業者名簿を参照して当該応援動員対象業者又は個人に直接若しくは当該業者の所属する伊豆市建設業組合等に対して行うものとする。
イ 応援動員の範囲及び応援動員要請等は資料編（3-3-1）に掲げるところにより行うものとする。
ウ 応援動員の派遣中の指揮は原則として、市長が行うものとし、それによることが不可能又は困難な場合、また適当でない場合はその都度知事が指示するものとする。
- (9) 関係機関等への協力要請
災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の応援動員のみでは不足する場合に、次のとおり職員の応援動員の要請等を行うことができる。
ア 指定地方行政機関の長に対して行う派遣要請
次の事項を明らかにしたうえ派遣を要請する。
（ア）派遣を要請する理由
（イ）派遣を要請する職員の職種別人員数
（ウ）派遣を必要とする期間
（エ）派遣される職員の給与その他の勤務条件
（オ）その他職員の派遣について必要な事項
イ 県知事に対する職員の派遣あっせん
このほか法第30条の規定に基づき、知事に対し、次の事項を明らかにした上で職員の派遣についてあっせんを求めることができる。
（ア）派遣のあっせんを求める理由
（イ）派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
（ウ）派遣を必要とする期間
（エ）派遣される職員の給与その他の勤務条件
（オ）その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項
ウ 県知事等に対する応援要請等
・ 市は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。
（ア）応援を要請する理由
（イ）応援を必要とする人員、資機材等

《共通対策編》
第3章

- (ウ) 応援を必要とする場所
- (エ) 応援を必要とする期間
- (オ) その他応援に対し必要な事項

- ・ 市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。
- ・ 市は、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

エ 他の市町等に対する応援要請

- (ア) 市は地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域支援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求めるものとする。
- (イ) 「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。この場合応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。
- (ウ) 災害時相互応援協定を締結している市町村

東部地区災害応援協定	沼津市、熱海市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆の国市、函南町、清水町、小山町、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援協定	沼津市、熱海市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆の国市、函南町、清水町、小山町、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町（静岡県） 小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町（神奈川県） 富士吉田市、身延町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町（山梨県）
全国梅サミット協議会加盟市町村災害時相互応援協定	水戸市、安中市、越生町、青梅市、小田原市、熱海市、奈良市、みなべ町、太宰府市、湯河原町、若狭町
災害時相互応援協定	飯田市、恵那市、平塚市

3 応援要請の受入体制の確立

防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び市長はこれらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備する。

- (1) 全ての応援動員者の作業が効率的に行えるよう、応援動員者の受入体制に支障のないよう措置するものとする。
- (2) 動員により応援を受ける場合は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。
- (3) 庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。
- (4) 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。
- (5) 災害のフェーズにおいて被災地方公共団体に必要と思われる応援内容。

《共通対策編》
第3章

時期	対策等		主な応援内容		
			応援要員の派遣	物資・資器材の提供	その他
初動期 (発災から概ね3日間)	体制の確立		情報収集体制の確立 先遣隊等 現地連絡室等の設置 後方支援本部等の設置		
	救助・救急活動		緊急消防援助隊出動 警察災害派遣隊出動		
	消火活動		緊急消防援助隊出動		
	医療活動		DMAT・救護班		DH出動 傷病者受入れ
	遺体措置		DMAT・救護班		DH出動 遺体収容所の検案
	建築物等危険度判定		応急危険度判定士		
	土砂災害危険箇所緊急点検等		土木職員等派遣	資器材の提供	
応急対応～復旧期 (避難所～仮設住宅期)	避難者対策		避難所運営支援要員		
	短期派遣	広域避難	避難調整要員		避難者、傷病者受入れ 避難所、公営住宅提供
		生活物資の供給	物資集積・配送拠点要員	食品、飲料水、生活必需品、医薬品、燃料等提供	
		給水	給水要員、給水車		
		健康対策	保健師等		
		心のケア	専門家		
		生活衛生対策	し尿汲み取り作業員	仮設トイレの提供	
	防疫対策		消毒薬配布作業	消毒薬等の提供	
	遺体の葬送				遺体の火葬
	応急仮設住宅の整備・確保		建築職員等	資器材の提供	
	社会基盤施設の応急・復旧		土木職員等	資器材の提供	
	住家被害認定調査(1次調査)		専門的な知識を有する者※1	資器材の提供	
	応急対応～復旧期 (避難所～仮設住宅期)	水道の応急・復旧	水道技術職員	資器材の提供	
専門職員			資器材の提供		
災害廃棄物の処理		専門職員		災害廃棄物の受入	
被災者生活支援		住民相談窓口要員			
市町村事務全般の支援		家屋被害認定調査 罹災証明発行要員			
学校教育機能の回復		教員等			
文化財の保全		専門家等			
災害ボランティアの活動促進		ボランティア・コーディネーター		ボランティアバスの運行	
住家被害認定調査(2次調査)		専門的な知識を有する者※2	資器材の提供		
復旧～復興期 (仮設～復興住宅期)	社会基盤施設の復旧		土木職員等		
	心のケア		専門家		
	被災者生活支援窓口		住民相談窓口要員		
	市町村事務全般支援		復興計画の策定等支援		

※1：他自治体職員、土地家屋調査士等 罹災証明書の申請受付及び交付

※2：他自治体職員 罹災証明書の申請受付及び交付

《共通対策編》
第3章

(6) 自衛隊の支援

自衛隊の派遣に関し必要な事項は〈第27節 自衛隊派遣要請計画〉の定めるところによるものとする。

(7) 海上保安庁の支援要請の要求

海上保安庁への支援要請に関し必要な事項は〈第28節 海上保安庁に対する支援要請計画〉の定めるところによるものとする。

(8) 市は、あらかじめ人的応援の受入れに関する受援計画を作成し、応援職員等の受入体制の整備に努めるものとする。

第4節 通信情報計画

情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、県及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

1 基本方針

(1) 県との情報活動の緊密化

ア 収集及び伝達は、県災害対策本部と県災害対策本部東部方面本部、県災害対策本部東部方面本部と市災害対策本部、各相互間のルートの基本として、警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもと行う。

イ 情報活動の緊密化のため、派遣される伊豆中央警察署の警察官及び県災害対策本部東部方面本部職員の受入れを行う。

(2) 情報活動の迅速的確化

災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱班等を県に準じてあらかじめ定める。また、第1報を的確に把握するため、宿・日直による24時間体制で行うものとする。

(3) 市は、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者等を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。

(4) 市は、県及び防災関係機関との情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を新総合防災情報システム（SOBO-WE B）に集約できるよう努めるものとする。

(5) 市は、災害時に災害対応基本共有情報（E E I）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。

(6) 情報伝達体制の確保

市、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時を含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

2 情報の収集及び伝達体制の整備

(1) 気象、地象及び水象（以下、この節において「気象等」という。）に関する情報の受理、伝達、周知（災害対策本部）から通知される気象等情報（資料編3-4-1「気象等の予報及び警報の種類と発令基準」）の受理は、市災害対策本部（災害対策本部設置前においては、市警戒本部若しくは危機管理課）において受理し、その気象情報等は、同時通報用無線、広報車、メール等を活用して、住民等に対して周知徹底を図るものとする。

また、可能な限り要配慮者に配慮した情報の伝達に努めるものとする。なお、水防予警報の受理、伝達、周知については、〈風水害対策編〉に定めるところによる。

(2) 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達

収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱い部局等を県に準じてあらかじめ定めておくものとする。なお、災害発生直後においては、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

また、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから地域における情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定め迅速、的確な情報の収集にあたるものとする。

危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するとともに、避難情報等については、災

《共通対策編》
第3章

害情報共有システム（Lアラート）の活用など住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

- ア 被害の状況
- イ 避難の勧告・指示又は警戒区域設定状況
- ウ 生活必需物資の在庫及び供給状況
- エ 物資の価格、役務の対価行動
- オ 金銭債務処理状況及び金融動向
- カ 避難所の設置状況
- キ 避難生活の状況
- ク 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況
- ケ 応急給水状況
- コ 観光客等の状況

(3) 情報収集方法等

災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集は、防災行政無線、消防団簡易無線等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。

特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

- ア 職員派遣による収集
災害発生後、ただちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。
- イ 自主防災組織等を通じた収集
自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。
- ウ 参集途上の職員による収集
勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。

3 被害状況等の報告

(1) 市長に対する報告

- ア 市職員は、災害が発生した場合、又は発生が予想される場合は、被害状況報告書により所管事項に係る災害情報及び被害の状況を収集して部局ごとに取りまとめ、災害対策本部員会議あるいは本部長報告において市長に報告するものとする。
- イ 伊豆中央警察署長は、災害情報を市長に報告する。

(2) 知事に対する報告区分・要領等

- ア 被害速報（随時）
市長は、災害が発生したときから応急措置が完了するまで、(資料編3-4-2)に定める〔被害程度の認定基準〕に基づき、(資料編3-4-3 (No.2)〔被害速報（随時）〕)により県東部方面本部長（東部地域局長）を経て、県本部長（知事）に報告する。
また、被害規模を早期に把握するため、市長は119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し県東部方面本部長（東部地域局長）に報告する。
ただし、県東部方面本部長（東部地域局長）に連絡がつかない場合は県本部長（知事）に、県本部長（知事）に連絡がつかない場合は内閣総理大臣に報告する。なお連絡がつき次第、本部長（知事）及び県東部方面本部長（東部地域局長）にも報告する。
- イ 定時報告
市長は、定められた時間に県東部方面本部長（東部地域局長）に定時報告をする。市長は可能な限り最新の被害状況を(資料編3-4-3 (No.3)〔災害定時及び確定報告書〕)により把握しておくものとする。
- ウ 確定報告
市長は、被害状況確定後速やかに(資料編3-4-3 (No.3)〔災害定時及び確定報告書〕)により県東部方面本部長（東部地域局長）を経由して、本部長（知事）に文書をもって報告するものとする。

《共通対策編》
第 3 章

エ 知事等への報告・要請

(ア) 災害発生後に適宜、前記のとおり報告するとともに、「情報広報実施要領」に定める情報事項について速やかに県に報告し、又は要請を行うものとする。

ただし、県に報告できない場合には、一時的に消防庁へ報告する。また、市内で震度 5 強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、市から直接消防庁へも報告する。なお、連絡がつき次第、県災害対策本部にも報告する。

情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりとする。

- ・ 緊急要請事項
- ・ 被害状況
- ・ 市の災害応急対策実施状況

(消防庁応急対策室)

		地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	N T T 有線
平日 (9:30~18:15)	電 話	8-048-500-90-49013	8-90-49013	03-5253-7527
	F A X	8-048-500-90-49033	8-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電 話	8-048-500-90-49102	8-90-49102	03-5253-7777
	F A X	8-048-500-90-49036	8-90-49036	03-5253-7553

(イ) 消防機関への通報が殺到した場合及び市内で震度 5 強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県及び直接消防庁へも、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市は、第一報後の報告についても引き続き消防庁に対して行うものとする。

(ウ) 知事に対して要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。

(エ) 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。

(3) 県に対する報告基準

法 53 条第 1 項の規定に基づき、市が県に報告すべき災害は、下記のとおり。

- ア 「災害救助法」の適用基準に合致するもの
- イ 市が市災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- エ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの
- オ 「火災・災害等即報要領」で定める「速報基準」に該当するもの

(4) 住家の被害認定調査（罹災台帳）（罹災証明書）

住家の被害認定調査に当たっては、発災から 1 週間以内を目途に被害認定調査業務の実施体制を確立し、発災後 1 ヶ月以内を目途に第 1 次調査を実施し、調査結果を記載した罹災台帳を作成し、被災者からの申請により、罹災台帳の記載内容を確認したうえで、住家被害の程度を証明する「罹災証明書」を発行する。

(資料編 3-4-4)

4 情報伝達手段及び通信系統

情報伝達は、次の手段を有効に活用して行う。なお、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化などの体制確立に努めるものとする。

災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合における必要な情報の収集又は通報のため、県、市及び関係機関を結ぶ通信系統は（資料編 3-4-5 情報の収集及び伝達系統図）による。

(1) 通信伝達手段

- ア 防災行政無線 主として県と市等の情報伝達に用いる。
- イ その他の無線及び優先電話等
孤立防止用衛星電話、災害応急復旧用無線、同時通報用無線、消防無線、防災関係機関所属

《共通対策編》
第3章

の無線を利用した非常通信、非常電話、非常電報等のほか、デジタル簡易無線、アマチュア無線等による非常通信、衛星携帯電話及び優先電話等のあらゆる通信手段を用いて情報の伝達を行う。

(ア) 非常通信の利用

静岡地区非常通信協議会加盟無線局加盟機関

- ① 静岡県
- ② 国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所）外
 - ・ 要請の時期
一般加入電話が利用できないとき
 - ・ 要請の方法
最寄りの無線局又は静岡地区非常通信協議会（静岡県庁防災通信管理室）に要請する。

(イ) 同報無線の利用

災害が発生したとき、又は発生するおそれのあるときは、同報無線を活用し、市民に情報の周知徹底を図る。

ウ 報道機関への協力要請による伝達

広範囲の住民に伝達する場合は、災害の規模・発生場所・発生に伴う注意報、警報等に関する情報をマスコミ、FMIS（コミュニティFM）等報道機関を通じて行う。また、避難情報については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して、迅速かつ的確に情報発信を行う。

エ 自主防災組織を通じた連絡

主として市から各地域内住民に対する情報伝達する場合に活用する。

オ 電気事業者

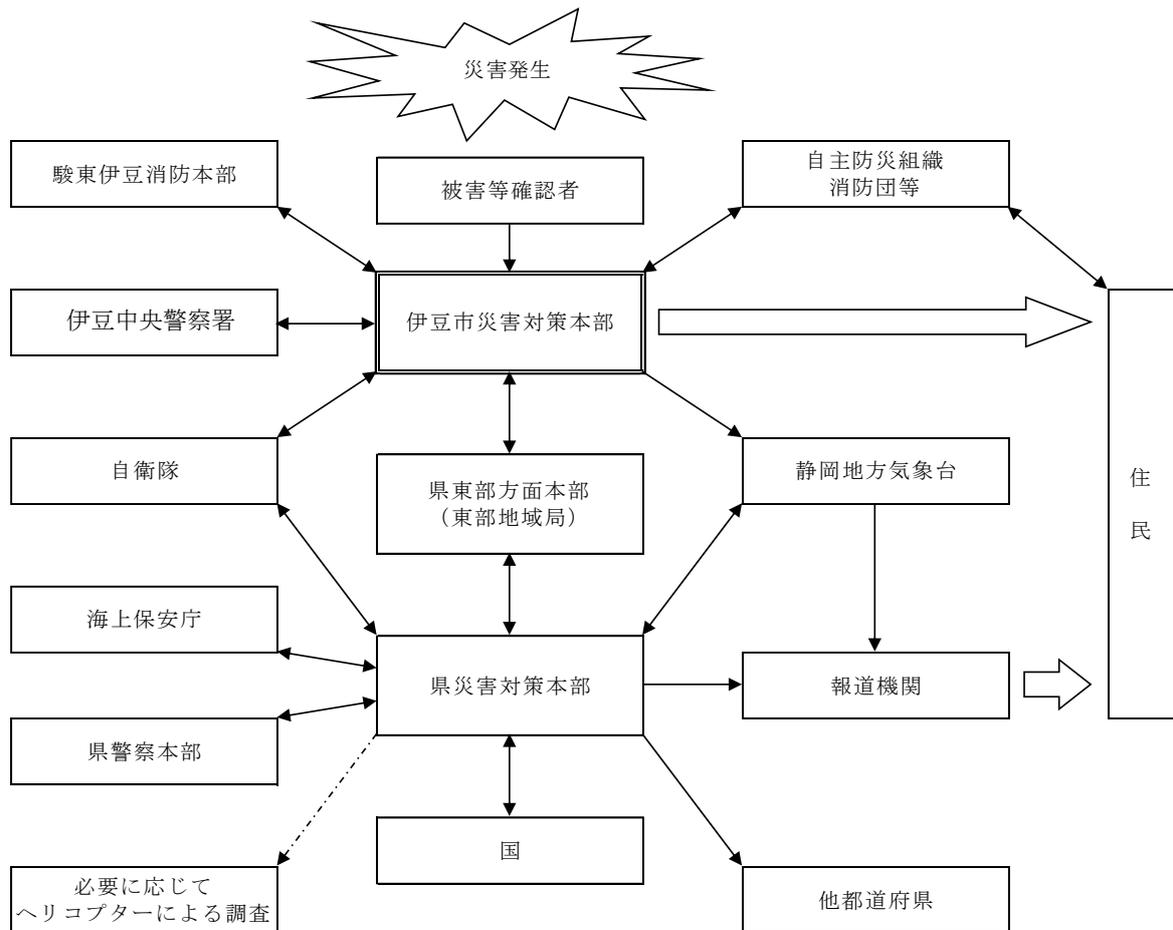
停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

カ 電気通信事業者

通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

キ 広報車等の活用

(2) 情報連絡系統図



5 異常現象発見者の通報

災害の発生のおそれがある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹等、噴火現象、火山性異常現象、頻発地震、異常潮位、異常波浪等）を発見した者は、その概況を遅滞なく市又は伊豆中央警察署に通報するものとする。また、火山噴火や竜巻等が発見した通報を受けた市は、気象庁(0570-015-024)へ通報するものとする。

6 災害の被害等の情報の収集及び伝達

事前配備体制から市災害対策本部設置後に至るまで、原則としてこの計画によるものとするが、突発的災害の発生時には、＜第32節 突発的災害に係る応急対策計画＞により、情報の収集、伝達を実施するものとする。

第5節 災害広報計画

災害時に住民に対し、必要な情報を提供して民心の安定を図るとともに県、関係各機関及び報道機関との協力体制を定め、広報活動の万全を期する。なお、その際、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者が安心して避難生活が送れるよう、プライバシーを重視するなどの配慮の行き届いた避難所運営を実施するものとする。また、居住地以外の市町に避難する被災者に対して、住民生活に密接に関係する事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

1 広報事項

市災害対策本部が広報すべき事項については、その文案及び優先順位をあらかじめ要領に定め、住民生活に密接に関係する事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

《共通対策編》
第3章

市及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

広報事項の主なものは、次のとおりである。

- (1) 気象、地象、水象に関する情報
- (2) 地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起
- (3) 電気、ガス、水道、電話、鉄道、道路等の被害状況及び復旧見込み
- (4) 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- (5) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (6) 人心安定のために市民に対する呼びかけ
- (7) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (8) その他、社会秩序保持のための必要事項

2 広報実施方法

市が災害対策上必要な事項を市民に対して周知する場合は、次に掲げる各種の媒体を活用して行う。

(1) 印刷媒体

ア 災害情報、生活支援に関わる情報、避難所運営会議で協議・決定した事項等は、伝言・掲示板等を通じて常に最新の情報を避難者全体へ伝達する。

イ 地区回覧板、新聞、チラシ等

(2) 視聴覚媒体

ア 緊急情報は、F M I S や伊豆市情報メールを活用して、迅速かつ的確に情報発信を行う。また、避難場所においては館内放送等を活用するとともに障害のある人及びその家族には個別に口頭伝達により周知する。

イ ラジオ放送（NHK、SBS（静岡放送）、K・MIX（静岡エフエム放送）、F M I S）、テレビ放送（NHK、SBS（静岡放送）、SUT（テレビ静岡）、SATV（静岡朝日テレビ）、SDT（静岡第一テレビ））

ウ 市広報車

エ 消防車（消防団所有）

オ 同時通報用無線（拡声子局、戸別受信機）

カ インターネット（市公式ホームページ、伊豆市情報メール等）

(3) 地域住民等に対する災害時の情報伝達手段として、災害情報共有システム（Lアラート）を介したメディアの活用を図る。

その際、停電や通信障害発生時には、情報を得る手段が限られることにも配慮する。

(4) 自主防災組織を通じての連絡

3 県に対する広報の要請

県に対して広報を要請する場合は、広報案文を添えて行う。

4 被災者の安否に関する情報の提供等

安否情報システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備する。

また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県が定める方針に基づき、県及び警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行う。

5 市民に対する広報活動（災害の段階毎の広報の方法及び内容）

(1) 災害発生前における広報活動

ア 広報の方法

同時通報用無線、広報車等による広報のほか、状況により、消防団（水防団）、自主防災組織、区会等を通じ周知徹底を図る。

イ 広報の内容

《共通対策編》
第3章

災害の推移、被害の防止に必要な注意事項、避難の準備、避難のための立ち退きの勧告、応急措置の状況等の広報を行う。

(2) 災害発生中の広報活動

ア 広報の方法

同時通報用無線、広報車等による広報のほか、消防団（水防団）、自主防災組織、区会等を通じ周知徹底を図る。また必要に応じ、テレビ、ラジオ等による広報を要請する。

イ 広報の内容

災害の推移、被害の防止に必要な注意事項、避難の準備、避難の指示、応急措置の状況等の広報を行う。

(3) 災害発生後の広報活動

ア 広報の方法

同時通報用無線、広報車、広報紙、チラシ等による広報のほか、消防団（水防団）、自主防災組織、区会等を通じ周知徹底を図る。また、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関に協力を要請し、広報活動の周知徹底を期するものとする。

特に、避難地及び避難所での広報については混乱や流言・飛語を防ぐために、市災害対策本部の管理の元で伝言板等への貼り紙（チラシ含）により書面を持って伝達するものとする。

6 報道機関に対する協力

(1) 報道対応責任者

市災害対策本部が報道機関に対応する場合の総括責任者は、副市長次いで総合政策部長とする。

(2) 情報発表方法

市内の被害状況については、報道機関に情報発表をする。発表方法はおおむね下記に定めるものとする。報道機関は（資料編3-5-1）に示す。

ア 被害が県内広域にわたる場合

直接報道機関との接触が錯綜するため、東部方面本部（東部地域防災局）に情報の発表を依頼する。

イ 被害が局地的な場合

直接報道機関と連絡をとり、情報の発表をする。

7 経費負担区分

(1) 市がラジオ放送及びテレビ放送を活用する場合の経費は、放送依頼時において、その都度協議して定める。

(2) 報道機関から災害記録写真を収集する場合に要する経費は、市が負担するものとする。

(3) 外部機関からの広報事項の受領をした場合の経費は、受領時においてその都度協議して定める。

第6節 災害救助法の適用計画

「災害救助法」に基づく救助の円滑な実施を図り、もってその万全を期する。

1 災害救助法の適用基準

「災害救助法」の適用基準は、「災害救助法施行令」第1条に定めるところによるが、市において具体的に「災害救助法」適用の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

(1) 市の区域内において、50世帯以上の住家が滅失したとき

(2) 県の区域内において、2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、市の区域内の人口に応じ、前記(1)の半数以上の世帯の住家が滅失したとき

(3) 県の区域内において、12,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、罹災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと

(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき

2 被害世帯の算定基準

(1) 被害世帯の算定

前記1の(1)～(3)に規定する住家が滅失した世帯の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することが出来ない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

ア 滅失（全壊・全焼・流失）

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損傷が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、次のいずれかに該当するものとする。

(ア) 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの

(イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

イ 半壊・半焼

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの

(ア) 損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの

(イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(ア) 前記ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの

(イ) 土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができないもの

(3) 世帯及び住家の単位

ア 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

イ 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

3 災害救助法の適用手続き（資料編3-6-1 災害救助事務手順表）

(1) 市の報告

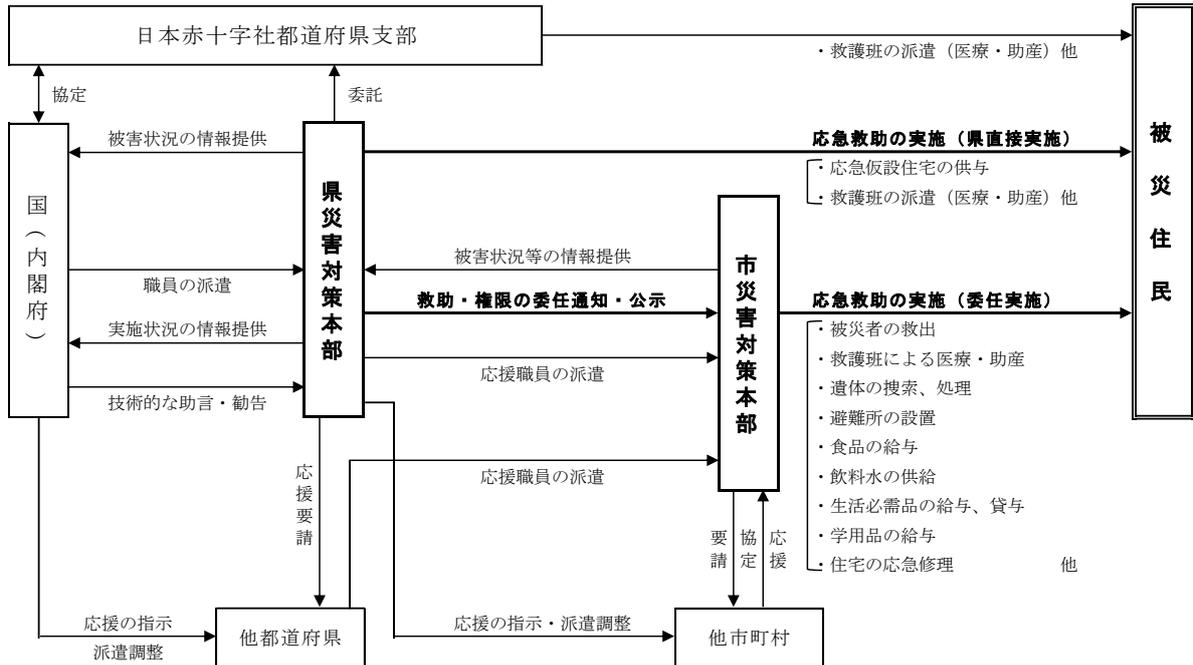
市長は、市の区域内に災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を東部地域局長を経由して県知事へ報告する。

(2) 県における適用手続き

ア 知事は市長からの報告又は要請に基づき、「災害救助法」を適用する必要があると認めるときは、「災害救助法」の適用等について市長に通知するものとする。

イ 「災害救助法」を適用したときは、速やかに公示を行う。

【災害救助法による応急救助の実施概念図】



4 災害救助法事務

災害に際し、市における被害が、前記「災害救助法」の適用基準のいずれかに該当している場合、次に掲げる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び期間について通知を受ける。

- (1) 避難所等の設置及び収容
- (2) 炊き出し、その他による食料品の給与
- (3) 飲料水の供給
- (4) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 罹災者の救出
- (7) 罹災者の住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 遺体の搜索
- (11) 遺体の措置
- (12) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

5 費用限度額

費用限度額は、(資料編3-6-3「災害救助法費用限度額・災害救助内容の早見表」)による。

6 一時繰替支弁

市は、救助に要する費用を県が支弁する暇がない場合は、一次繰替支弁する。

7 災害救助法適用外の災害

「災害救助法」が適用されない災害の場合は、被災の状況により市長の責任において救助を実施する。

第7節 避難救出計画

災害のために現に被害を受け、又は受けるおそれがある者の避難及び生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索、救出するために必要な措置を定めるとともに、「災害救助法」に基づいて行う実施事項を明確にする。

1 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、市長は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。

地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、市は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。

住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

なお、地震災害発生時においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要がある場合、避難情報を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

また、市は避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

① 避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動を取る際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）	住民がとるべき行動
警戒レベル1	早期注意情報（警報級の可能性）※1 （気象庁が発表）		防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
警戒レベル2	大雨注意報・洪水注意報・高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの）（気象庁が発表）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意情報 ・ 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布) (注意) ・ 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布) (注意) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル3	高齢者等避難（市長が発令）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫警戒情報 ・ 洪水警報 ・ 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布) (警戒) 	危険な場所から高齢者等避難 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

《共通対策編》
第3章

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨警報（土砂災害） ・ 土砂キキクル(大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒） ・ 高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）※2 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒レベル4	避難指示 （市長が発令）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報 ・ 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布）（危険） ・ 土砂災害警戒情報 ・ 土砂キキクル(大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（危険） ・ 高潮特別警報※3 ・ 高潮警報※3 	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 ・ 避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行う。
警戒レベル5	緊急安全確保 （市長が発令）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報 ・ （大雨特別警報（浸水害））※4 ・ （大雨特別警報（土砂災害））※4 ・ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切迫） ・ 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（災害切迫） ・ 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（災害切迫） ・ 高潮氾濫発生情報※5 	<p>命の危険直ちに安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。

注1 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみ発令する。

注2 市長は、住民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

注3 市長が発令する避難情報は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注4 土砂キキクル(大雨警報（土砂災害）の危険度分布)、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注5 「早期注意情報（警報級の可能性）」は、5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位（東部、中部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（静岡県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

注6 ※2について、暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

注7 ※3の高潮警報は、台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され、危険な場所からの避難が必要とされるため、また、高潮特別

《共通対策編》
第3章

警報は、台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される、ため、両方が警戒レベル4相当情報に位置付けられている。

注8 ※4の大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、市長は警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。

注9 ※5の高潮氾濫発生情報は、水位周知海岸において知事が発表する情報である。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。

② 実施者

ア 緊急安全確保、避難指示

a 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

b 市長又はその命を受けた職員は、洪水、津波又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）。

c 市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のための特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

d 市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき避難行動要支援者への避難指示を実施する。

e 警察官、海上保安官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる（法第61条）

f 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合に限り、避難等の措置を講ずる（自衛隊法第94条）

g 水防管理者は、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条）

イ 「高齢者等避難」の発令・伝達

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。

(2) 住民への周知

市長等は、避難指示等の実施に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、個別受信機を含む）、広報車、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮するものとする。

(3) 避難者の誘導等

ア 市

住民の避難誘導に際し、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連

《共通対策編》
第3章

絡をとるとともに、必要に応じ出動を求めるものとする。

併せて、市は、避難誘導にあたっては、避難地及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

イ 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

ウ 避難路の確保

市は、県、県警察及び道路管理者と連携し、住民の安全のための避難路の確保に努める。

(4) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

警察官、海上保安官又は自衛官は法第63条第2項、第3項の規定により市長の職権を行うことができる。なお、警戒区域を設定した場合、警察官、海上保安官又は自衛官は、直ちにその旨を市長に通知する。

2 被災者の救助

(1) 基本方針

ア 救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。

イ 市は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県が定める方針に基づき、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。

ウ 市長は、市内における関係機関による救出活動について、必要に応じて現地合同調整所を設置するなど、総合調整を行う。

エ 自主防災組織、事業所等及び住民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。

オ 自衛隊の救出活動は〈共通対策編 第3章 第3節 応援・受援計画〉及び〈共通対策編 第3章 第27節 自衛隊派遣要請要求計画〉の定めるところによる。

カ 救出・救助又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。また、消防本部は、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家（緊急メンタルサポートチーム）の派遣を要請する。

被災者等の惨事ストレス及び被災のショックや長期間強いられる避難生活のストレス、心のケアのため市は県に対してDPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請を行う。

(2) 市の役割

ア 平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。

イ 職員を動員し負傷者等を救出する。

ウ 市は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある消防団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するように呼び掛ける。

エ 重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。

オ 市は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し、救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。

(ア) 応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする人員、資機材等

(ウ) 応援を必要とする場所

(エ) 応援を必要とする期間

(オ) その他周囲の状況等応援に関する必要事項

《共通対策編》
第3章

(3) 自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。

- ア 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- イ 救出活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
- ウ 自主防災組織と事業所の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。
- エ 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。
- オ 救出活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察、海上保安部と連絡を取りその指導を受けるものとする。

3 避難対策

(1) 基本方針

ア 地震災害発生においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。

このため市は、適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。

- イ 情報提供、避難誘導及び避難所や避難生活の運営に当たっては、要配慮者等に配慮するものとする。
- ウ 避難対策の周知に当たっては、住民においては、避難の際は自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

(2) 情報・広報活動

ア 市及び防災関係機関は、地震等に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は、共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」に準ずる。

イ 市及び防災関係機関は、地震等に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は、共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第5節「災害広報計画」に準ずる。また、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者への的確な情報提供に配慮する。

ウ 住民は、適切な避難行動のため、同時通報用無線、ラジオ、テレビ等を通じ、可能な限り地震等に関する情報を入手するよう努める。

(3) 避難のための指示

ア 指示の基準

(ア) 市長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の指示をする。

(イ) 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は、ただちに避難の指示をした旨を市長に通知する。

(ウ) 知事は、災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難指示をする。この場合、知事はその旨を公示する。

(エ) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。

イ 指示の内容

避難指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

- (ア) 避難指示が出された地域名
- (イ) 避難路及び避難先
- (ウ) 避難時の服装、携行品
- (エ) 避難行動における注意事項

ウ 指示の伝達方法

市長又は知事は、避難指示をしたときは、直ちに指示が出された地域の住民等に対して、同時通報用無線、有線放送、広報車等により放送するほか、警察官、海上保安官、消防団、自主

防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

(4) 警戒区域の設定

ア 設定の基準

- (ア) 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
- (イ) 警察官又は海上保安官は、市長（権限の委任を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき又は市長から要請があったときは、警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちにその旨を市長に通知する。
- (ウ) 知事は、災害の発生により市長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。
- (エ) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長（権限の委託を受けた市職員を含む。）、警察官、海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、その自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。

イ 規制の内容及び実施方法

- (ア) 市長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、退去又は立ち入り禁止の措置を講ずる。
- (イ) 市長、警察官及び海上保安官は協力し、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

(5) 避難の方法等

ア 避難地への市職員等の配置

- (ア) 市が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護等のための市職員（消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。

イ 避難方法

災害の状況により異なるが、原則として次により避難する。

要避難地区で避難を要する場合

- (ア) 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域
 - ① 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能となった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。
 - ② 自主防災組織及び事務所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護、情報活動を行う。
 - ③ 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方式により一時避難地又は広域避難地へ避難する。
 - ④ 一次避難地へ避難した住民等は、当該一次避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市職員、警察官、海上保安官、自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て広域避難地へ避難する。
- (イ) 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに、自主的に安全な場所へ避難する。

その他の区域で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火予防措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

ウ 幹線避難路の確保

市は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。

エ 避難地における業務

- (ア) 避難地に配置された市職員又は警察官は、自主防災組織等の協力を得て、次の事項を実施する。
 - ① 火災等の危険の状況に関する情報の収集
 - ② 地震に関する情報の伝達
 - ③ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）
 - ④ 必要な応急救護

- ⑤ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動
(イ) 市が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。

4 避難所の開設・運営等

市長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保険医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、市が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

(1) 避難所の開設

ア 市

避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。

また、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。

この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。

市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

イ 県

市からの要請については、県が、県内の他の市町への応援の指示、全国知事会等への応援要請などにより施設の確保を図るとともに、関係機関への協力を得て避難者を移送するための措置を講じるとされている。

(2) 避難所の管理・運営

市は、施設管理者の協力を得て、避難所を管理・運営する。

ア 避難受入の対象者

(ア) 災害によって現に被害を受けた者

- a 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
- b 現に災害を受けた者であること

- (イ) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - a 避難指示が発せられた場合
 - b 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
 - (ウ) その他避難が必要と認められる場合
- イ 避難所の管理、運営の留意点
- 市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。
- (ア) 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報把握並びに県への報告
 - (イ) 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内
 - (ウ) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
 - (エ) 避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティション等や段ボールベッド等の簡易ベッドの設置
 - (オ) 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握
 - (カ) 避難行動要支援者への配慮
 - (キ) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施等必要な措置の実施
 - (ク) 簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレや災害時シャワースystem等の設置等、避難所の衛生環境の確保への配慮
 - (ケ) 感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施
 - (コ) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮
 - (サ) 相談窓口の設置（女性指導員の配置）
 - (シ) 高齢者、障害のある人、性的マイノリティの人、乳幼児、外国人等の要配慮者への配慮
 - (ス) 避難所運営組織に男女同数選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮
 - (セ) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
 - (ソ) 男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、女性用品の女性による配布、各活動班への男女両方の配置、防災ブザーの配布等による避難所における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置、仕事別に班分けした性別に偏らない組織づくり等、性別や世代等を問わないニーズへの配慮
 - (タ) 避難所における人権と安全を守るため、女性や子ども等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子ども等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供
 - (チ) 被災者支援等の観点からペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底
 - (ツ) 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるとともに、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること

《共通対策編》
第3章

- (テ) 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと
 - (ト) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施
- (3) 避難所の早期解消のための取組等
- 市は、県と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅の斡旋を行うなど、避難所の早期解消に努める。
- また、市は、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。
- なお、県、市、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。

5 災害救助法に基づく実施事項

(1) 避難所の設置

ア 設置基準

- ・ 原則として学校、公民館等既存建物を使用する。
- ・ 既存建物で不足する場合は、野外に仮小屋、天幕等を設置することとする。

イ 費用の限度

- ・ 資料編3-6-3「災害救助法費用限度額・災害救助内容の早見表」のとおり。

ウ 実施期間

- ・ 災害発生の日から7日以内。
- ・ ただし、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

(2) 罹災者の救出

ア 実施基準

- ・ 災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を探し救出する。

イ 費用の限度

- ・ 救助に必要な機械器具等の借上代等実費

ウ 実施期間

- ・ 災害発生の日から3日以内
- ・ ただし、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

6 市長の要求、要請事項等

(1) 市長の要請事項

- 市長は、自ら避難、救出を行うことが困難な場合には、下記事項を明らかにした上で、知事に応援を要請する。

区分	内容
避難の場合	<ul style="list-style-type: none"> ア 避難希望地域 イ 避難を要する人員 ウ 避難期間 エ 輸送手段 オ その他必要事項（災害発生原因）
救出の場合	<ul style="list-style-type: none"> ア 救出を要する人員 イ 周囲の状況（詳細に記入のこと） ウ その他必要事項（災害発生原因）

(2) 市長の県管理施設の利用

市長は、避難所の開設に関し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。

7 物資の備蓄、調達、供給関係

- 食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実
- 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。
- 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資について、あらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。
- 特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段を確保する。
- 市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。
- 市は、新物資システム（B-P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。
- 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-P L o）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

8 避難行動要支援者への支援

市は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、避難した福祉サービスの提供を行う。

(1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等

ア 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

(ア) 安否確認・避難誘導

市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、個別避難計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、支援が必要な高齢者及び障害のある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。

さらに、市は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

(イ) 被災状況の把握

市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

イ 福祉ニーズの把握

《共通対策編》
第3章

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

(2) 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当っては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても十分配慮する。

ア 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。その際には、福祉サービス事業者の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

イ 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。

ウ 広域支援体制の確立

市が被災した場合には、介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者が他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行われるよう、県が広域調整を行うなど支援体制の確立を図り、国や近隣都県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ることから、市は、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約し、県が行う広域支援に協力する。

9 広域避難・広域一時滞在

市が被災した場合は、介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者が他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行われるよう、県が広域避難を行うなど支援体制の確立を図り、国や近隣都県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ることから、市は、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約し、県が行う広域支援に協力する。

- 市は、災害の規模、被災者の避難・被害状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- 市は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入れの方法を定めるよう努めるものとする。また、市は、避難所及び避難地を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- 市は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- 市は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下「政府本部」という。）、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるよう努めるものとする。

《共通対策編》
第3章

- 市は、広域一時滞在の受入市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

区分		内容
県内	避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内他市町への受入れについては、当該市町へ直接協議する。 ・ 広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるよう配慮する。また、避難先の避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。
	受入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域避難を受入れる際は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。 ・ 市は、避難地を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

区分		内容
県外	避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。 ・ 広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。

第8節 愛玩動物救護計画

災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう市の実施事項を定める。

1 同行避難動物への対応

(1) 市

- ア 避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより市内一体性を有した体制整備を図る。
- イ 「災害時における愛玩動物対策行動指針」（環境省作成）等「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（県作成）により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。
- ウ 指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

(2) 飼い主

- ア 人とペットが安全に避難するため、また、避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。
- イ 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。
- ウ 処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。
- エ 飼い主が避難地へ避難する場合にあつては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難（※）に努めるものとする。

2 放浪動物への対応

(1) 市

- ア 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。
- イ 狂犬病予防法に基づく登録原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。
- ウ 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させる啓発を行う。

《共通対策編》
第3章

- エ 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。
 - オ 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。
- (2) 飼い主
- ア 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。
 - イ 放たれた動物による住民への安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が被災地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難（※）に努めるものとする。
- ※ 同行避難
- 災害時に飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地への避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

第9節 避難所設置・運営計画

避難所に避難した市民の管理及び公平な避難所運営を行う。

1 避難所の設置及び避難生活

(1) 基本方針

市は、避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、避難所ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て、必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

避難所の運営に当たっては、避難所ごとにあらかじめ定めたルールやマニュアル、市の「避難所運営マニュアル」や「避難生活の手引き」・「避難所運営マニュアル」（静岡県）、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）等を参考として、要配慮者及び居室・トイレ等の衛生環境の保持に配慮するものとする。

(2) 避難所の設置及び避難生活

ア 避難生活者

避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、居住する場所を確保できない者を対象とする。

イ 設置場所

(ア) 山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。

(イ) 避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。

- ① 学校、体育館、公民館等の公共建築物
- ② あらかじめ協定した民間の建築物
- ③ 広域避難地、一次避難地等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。）
- ④ 指定避難所（資料編《共通対策編》3-7-1 指定緊急避難場所及び指定避難所）

(ウ) 障害のある人、高齢者、乳幼児等については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し確保する。

(エ) 状況に応じて、公的宿泊施設、民間宿泊施設等を確保する。

(オ) 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を経由して中部運輸局静岡運輸支局に船舶のあっせんを要請する。

(カ) 避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は当該地域の避難場所を維持することの適否を検討するものとする。

(キ) 安全性の確認にあたり、県は「災害時における被災建築物応急危険度判定に関する協定書」に基づいて被災建築物の応急危険度判定を依頼するものとする。

ウ 福祉避難所

(ア) 市は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設

《共通対策編》
第3章

等を福祉避難所として指定し、公示するものとする。

- (イ) 市は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。
- (ウ) 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「市福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。
- (エ) 市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。
- (オ) 市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等をおこなうものとする。

エ 設置期間

市長は、地震情報、降雨等による災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建設状況等を勘案し、県と協議して設置期間を定める。

オ 避難所の運営

- (ア) 市は、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て運営する。
- (イ) 避難所には避難所等の支援を行うために必要な避難所連絡員を配置する。また、避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。
- (ウ) 避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。
- (エ) 自主防災組織は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。
- (オ) 運営が軌道に乗り次第、市、自主防災組織及び避難所の施設管理者中心の運営から、避難所利用者中心の体制に切り替える。市、自主防災組織及び避難所の施設管理者は運営をサポートする。
- (カ) 市は、援助が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、この内、避難生活が困難な者の社会福祉施設等への移送に努める。
- (キ) 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。
- (ク) 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等へ報告を行うものとする。

カ その他

- (ア) 災害救助法に基づく市の実施事項は、「共通対策編 第3章 第6節 災害救助法の適用計画」による。
- (イ) 県管理施設の避難所としての利用については、「(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第7節「避難救出計画」による。

(3) 避難生活

避難所における避難生活は、自主防災組織等を中心に、相互扶助の精神により自主的に運営するものとする。このため自主防災組織等は市と協力して、炊き出し、給食、給水、応急救護、地域情報の収集、清掃等の活動の役割分担を早急に確立し、秩序ある避難生活を送るよう努めるものとする。

(4) 避難所におけるスペースの配分

屋外避難が困難である場合、屋内でのスペースのおおむねの配分を示す。

ア 避難者収容場所

基本的に耐震化された体育館等とする。

イ 避難者のスペース

避難者は家族単位とし、おおむね1人1畳程度のスペースとする。

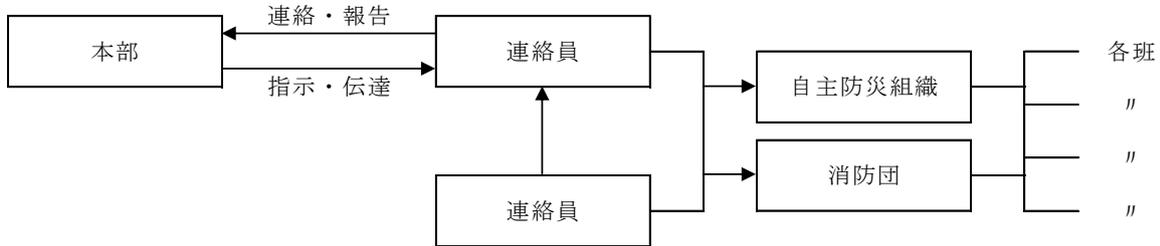
《共通対策編》
第3章

ウ 要配慮者への対応

多くの住民との共同居住が困難な要配慮者については、避難所内に別のスペースを設ける。

2 避難者の管理体制

(1) 避難所に配置された連絡員（市職員）は、学校施設管理者の教職員及び自主防災組織等と協力して管理にあたるものとする。



(2) 連絡員は自主防災組織と協力して市民を含めた管理班を編成する。必要となる管理班はおおむね下記のとおり。

- ア 人員確認班 … 避難者の移動をチェックし名簿を管理する。(資料編3-8-1)
- イ 介護支援班 … 避難所内の要介護者に対する家族の介護を支援する。
- ウ 物資配分班 … 物資が供給される際に公平な配分を行う。
- エ 炊き出し班 … 避難所での炊き出し等を行う。
- オ 施設整備班 … 避難所施設等の整備や衛生管理を行う。

3 避難所連絡員の行動

- (1) 連絡員は、避難指示が発せられた時、又は上司の命令があった場合直ちに配置につくものとする。
- (2) 連絡員は、自主防災組織、消防団、警察署等関係機関と緊密な連携のもとに避難所の運営に当たるものとする。
- (3) 連絡員は、避難所への収容人員や氏名を一覧表として把握するとともに、傷病人が発生した場合は、速やかに本部に報告し、適切な措置を講ずるものとする。(資料編3-8-1・3-8-2)
- (4) 連絡員は、避難所の安全管理に必要な収容人員の把握に努め、収容能力からみて危険があると判断したときは、すみやかに本部と連絡をとり適切な措置を講ずる。
- (5) 連絡員は、常に本部と情報連絡を行い、正しい情報を収容者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安解消に努める。
- (6) 本部は、避難所に新たな災害等によって危険が迫った場合の再避難に備えて、避難経路、避難地等について常に情報収集し、把握に努める。
- (7) 連絡員は、避難所内に傷病者がいることを認めた場合は、速やかに本部と連絡をとり適切な措置を講ずる。
- (8) 連絡員は、避難者が避難場所を移動（自宅へ帰宅、縁故避難、入院等）する場合は、(資料編3-8-1)の名簿により、移動先を明記及び管理し、本部へ提出する。
- (9) 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等に当たっては、本部と連絡をとり、本部は各部局に適切迅速な措置をとらせ、収容者の不平不満がないように努める。避難所用品等の調達、あっせんは商工会に要請するほか流通業者にも応援を依頼する。
- (10) その他避難所の安全管理において必要と認められる事項に関しては、本部と連絡を密に取り合い、措置をする。
- (11) 避難所で活動するボランティアの安全管理のためにボランティア保険加入を検討する。

4 警察官の配置要請

避難所の安全の確保と維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

5 避難者状況把握

(1) 避難者名簿の作成

避難所に配置された連絡員は学校施設管理者の教職員や自主防災組織と協力して避難者の名簿（資料編3-8-1）を作成するものとする。作成した名簿は本部へ提出する。

(2) 避難所状況表の作成

避難所に配置された連絡員は、学校施設管理者の教職員や自主防災組織と協力して避難所の状況表（資料編3-8-2）を作成するものとする。作成した状況表は本部へ提出する。また、この状況表は医療救護や物資の供給計画にも使用する。

(3) 避難者の二次的避難（市外・県外への縁故避難）情報の収集

避難所に配置された連絡員は、避難者の内、市外・県外への縁故避難などにより、二次的避難をする人については、二次的避難場所を確認し、名簿（資料編3-8-1）に記入するものとする。

6 情報提供連絡体制

(1) 避難者に対する情報提供

各種情報は基本的に避難所の掲示板にて掲示して伝達する。また、チラシ等により紙面を通じて情報を提供する。情報提供の責任者は、避難所の連絡員とする。

(2) 本部に対する連絡

- ア 避難所開設・運営全般
- イ 避難者人数・名簿関連
- ウ 救護等を必要とする場合
- エ 物資等の必要数関連
- オ 炊き出し関連
- カ 防疫
- キ し尿処理・飲料水等

→ 電話、無線等 → 本部

第10節 食料供給計画

災害により、日常の食事に支障がある罹災者に対し必要な食料品を確保し支給するため、市の実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置する。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント（情報の評価・分析）の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

1 実施主体と実施内容

(1) 応急食料の確保計画量

市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。

大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。

(2) 市

ア 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して応急食料を配分する。

イ 応急食料の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した食料保有者とする。これによって調達できないときは、他の食料保有者から調達する。市長は、応急食料の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあつせんを要請する。

(ア) 調達又はあつせんを必要とする理由

(イ) 必要な食料の品目及び数量

(ウ) 引き渡しを受ける場所及び引受責任者

(エ) 連絡課及び連絡責任者

(オ) 荷役作業員の派遣の必要の有無

(カ) 経費負担区分

《共通対策編》
第3章

(キ) その他参考となる事項

ウ 応急食料の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。

エ 避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。

(3) 市民及び自主防災組織

ア 応急食料は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。

イ 自主防災組織は市町が行う応急食料の配分に協力する。

ウ 自主防災組織は必要により炊き出しを行う。

(4) 日本赤十字社静岡県支部の実施内容

日本赤十字社静岡県支部が備蓄している非常災害用救援物資を被災者のニーズに応じて、速やかに市を通じ被災者に配分する。

2 災害救助法に基づく実施事項

(1) 食料給与の対象者

ア 避難所に避難した者

イ 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって炊事のできない者

ウ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等

エ 被害を受け、現住地に居住することができず一時縁故先に避難する者で、食料品をそう失し持ち合わせがない者

(2) 対象品目

ア 主食

米、弁当、パン、乾パン、麺類、インスタント食品等の主食

イ 副食（調味料を含む。）

(3) 対象経費

ア 主食費

(ア) 米穀販売業者及び関東農政局静岡農政事務所等から購入した米穀

(イ) 小売業者及び産業給食提供業者から購入した弁当等

(ウ) 小売・製造業者から購入したパン、乾パン、麺類、インスタント食料等

イ 副食費（調味料を含む。）

ウ 燃料費

エ 雑費

(ア) 器物（炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等）の使用謝金又は借上料

(イ) アルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費

(4) 費用の限度

1人1日当たり1,010円以内（主食、副食、燃料、雑費等の一切を含む。）

(5) 実施期間

災害発生の日から7日以内。ただし、期間内に炊き出し、その他による食料給与を打切ることが困難な場合は知事と協議し、必要最小限の期間の延長をすることができる。

3 炊き出し等応急食料調達給与の方法

(1) 応急食料給与の実施者

応急食料の調達供給は、本庁が担当する。

(2) 応急食料給与の実施計画の作成

次の事項を調査把握し応急食料給与の実施計画を樹立するとともに、食料調達計画を作成するものとする。

ア 給食を必要とする地域（避難所数）

イ 給食を必要とする人員（避難所責任者より報告）

ウ 搬送方法、搬送要員の有無（市有車両及び民間輸送業者）

- エ 炊き出し施設、容器等の有無
- オ 今後の見通し

(3) 応急食料給与の方法

- ア 応急食料の給与については、実施期間、罹災者の実態、施設の状況等を勘案し、炊き出し、パン等適当な方法により実施する。なお、配給数量は1人1日3食とする。
- イ 配給品目は、米穀、パン又は麦製品（乾うどん等）等のいずれか1又は2品以上

(4) 炊き出し実施方法

- ア 応急食料給与の実実施計画に基づき主食副食の調達を行い、教育委員会が配分し、炊き出し場所に送達するものとする。
- イ 炊き出し等食料の給与は避難所責任者を主体として小学校の施設を利用して、自主防災組織の協力を得て実施する。
- ウ 炊き出しは、小学校の施設を主とし、それ以外では各自主防災組織単位で実施する。

(5) 応急食料の調達方法

- ア 応急食料の調達は、応急食料調達予定業者により措置するものとする。ただし、災害のため調達又は送達が不可能な場合はそれぞれの地域において確保するものとする。
- イ 副食調味料等については、その都度販売業者から購入するものとする。
- ウ 調達した応急食料の輸送は、原則として当該物資発注先の業者に依頼するものとし、当該業者において措置できない場合は〈第20節 輸送計画〉に基づき措置するものとする。

4 緊急物資（食料）の集積場所

集積場所は市が定める場所とする。

5 市長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置

交通、通信が途絶して市長が知事に調達あっせんを要請できない場合、災害救助法又は国民保護法が発動され、救援を行う場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、市長は関東農政局静岡農政事務所に対して政府所有米穀の緊急引渡しを要請するものとする。

第11節 衣料・生活必需品・その他の物資及び燃料供給計画

災害により、物資の販売機構等が混乱し、物資を入手できない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品（その他の物資（以下この節において「物資」という。）及び燃料等を確保するため市の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置する。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

1 実施主体と実施内容

(1) 物資の確保計画量

市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。

大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立つて初期の対応に十分な量の備蓄をする。

(2) 市

- ア 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して物資を配分する。
- イ 物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。市長は、物資の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあっせんを要請する。
 - (ア) 調達又はあっせんを必要とする理由
 - (イ) 必要な食料の品目及び数量
 - (ウ) 引き渡しを受ける場所及び引受責任者
 - (エ) 連絡課及び連絡責任者
 - (オ) 荷役作業員の派遣の必要の有無

《共通対策編》
第3章

(カ) 経費負担区分

(キ) その他参考となる事項

ウ 物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。

エ 市は、炊き出しに必要なLPガス及び器具等の支給又はあっせんを行う。

オ 市長は、炊き出しに必要なLPガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。

(ア) 必要なLPガスの量

(イ) 必要な器具の種類及び個数

(3) 市民及び自主防災組織

ア 物資は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。

イ 自主防災組織は市町が行う物資の配分に協力する。

ウ 地域内のLPガス販売業者等の協力を得て、使用可能なLPガス、及び器具等を確保するものとする。

2 災害救助法に基づく実施事項

(1) 衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水若しくは船舶の遭難等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等をそう失し又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 対象品目

ア 被服、寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

イ 日用品

石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等

ウ 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等

エ 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

(3) 費用の限度

(資料編3-6-3)に示すとおり。

(4) 給(貸)与の期間

災害発生の日から10日以内。ただし、知事と協議し、必要最小限度の期間の延長をすることができる。

3 衣料、生活必需品等調達給(貸)与の方法

(1) 衣料、生活必需品等の調達の仕方

ア 調達方法

罹災状態、物資の種類、数量等を勘案して、協定業者等により対処するものとする。

イ 輸送措置

輸送は、原則として、当該発注先の業者等に依頼するものとするが、当該発注先の業者等において措置できないときは〈第20節 輸送計画〉に基づき措置するものとする。

(2) 衣料、生活必需品等の給(貸)与の仕方

ア 実施者

衣料、生活必需品等の給(貸)与を実施する場合、市長は市災害対策本部より責任者を指名し、各現場においてそれぞれ現場責任者を置くものとする。責任者は配分の適正円滑を期するため万全の措置を講じるものとする。

イ 給(貸)与の仕方

責任者は、衣料、生活必需品等の給(貸)与に際し、物資配分計画を作成し実施するものとする。

- 4 緊急物資（衣料、生活必需品等）の集積場所
集積場所は市が定める場所とする。（資料編3-1-4-6）

第12節 給水計画

災害により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するため市、水道事業者、市民及び自主防災組織の実施する事項を定め、給水に支障のないように措置する。

1 実施主体と実施内容

(1) 市

- ア 飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。その際、高齢者等または傾斜地などで給水場所までの飲料水の運搬作業が困難な地域の住民にも配慮するよう努めるものとする。
- イ 市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を明らかにした上で、知事に調達のあっせんを要請する。
- (ア) 給水を必要とする人員
 - (イ) 給水を必要とする期間及び給水量
 - (ウ) 給水する場所
 - (エ) 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
 - (オ) 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数
 - (カ) その他必要事項
- ウ 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。
- エ 地震発生後約8日以内を目途に仮設共用栓等を設置し、最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は1人1日20リットルを目標とし、飲料水の供給期間については上水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。

(2) 水道事業者

水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。

(3) 市民及び自主防災組織

- ア 地震は発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。
- イ 地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市の応急給水により飲料水を確保する。
- ウ 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。
- エ 市の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。

(4) 観光事業者の自給努力

- ア 地震発生後3日間は貯えた水等をもってそれぞれ飲料水を確保する。
- イ 事業用の井戸等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は、特に衛生上の注意を払うこと。

2 災害救助法に基づく実施事項

(1) 飲料水供給の対象者

災害のために、現に飲料水を得ることができない者

(2) 対象経費

給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費等

(3) 費用の限度

制限なし（ただし、必要最小限の生活が維持できる用水の供給に限られる）。

《共通対策編》
第3章

(4) 実施期間

災害発生の日から7日以内（飲料水：大人1人1日最小限おおむね3リットル）。ただし、知事と協議し、必要最小限度の期間を延長することができる。

3 給水実施方法

(1) 給水実施計画の作成

給水を必要とする事態が生じた場合には、次の事項について調査し給水実施計画を作成するものとする。

- ア 給水対象人員
- イ 給水期間及び給水量
- ウ 給水場所
- エ 給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別必要数量
- オ 給水車両のみ借り上げの場合はその台数
- カ その他必要事項

(2) 給水の実施

- ア 飲料水の供給は、給水実施計画に基づき実施する。
- イ 飲料水の供給に当たっては、被災地の状況、給水人口等を考慮して緊急を要する地域から実施するものとする。
- ウ 飲料水の供給は、車載用タンクを利用し搬送給水を行うものとする。ただし、道路災害等により搬送困難な場合には、最寄りの井戸、湧き水などを水源とし、市で管理するろ水器等によりろ過消毒して供給するなど、災害の状況に応じた適切な方法により実施するものとする。
また、各避難所にはろ水機を設置してあるため、プール水を有効的に使用する。
- エ 給水に際しては、給水時間、給水場所等を同時通報無線や避難所への掲示などにより事前に周知し市民の利便を図るものとする。
- オ 広範囲な地域に給水が必要となる場合は、地区別にポリタンクを利用して給水の迅速化を図るものとする。

(3) 補給水源及びろ水機

飲料水の補給は、水道施設による補給水源により措置するとともに、市で管理しているろ水機にて実施する。

(4) 消毒用薬品の調達

浄水用薬品の調達は建設部が行う。

(5) 自助努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。

4 水道施設の応急復旧

水道施設が破壊された場合には、重要度、緊急度、修理の可能性などを勘案し、迅速かつ効果的な応急復旧に努めるものとする。復旧に当たっては、必要に応じ伊豆市上下水道協同組合等の応援を求めるものとする。また、資機材の調達については、資材業者の応援を求めるものとする。伊豆市上下水道協同組合は、(資料編3-3-1「伊豆市建設業組合員一覧」)のとおりである。

第13節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

市は県と連携し、地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、安全対策(被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定)を実施するほか、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。(資料編《地震対策編》5-11-11-1 応急危険度判定士一覧)

また、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対しては、応急的な住宅を提供するほか、災害のため被害を受けた住家を応急的に補修して居住の安定を図るよう措置する。

応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等

《共通対策編》
第3章

の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

1 被災建築物及び被災地宅等に対する危険度判定

(1) 市

ア 建築物

- (ア) 市は、(公財)静岡県建築士会等建築関係団体の協力を得て、応急危険度判定士等により、被災建築物等の危険度の把握を行うとともに、必要な処置を講ずる。(資料編《地震対策編》5-11-11-1 応急危険度判定士一覧)
- (イ) 被災建築物の所有者と協議し、また交通の安全性等を考慮して、処理建築物を決定する。
- (ウ) 伊豆市建設業組合へ依頼及び民間業者に要請しその処理にあたる。(資料編《共通対策編》3-3-1 伊豆市建設業組合員一覧)
- (エ) 処理の決定については、同時通報用無線や広報車により告知する。

イ 宅地等

市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。

(2) 市民

- ア 市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。
- イ 市民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 災害危険区域の指定

(1) 指定の目的

災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築に禁止、その他建築に関する制限を定める。

(2) 条例により区域を指定し、周知する。

3 応急住宅の確保

(1) 基本方針

避難所生活を早期に解消するために、マニュアル(災害時の応急住宅対策マニュアル)等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。

(2) 市の実施事項

ア 被害状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。

イ 体制の整備

応急住宅対策に関する体制を整備する。

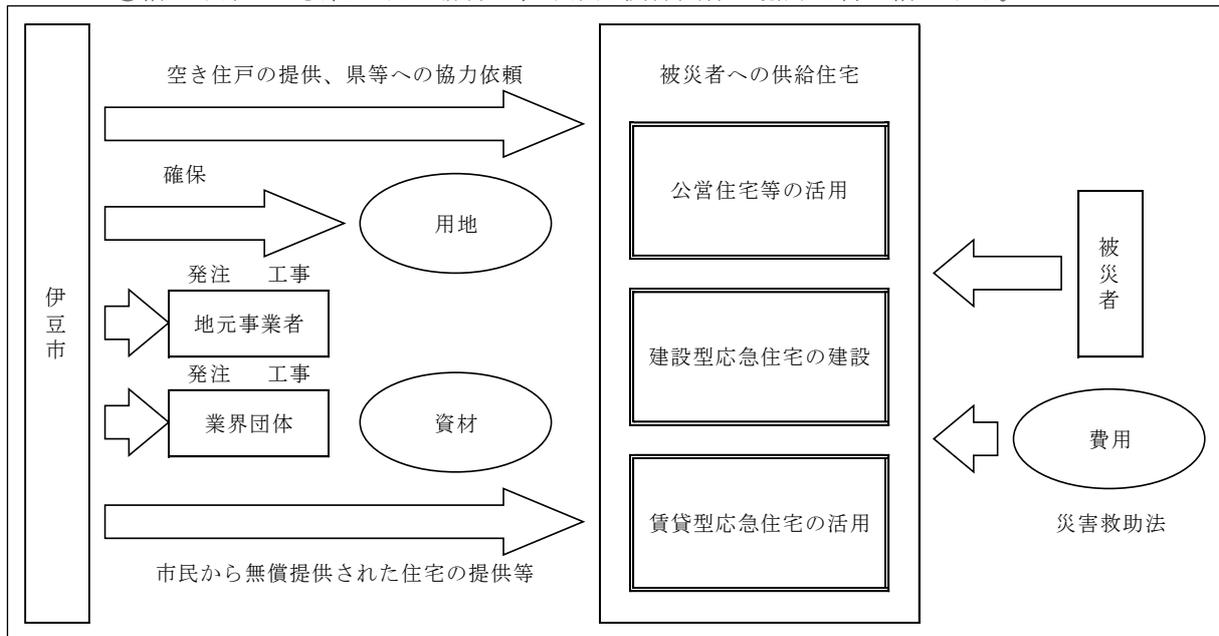
ウ 応急仮設住宅の確保

(ア) 建設型応急住宅の建設

- ①建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。
- ②建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。

(イ) 賃貸型応急住宅の借上げ

①借上げ県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。



エ 応急仮設住宅の管理運営

応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。

その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。

オ 応急住宅の入居者の認定

避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。

入居者の認定を市長が行うことよされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの視力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。

カ 市営住宅等の一時入居

市営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。

キ 応急住宅の管理

住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。

入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。

ク 住宅の応急修理

(ア) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行う。

(イ) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について、建設業者・団体等の協力を得て、応急修理を行う。

ケ 建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請

市長は応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達は要請する。

(ア) 応急仮設住宅の場合

- ① 被害世帯数(全焼、全壊、流失)
- ② 設置を必要とする住宅の戸数
- ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量

《共通対策編》
第3章

- ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数
- ⑤ 連絡責任者
- ⑥ その他参考となる事項

(イ) 住宅応急修理の場合

- ① 被害世帯数(半焼、半壊)
- ② 修理を必要とする住宅の戸数
- ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量
- ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数
- ⑤ 連絡責任者
- ⑥ その他参考となる事項

市は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。

コ 住居等に流入した土石等障害物の除去

住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市長は、市のみによって対応できないときは、次の事項を示して知事に応援を要請する。

- (ア) 除去を必要とする住家戸数(半壊、床上浸水別)
- (イ) 除去に必要な人員
- (ウ) 除去に必要な期間
- (エ) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (オ) 除去した障害物の集積場所の有無

4 災害救助法に基づく実施事項

(1) 応急仮設住宅措置

ア 入居対象者

住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者

イ 規模及び費用

(資料編3-6-3)のとおり。

ウ 着工期間

災害発生の日から20日以内。ただし、事前に知事と協議し、必要最小限の期間を延長することができる。

(2) 住宅応急修理

①住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 修理対象者

半壊、半焼(大規模半壊から半壊までの住家)又はこれに準ずる程度(準半壊程度相当)の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

イ 規模及び経費

(資料編3-6-3)のとおり。

ウ 修理期間

災害発生の日から10日以内。ただし、やむを得ず実施が困難な場合には、知事と協議を行う必要がある。

②日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 修理対象者

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

イ 規模及び経費

(資料編3-6-3)のとおり。

ウ 修理期間

《共通対策編》
第3章

災害発生の日から3カ月以内。ただし、県の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内。

5 実施方法

(1) 入居者・修理者の選考

ア 住宅の仮設及び修理対象者の選考は本庁が担当する。

イ 選考事務の公正を期するため、必要に応じ選考委員会を設置し、その都度市長が任命するものとする。

ウ 選考に当たっては、罹災者の資力その他の条件を十分調査するものとし、必要に応じ民生児童委員の意見を徴する等、公平な選考に努めるものとする。

エ 選考基準

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない高齢者世帯、身体障害者世帯、病弱者

(ウ) 特定の資産のない寡婦、母子世帯

(エ) 特定の資産のない失業者

(オ) 特定の資産のない勤労者、中小企業者

(カ) 前各号に準ずる経済的弱者

(2) 仮設・修理方法

ア 実施者

住宅の仮設及び応急修理の施行は、本庁が担当する。工事の施工は原則として工事請負により行うものとする。

イ 住宅の規模及び構造等

設置数、規模、構造、単価及び修理方法等については、「災害救助法」の実施基準に基づいて行うものとする。

ウ 仮設住宅建設用地の配慮

仮設住宅建設用地については、飲料水、交通、教育等の便を考慮し選定するものとする。市有地に適地がなく、私有地に建設する場合は、所有者と市との賃貸借契約（契約期間2か年）締結後工事に着手するものとする。

エ 建築資材、労務者等

(ア) 建築資材の調達

建築資材の調達については、本庁により措置するものとする。

(イ) 建設業者の動員

技術者、労務者等の動員については、本庁により措置するものとする。

(ウ) 建設機械等の借上げ

建築機械等の借上げについては、本庁により措置するものとする。

オ 建設資材の輸送措置

調達した建設資材等の輸送は、原則として発注先の業者等に依頼するものとするが、当該業者等において措置できないときは、〈第20節 輸送計画〉に基づき措置するものとする。

6 要配慮者への配慮

応急仮設住宅への受入れに当たっては高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮すること。特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するとともに応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

7 住宅の応急復旧活動

市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

8 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平時の規制の特例措置が講じられる。

(1) 特例措置

政令で定める区域及び期間において、市が設置する応急住宅については、消防法第17条の規定は、適用しない。

(2) 市の措置

上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設備及び維持に関する基準を定めるとともに、応急住宅等における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置を講ずる。

第14節 医療・助産計画

災害により医療機関が混乱し、医療・助産の途を失った被災地の住民等に対し、「伊豆市医療救護計画」に基づき応急的に医療を施し、また、助産を施し、被災者の保護を図り、医療助産に支障のないよう措置する。

(資料編3-14-1「伊豆市医療救護計画」)

1 基本方針

ア 市は、医療救護を行うため、郡市医師会等の協力を得て救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。

イ 市は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。

ウ 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け(以下「トリアージ」という。)を行い、効率的な活動に努めるものとする。

エ 市は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。

オ 特に、高齢者、障害のある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

カ 市は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

キ 市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、日本環境感染学会災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請するものとする。

2 救護所、救護病院及び災害拠点病院

(1) 救護所

ア 設置

市は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。

イ 活動

(ア) 医療救護対象者の重症度・危険度の判定・選別(トリアージ)。

(イ) 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置

(ウ) 中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院への搬送手配

(エ) 死亡の確認及び遺体搬送の手配

(オ) 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告

(カ) その他必要な事項

(2) 救護病院

ア 設置

市は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。

イ 活動

《共通対策編》
第3章

- (ア) 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）。
- (イ) 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ
- (ウ) 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点へ搬送手配
- (エ) 死亡の確認及び遺体搬送の手配
- (オ) 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への受入状況等の報告
- (カ) その他必要な事項

3 実施主体と実施内容

(1) 市

- あらかじめ定めた医療救護計画に基づき次の医療救護活動を行う。
 - ア 救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。
 - イ 傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。
 - ウ 傷病者の受入れに当たっては医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握につとめ、必要な調整を行う。
 - エ 救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。
 - オ 医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんを要請する。
 - カ 市長は、医療助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんに要請するものとする。
 - (ア) 必要な救護班数
 - (イ) 救護班の派遣場所
 - (ウ) その他必要事項(災害発生の原因)
 - キ 被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。

(2) 市民及び自主防災組織

- ア 傷病者については家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。
- イ 傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。

4 災害救助法に基づく実施事項

(1) 医療を受ける対象者

医療を必要とする状態であるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

(2) 助産を受ける対象者

- ア 災害のため助産の途を失った者
- イ 現に助産を要する状態の者
- ウ 災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者
- エ 被災者であると否とを問わない
- オ 本人の経済的能力の如何を問わない

(3) 医療助産の範囲

医 療	助 産
1 診察	1 分べんの介助
2 薬剤又は治療材料の支給	2 分べん前、分べん後の処置
3 処置、手術、その他の治療及び施術	3 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給
4 病院又は診療所への受け入れ	
5 看護	

(4) 実施期間

- ア 医療
 - 災害発生の日から14日以内。ただし、必要に応じ知事と協議して、期間を延長することができる。

《共通対策編》
第3章

イ 助産

分べんした日から7日以内。ただし、必要に応じ知事と協議して、期間を延長することができる。

(5) 費用の限度

ア 医療

(ア) 救護班による場合、使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費

(イ) 一般病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内

(ウ) 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内

イ 助産

(ア) 救護班による場合

使用した衛生材料等の実費

(イ) 助産師による場合

当該地域における慣行料金の8割以内の額

5 実施方法

災害時の医療活動は、健康福祉部を主体として東部健康福祉センター、(一社)静岡県医師会(田方郡医師会)等医療関係機関団体の指導、協力を得て実施するものとする。

(1) 医療関係団体

災害が発生した場合は、医療関係団体と緊密な連携をとり医療救護の万全を期するものとする。

(2) 救護班等

医療助産は原則として「伊豆市医療救護計画」に基づく救護班において行うものとする。

ア 救護班の編成等

医療活動を必要とする事態が発生した場合は、(一社)静岡県医師会(田方医師会)等の協力を得て救護班を編成し、医療救護を行うものとする。

救護班は、おおむね医師2名、看護師2名、補助者2名をもって編成するものとし、医師、看護師については(一社)静岡県医師会(田方医師会)に出動要請を行うものとする。

イ 救護所の設置

救護班の医療活動を実施する場合は、各支所毎に救護所を開設し、医療救護を行うものとするが、必要に応じて被災住民が最も利用しやすい安全な公共施設に開設して行う。(資料の巻3-14-1 別表1)また、救護所開設時は関係地域住民に周知徹底を図る。

(3) 医療品の確保等

医療及び助産を実施するに当たり、必要とする医薬品及び衛生材料の調達について、平素から取扱業者、取扱品目、供給能力などの実態を把握し、緊急確保の体制を整備しておくものとする。

(4) 傷病者の搬送体制

傷病者の搬送は下記のとおりとする。

ア 伊豆市内で被災場所から救護所、救護病院まで搬送する場合

(ア) 車両等が利用可能な場合

各地区の自主防災組織及び消防団の車両により救護所まで搬送するものとする。

(イ) 車両等が利用不可能な場合

各地区の自主防災組織及び消防団員等により担架等で搬送するものとする。

イ 重傷患者を救護所から救護病院まで搬送する場合

(ア) 車両等が利用可能な場合

伊豆市災害対策本部より救護所に派遣された職員により、配備車両で搬送する。

(イ) 車両等が利用不可能な場合

伊豆市災害対策本部より救護所に派遣された職員により、住民の協力を得て担架等で搬送するものとする。

(5) その他

救護班による医療救護活動の実施については、本庁と各支所が担当する。本庁は各支所の医療活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるとともに、救護活動の状況等を記録し本部

に報告するものとする。

6 市長の要請に基づく県の実施事項

- (1) 救護病院用への救護班（DMA T、D P A T等医療チーム）の派遣
- (2) 一般社団法人静岡県医師会への日本医師会災害医療チーム（J M A T）の派遣要請
- (3) 静岡県医療品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び一般社団法人静岡県薬事振興からの医薬品、医療材料及び衛生資材の調達・あっせん
- (4) 静岡県赤十字血液センターからの輸血用血液の調達・あっせん
- (5) 公益社団法人静岡県薬剤師会への薬剤師等の確保及び派遣の要請
- (6) 災害拠点病院に対する重症患者受入れ等の要請

7 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平時の規制の特例措置が講じられる。

(1) 特例措置

政令で定める区域及び期間において、市が設置する臨時の医療施設については、医療法第4条及び消防法第17条の規定は、適用しない。

(2) 市の措置

上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設備及び維持に関する基準を定めるとともに、臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置を講ずる。

第15節 防疫計画

被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図る。

1 市長の実施事項及び要請事項

(1) 実施事項

- ア 病原体に汚染された場所の消毒
- イ ねずみ族、昆虫等の駆除
- ウ 病原体に汚染された物件の消毒
- エ 生活用水の供給
- オ 浸水地域の防疫活動
- カ 防疫薬品が不足した場合の卸売り業者等からの調達及び県に対する供給調整の要請
- キ 臨時予防接種

(2) 要請事項

- ア 防疫薬剤の種類及び数量
- イ その他必要事項

2 実施要領

(1) 防疫班の編成

- ア 災害により衛生条件が悪化し、感染症をはじめ各種の疾病の発生が予想される場合には防疫班（おおむね、運転手1名、作業員4名の計5名）を編成し、必要な防疫活動を行うものとする。
- イ 防疫班は、災害の規模等に応じて編成する。
- ウ 防疫班は、健康福祉部、市民部の指示に従う。

(2) 実施基準

被災により環境衛生が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次に該当する地域から優先実施するものとする。

- ア 下痢患者、有熱患者が多発している地域
 - イ 集団避難所
 - ウ 浸水地域、その他衛生条件が良好でない地域
- (3) 実施方法
- ア 予防宣伝
被災地の環境衛生を確保し、感染症発生の防止を図るため、保健衛生上の注意事項等について啓発、宣伝を行う。
 - イ 消石灰、クレゾール液の配布
 - (ア) 浸水被害が発生した場合は、床下等の乾燥剤として消石灰を配布する。
 - (イ) 浸水等により汚染した家屋の消毒薬剤としてクレゾール液を配布する。
 - (ウ) 消石灰、クレゾール液等について自主防災組織又は区会へ一括搬送し、各家庭への配布を依頼するものとする。
 - ウ 汚染された井戸等
汚染された掘ぬき井戸等の使用者に対し、次亜塩素酸ナトリウム投与による井戸水の消毒等の実施について指導を行うものとする。
 - エ ねずみ族、昆虫等の駆除
災害に伴いねずみ族の移動あるいは昆虫の発生等により感染症の発生のおそれがある場合には薬剤によりねずみ族、昆虫等の駆除を行うものとする。
 - オ 毒劇物の取扱
回収及び流出飛散防止を図るものとする。
 - カ その他
被災地の環境衛生の保持と感染症の予防を図るため、不衛生な食品の流通排除、その他必要な措置を適宜講ずるものとする。
- (4) 防疫用資機材
防疫用資機材は、市有防疫用資機材及び調達により措置するものとする。
- 3 市民及び自主防災組織の実施事項
飲食物の衛生に注意して食中毒及び関連する感染症の発生を防止する。
- 4 関係団体の実施事項
飲食物に起因する食中毒及び関連する感染症の発生防止について、市から要請があった場合は、積極的に協力を行う。
- 5 その他
地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。

第16節 清掃及び災害廃棄物処理計画

被災地の塵芥収集処理、し尿の汲取処理、死亡獣畜の処理等、清掃業務を適切に行うため、市の実施事項を定め、清掃作業に支障のないよう措置する。

1 基本方針

- (1) し尿及び生活系ごみの処理は、災害時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「静岡県災害廃棄物処理計画」「伊豆市災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
- (2) 応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物を「静岡県災害廃棄物処理計画」「伊豆市災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。

《共通対策編》
第3章

- (3) 災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。
- (4) 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

2 し尿処理

(1) 市

- ア 下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。
- イ 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。
- ウ 独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。
 - (ア) 処理対象物名及び数量
 - (イ) 処理対象戸数
 - (ウ) 市所在の処理場の使用可否
 - (エ) 実施期間
 - (オ) その他必要事項
- エ 必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。
- オ 速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。

(2) 市民及び自主防災組織

- ア 下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し、処理することとする。
- イ 自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。

3 廃棄物(生活系)処理

(1) 市

- ア 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。
- イ 収集体制を住民に広報する。
- ウ 独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。
 - (ア) 処理対象物名及び数量
 - (イ) 処理対象戸数
 - (ウ) 市所在の処理場の使用可否
 - (エ) 実施期間
 - (オ) その他必要事項
- エ 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。

(2) 自主防災組織

- ア 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設置し住民に周知する。
- イ 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

(3) 市民

- ア ごみの分別、搬出については、市の指導に従う。
- イ 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

4 災害廃棄物処理

(1) 市

- ア 災害廃棄物処理対策組織の設置
市内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。

《共通対策編》
第3章

イ 情報の収集

市内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し、県に報告する。

- (ア) 家屋の被害棟数等の被災状況
- (イ) ごみ処理施設等の被災状況
- (ウ) 産業廃棄物処理施設等の被災状況
- (エ) 災害廃棄物処理能力の不足量の推計
- (オ) 仮置場、仮設処理場の確保状況

ウ 発生量の推計

収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。

エ 仮置場、仮設処理場の確保

推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。

オ 処理施設の確保

中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。

カ 関係団体への協力の要請

収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。

キ 災害廃棄物の処理の実施

県が示す処理方針に基づき、また事前に策定した「伊豆市災害廃棄物処理計画」に則り、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。

ク 解体家屋の撤去

解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。

(2) 企業

- ア 自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。
- イ 市から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。

(3) 市民

- ア 災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市の指示する方法にて搬出等を行う。
- イ 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

5 対象

- (1) 被災地のごみ、もえがら等
- (2) 被災地のし尿
- (3) 浸水地域の汚泥
- (4) 死亡獣畜
- (5) 災害で生じたその他の汚物

6 ごみ・汚泥の収集処理

- (1) ごみ、汚泥、その他の汚物の収集にあたっては、被災地の状況を考慮し、緊急処理を要する地域から実施する。
- (2) ごみ等の集積については、交通及び市民生活に支障のない場所に一時的に集積するよう措置する。
- (3) 集積されたごみ等については、委託業者により収集し伊豆市リサイクルセンター及び伊豆市土肥リサイクルセンター並びにクリーンセンターいずれの処理場で処理することを原則とし、施設が被災した場合及び運搬が困難な場合は、近隣市町に処理を委託するものとする。また、処理委託が困難な場合は、東部健康福祉センターの指導のもと、環境衛生上支障のない方法で臨時に仮置場を設置する等処理施設復旧までの間対処するものとする。

7 し尿の収集処理

- (1) し尿の収集処理にあたっては、被災地の状況を考慮し緊急処理を要する地域から実施する。
- (2) し尿の処理については汚泥再生処理センターで処理を行うことを原則とし、施設が被災した場合は、近隣の他市町に処理委託するものとする。また処理委託が困難な場合は、東部健康福祉セ

《共通対策編》
第3章

ンターの指導のもと環境衛生上支障のない方法で臨時に貯留水槽等施設を設置するなど施設復旧までの間対処するものとする。

8 死亡獣畜処理

死亡獣畜の収集の必要が生じた場合は、特別に班を編成するものとする。

9 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平時の規制の特例措置が講じられる。

(1) 特例措置

政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において市の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物処理法第7条1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。

(2) 市の措置

上記の指定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

第17節 遺体の搜索及び措置埋葬計画

災害により、行方不明になり既に死亡していると推定される者の搜索及び災害により遺族等が混乱期のため、死亡識別等のための遺体の措置及び埋葬ができない者に対して、市の実施事項を定め、遺体の搜索、措置及び埋葬に支障のないよう措置する。

1 基本方針

- (1) 市は、遺体措置計画に基づき、あらかじめ遺体収容施設等の周知に努める。
- (2) 当該地域内の遺体の搜索及び措置は、市が行うことを原則とし、海上保安庁、警察等は遺体の搜索及び措置に協力する。
- (3) 市は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体措置計画に基づき遺体収容施設を設置する。

2 実施主体と実施内容

(1) 市

ア 遺体の搜索

市職員、消防団員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。

イ 遺体の収容施設

(ア) 設置

市は、地震災害等が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。

(イ) 活動

市は、遺体収容施設において次の活動を行う。

- ① 警察の協力を得て遺体措置を行う。
- ② 遺体の検視及び検案に並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。
- ③ 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。
- ④ 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。
- ⑤ 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を県の広域火葬の支援等により調達する。

(ウ) 遺体の処置

市は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処置

《共通対策編》
第3章

(洗浄、消毒、一時保存)を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しない身元不明遺体は、警察から引継いで火葬し、焼骨を所持品とともに保管する。

(エ) 広域火葬

大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。

(オ) 県への要請

市長は、遺体の捜索、措置、火葬について、当該市町で対応できないときは、次の事項を明らかにして県に対しあつせんを要請する。

- ① 必要な医師数
- ② 捜索、措置、火葬に必要な職員数
- ③ 捜索が必要な地域
- ④ 検案等を行うために必要な医師、歯科医師の人数
- ⑤ 火葬施設の規格(釜の大きさ、燃料等)及び使用可否
- ⑥ 必要な輸送車両の台数
- ⑦ 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量
- ⑧ 広域火葬の応援が必要な遺体数

(2) 市民及び自主防災組織

行方不明者についての情報を、市に提供するよう努める。

3 災害救助法に基づく実施事項

(1) 遺体捜索対象者

行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

(2) 遺体の措置内容

- ア 遺体の洗浄、消毒等の処理
- イ 検視・検案
- ウ 遺体の身元確認
- エ 遺体の一時保存

(3) 埋葬対象者

- ア 災害時の混乱の際に死亡した者
- イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(4) 実施期間

災害発生の日から10日以内。ただし、期間の延長が必要である場合は最小限度において知事と協議し延長できるものとする。

(5) 費用の限度

(資料編3-6-3)のとおり。

4 実施方法

(1) 遺体の捜索

遺体の捜索は、市職員及び消防団員、自衛官、地元関係者の協力により行うものとし、捜索にあつては、単独行動を慎重組織に基づく作業班単位で行動し、常に警察等関係機関と連携をとりながら実施する。

(2) 遺体を発見したときの処理

- ア 遺体を発見したときは、発見時の状況や身元情報を記録し、遺体収容所に搬送し引き渡すものとする。
- イ 遺体収容所に搬送された遺体は、検視・検案を行った後、身元確認を行うものとする。

(3) 遺体措置

遺体措置の担当は、市民部が行う。

- ア 遺体収容施設は、「伊豆市遺体措置計画(遺体措置マニュアル)」に掲載のとおりとする。ま

《共通対策編》
第3章

た、指定した施設が使用不能の場合は、付近の使用可能な施設等を使用するものとする。なお、遺体収容所に適当な既存建物がない場合は、天幕等を設置する。

イ 遺体収容にあたっては、極力損傷を与えないよう丁寧に扱うとともに遺体に対し礼が失われることがないように注意する。

ウ 遺族等の身元確認や相談に対応し、身元が判明した遺体は、警察の確認手続きの後遺族に引き渡すものとする。

(4) 埋葬・火葬

ア 火葬は、伊豆聖苑において行う。(資料編3-17-1「伊豆市遺体措置計画(遺体措置マニュアル)」)

イ 伊豆聖苑の火葬能力を超える場合、又は伊豆聖苑の使用が困難な場合は、広域可能の支援により火葬を行う。

ウ 身元不明遺体等、市が火葬した遺骨は、一時安置し、事後において遺骨引取人により、それぞれの墓地に埋葬する。ただし、遺骨引取人がない場合は、市長が指定する墓地に仮埋葬するものとする。

5 市町の要請に基づく県の実施事項

(1) 遺体収容施設への検案を行うための救護班(DMAT)の派遣

(2) 広域火葬計画に基づく資機材等の供給、人材派遣、遺体搬送、及び火葬施設の調整等の支援

6 非常災害時における特例措置

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平時の規制の特例措置が講じられる。

政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行うことができるほか、第14条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体にかかわる死亡事実を証する書類をもとに「特例許可」(戸籍等の確認を行うことなく発行)による埋火葬許可により、火葬が可能となる手続の特例が定められる。

この場合、後日正式な埋火葬許可が必要となるため、申請者から後日手続きを行う旨の誓約書を徴するものとする。(特例許可では、焼骨の埋蔵を行うことはできない。)

第18節 障害物除去計画

災害により、土石、竹木等の障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活に支障がある者に対し、市の実施事項を定め、障害物除去に支障がないよう措置する。

1 災害救助法に基づく実施事項

(1) 障害物除去の対象者

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため日常生活に著しい支障を及ぼしているものを、自らの資力をもってしては除去することのできない者

(2) 実施期間

災害発生の日から10日以内。ただし、必要に応じ知事と協議し、延長することができる。

(3) 費用の限度

(資料編3-6-3)のとおり。

2 実施方法

(1) 対象者の選定

ア 対象者の選定は本庁が担当する。

イ 対象者の選定は〈第13節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画〉の選定に準じて行う。

(2) 除去の方法

《共通対策編》
第3章

ア 障害物の除去は、人夫又は機械器具を動員して応急的に実施するものとし、必要に応じ市職員、消防団及び自衛隊又は建設業者等の応援を得て行う。

イ 除去した障害物については、交通及び市民生活に支障のない場所に一時的に集積するよう措置する。

(3) 除去用車両の調達

〈第20節 輸送計画〉に定めるところにより措置するものとする。

(4) 除去作業用機械器具の調達

市有機械器具及び伊豆市建設業組合の協力により措置するものとする。

3 知事への要請事項

市長が障害物除去計画について知事に対し応援を求める場合には、次の事項を明らかにしたうえで知事にそのあつせんを要請するものとする。

(1) 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）

(2) 除去に必要な人員

(3) 除去に必要な期間

(4) 除去に必要な機械器具の品目別数量

(5) 集積場所の有無

4 災害の拡大と二次災害の防止活動

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第19節 社会秩序維持計画

災害時における社会混乱を鎮め民心を安定させるため、社会秩序を維持するための活動について市及び伊豆中央警察署の実施事項を定め、社会秩序の維持に支障のないよう措置する。

1 市が実施する活動

(1) 住民に対する呼びかけ

市長は、市内に流言飛語を始め各種の混乱が発生し又は発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとりべき措置等について、呼びかけを実施するよう努める。

(2) 生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策

対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市内に所在するものについて、以下のとおり、調査及び対策を講じるものとする。

ア 生活物資の価格及び需要動向の把握に努める。

イ 特定の物資の報告徴取、立入検査等

(ア) 状況により特定物資の適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。

(イ) 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り検査を実施する。

(3) 県に対する要請

市長は、市内の社会秩序を維持するため、必要と認めるときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

2 伊豆中央警察署が実施する活動

(1) 関係機関に対する協力

地域の平穏を害する不法行為を未然に防止するため、救助活動等を行う関係機関の活動に対し可能な限り協力する。

(2) 不法事態に対する措置

駅、物資集積所、金融機関等において集団不法行為により治安上重大な事態が発生し、また発生するおそれのある場合は、所要の警備力を集中し事態の収拾を図る。

(3) 地域安全情報の伝達

必要に応じて災害総合相談所を開設し、住民からの各種相談、照会に対応するとともに、住民の生活に必要な情報収集に努め、地域安全情報として各種広報媒体を通じて伝達する。

(4) 鉄砲刀剣類等に対する措置

鉄砲刀剣類及び危険物等の保管状況等に関する調査を行い、保安上必要な措置を講ずるものとする。

(5) その他の活動

- ア 犯罪情報の収集、集団不法行為及び暴利行為の予防・取締り
- イ 流言飛語が横行した場合における原因究明及び適切な情報提供
- ウ その他社会秩序の維持・民主安定化に係る必要な措置
- エ 復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第20節 輸送計画

- 災害時における応急対策従事者及び救援物資の輸送を円滑に処理するため、陸、海、空の輸送体制を確立し、輸送の万全を期する。
- 災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含め、確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。
- 緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるようあらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。
- 市は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。
- 市は、地域内輸送拠点の効率的な運営及び避難所等への物資の輸送について効率的な運営を図るため、速やかに、運営や輸送に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送対策の基本方針

- ア 交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応をとるものとする。
- イ 緊急輸送は市民の生命の安全確保をするための輸送を最優先に行うことを原則とする。
- ウ 市内で輸送手段等の調整ができないときは、県又は災害時における応援協定を締結している地方公共団体に協力を要請する。

(2) 市

- ア 市は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。
- イ 市長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対し輸送の内容により各計画に定めるところに従って要請する。
- ウ 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については次の(3)、(4)のとおり。
- エ 市は、管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。

(3) 緊急輸送の対象等

段階	輸送対象
第1段階警戒・避難期	<ul style="list-style-type: none"> 1 救助・救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員・物資 2 消防、水防機関等災害拡大防止のための人員・物資 3 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資 4 広報医療機関へ搬送する負傷者等

《共通対策編》
第3章

	5 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資
第2段階事態・安定期	1 上記第1段階の継続 2 食料、水等生命の維持に必要な物資 3 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 4 輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資
第3段階復旧期	1 上記第2段階の継続 2 災害復旧に必要な人員・物資 3 生活必需品
その他関連措置	1 避難路及び緊急通行路確保のための一般車両使用の抑制について、市民・事業所等に対する協力要請を行う。 2 運転者等への交通情報の伝達を迅速かつ的確に実施するため、警察県警機関等との密接な連携の確保を図る。 3 総合的交通対策を実施するため、バス、鉄道等公共交通機関の運行について、関係機関との連絡調整を図る。

(4) 緊急輸送体制の確保

緊急輸送手段	確保順位・方法
自動車	1 応急対策実施機関所有の車両等 2 公共的団体の車両等 3 静岡県トラック協会東部支部等の営業用車両 4 その他の自家用車両等 なお、災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、静岡県トラック協会東部支部及び貨物自動車運送事業者等に対し、保有する営業用車両等の応援要請をする。
船舶等	1 民間船舶等 2 海上保安庁所属船舶 3 自衛隊所属船舶 4 県有船舶
航空機	1 県防災ヘリコプター 2 自衛隊ヘリコプター 3 県警ヘリコプター 4 民間ヘリコプター

※ 第1次防災拠点港湾施設 沼津、熱海、下田等

※ 第2次防災港湾施設 網代、伊東、戸田、土肥等

(5) 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保

ア 緊急輸送道路の確保

市は、緊急輸送道路の被害状況を速やかに把握し、防災関係機関が迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、最も適当な緊急輸送道路や迂回路を選定し確保する。

区分	緊急輸送道路の内容
第1次緊急輸送道路	災害発生時において災害対策本部等が設置される市役所、緊急車両等の交通規制を統括する伊豆中央警察署、物資・人員・医療機関及び各種防災機能等の集積している各支所及び救援物資等の備蓄拠点や集積拠点ともなる防災拠点の所在地と接続する道路
第2次緊急輸送道路	市民との窓口となる各地方公共団体の庁舎、市民の生命に直接的に関わってくる警察、消防、病院、電気・ガス・水道といったライフラインの各施設、避難所及び救援物資等の備蓄・集積拠点の所在地と接続する道路
第3次緊急輸送道路	第1次、第2次緊急輸送道路に接続する防災拠点等以外で災害対策上重要と思われる施設（郵便局、公共交通機関施設、病院・医療施設等）に接続する道路。

イ 緊急輸送道路の選定

(7) 緊急輸送道路の選定基準

緊急輸送道路としては、以下の選定基準により選定する。

- a 一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路であること。
- b 庁舎（支所含む）、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、救援物資等の備蓄・集積地点、防災拠点と相互に連結する道路

ウ 道路障害物除去作業

道路管理者は、広域的な道路啓開方針を踏まえ、所管する緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を各関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて障害物除去作業を実施する。なお、道路緊急輸送にあたっては、以下の事項に留意する。

- (7) 道路障害物除去は原則として第1次、2次、3時の緊急輸送道路の順で行うものとするが、災害の規模や道路の被災状況に応じ、障害物除去路線を決定する。
- (イ) 警察、自衛隊、消防機関等の関係機関と協議し、人命救助を最優先させた除去活動を行う。
- (ウ) 道路障害物除去に際しては、2車線を確保するのが原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交差ができる待避所を設ける。
- (エ) 道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。
- (オ) 除去作業時においては、あらかじめ立案しておいた調達計画により、競合する部分を各道路管理者と調整した上で、重複等のないように調達する。
- (カ) 道路障害物除去及び応急復旧にあたっては、公安委員会又は警察署長の行う交通規制との調整を図る。
- (キ) 道路障害物の除去で発生する瓦礫の仮置き場等について、関係機関との調整を行う。

エ 関係機関及び市民への周知

災害時において市は、市区域内の緊急輸送道路、通行止め区間、輸送拠点、緊急物資等の備蓄・集積拠点等について、警察、自衛隊、消防等の関係機関に連絡するとともに市民へ周知する。

2 防災関係機関

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は市災害対策本部に必要な措置を要請する。

3 災害救助法の規定による輸送の範囲

(1) 輸送の範囲

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産における輸送
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 救援用物資の輸送
- カ 遺体の捜索
- キ 遺体の処理（埋葬を除く。）

ただし、特に必要な場合は、事前に知事と協議し、上記以外についても輸送を実施できる。

(2) 実施期間

前項の各救助の実施期間。ただし、事前に知事と協議し、必要最小限の期間を延長することができる。

(3) 費用の限度

当該地域における通常の実費

第21節 交通応急対策計画

交通施設に係る災害に際して、自動車運転者、県知事、道路管理者、県公安委員会等の実施すべき応急措置の大綱を定め、もって応急作業の効率化するとともに、被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を図る。

1 陸上交通の確保

(1) 陸上交通確保の基本方針

ア 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

イ 道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう、道路啓開等必要な措置を行う。

(2) 自動車運転者のとるべき措置

ア 緊急地震速報を聞いたとき

(ア) ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。

(イ) 急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。

(ウ) 大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。

イ 地震等が発生したとき

走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。

(ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

(イ) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(エ) 避難のために車両を使用しないこと。

(オ) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という）においても、同様とする。

① 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

a 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

b 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(カ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(キ) 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

(3) 道路管理者等の実施事項

ア 応急態勢の確立

道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生した時は、非常呼集等により速やかに応急態勢を確立し、応急対策を実施するものとする。

イ 主要交通路等の確保

主要な道路、橋梁及び港湾、漁港の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の様態により随時迂回を設定する。

ウ 災害時における通行の禁止又は制限

(ア) 道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。

エ 道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び

《共通対策編》
第3章

理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を、道路標識をもって明示する。

オ 放置車両の移動等

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は災害対策基本法に基づく区間指定を行い、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等自ら車両の移動等を行うものとする。

カ 道路の応急復旧

(ア) 応急復旧の実施責任者

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。

(イ) 市長の責務

① 他の道路管理者に対する通報

市長は、市内の国道、県道等、他の管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障をきたすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。

② 緊急の場合における応急復旧

市長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し、応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。

③ 知事に対する応援要請

市長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し応急復旧の応援を求めるものとする。

(ウ) 応急復旧、仮設道路の設置

① 道路管理者は、建設業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

② 既設道路のすべてが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、県と協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置を講ずるものとする。

(エ) ヘリポート設定

道路が損壊し、他の交通の方法がなくなった場合は、ヘリポートにより必要最小限度の輸送を確保するものとする。実施に際しては、県・自衛隊と緊密な連携をとるものとする。

キ 経費の負担区分

(ア) 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。

(イ) 緊急の場合における応急復旧の経費

市長が市区域内で他の管理者に属する道路の緊急応急復旧をした場合の経費は当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は応急復旧を実施した市長がその経費の一時繰替支弁をすることができるものとする。

(ウ) 仮設道路の設置に要する経費

新たに応急仮設道路を設置した場合の経費はその都度県及び市が協議して、経費の負担区分を定めるものとする。

(エ) ヘリポートに使用した用地等の損失補償

ヘリポートに使用した用地等の損失補償は、公共用地を使用した場合は原則として無償とし、民間用地については、その都度関係者と協議のうえ負担額を定めるものとする。

(4) 県知事又は県公安委員会の実施事項

ア 災害時における交通の規制等

(ア) 県公安委員会は、静岡県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害対策基本法に基づき、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①道路交通法第39条第1項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

《共通対策編》
第3章

- (イ) 県知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。なお、由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道1号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同所に設けた開口部を利用する。
 - (ウ) 県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。
 - (エ) 県知事は、道路管理者である指定都市以外の市に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行うものとする。
 - (オ) 県公安委員会(県警察)は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。
- イ 警察官の措置命令等
- (ア) 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。
 - (イ) (ア)による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。
 - (ウ) 警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、(ア)及び(イ)に定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。
 - (エ) 警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、(ア)及び(イ)に定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。
 - (オ) 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するため(ア)及び(イ)に定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。
- ウ 除去障害物の処分
- (ア) 除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。
 - (イ) 適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。
- エ 通行の禁止又は制限に係る標示
- 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した標示(資料編3-21-1「通行の禁止及び制限の表示の様式」)を設置しなければならない。
- オ 交通安全施設の復旧
- 県公安委員会(県警察)は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。
- カ 緊急通行車両の申出
- (ア) 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して申出(「緊急通行車両確認申出書」(資料編3-21-4))をすることができる。
 - (イ) 県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認められたものについて「緊急通行車両事前届出済証」(資料編3-21-4)を交付する。事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。
- キ 緊急通行車両の確認

《共通対策編》
第3章

- (ア) 県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認められたものについて「緊急標章」（資料編3-21-2）及び「緊急通行車両確認証明書」（資料編3-21-3）を交付する。
- ク 交通の危険防止のための通行の禁止又は制限
- (ア) 警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。
- (イ) 道路管理者は道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。
- (5) 鉄道事業者の実施事項
- ア 応急態勢の確立
鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生した時は、市災害対策本部の設置等により社内応急態勢の確立を図る。
- イ 代行輸送等の実施
路線等の被害により、列車の通行が不能となったときは、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。
- ウ 応急復旧の実施
崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係者、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じて崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

2 海上交通の確保

海上交通は、陸上交通が不可能となった場合の救助活動、災害復旧活動に欠かせない交通手段となるため、市災害対策本部長は、情報の収集、海上交通の調整、船舶規制、海上自衛隊の支援等、県の措置に対し協力するものとする。

3 航空輸送の確保

市は、ヘリコプターの離着陸場として定められた場所の安全確認を行い、使用の可否を把握する。また、指定のヘリポートの障害物の除去などの応急措置を、自衛隊、住民及び消防団、建設業者の協力を得て行うものとする。

4 有料道路の通行

災害応急対策のため、有料道路を通行しなければならない場合は、あらかじめ当該道路の管理者と協議するものとする。

5 交通マネジメント

市は、必要と認めるときは、県に対し「静岡県災害時交通マネジメント検討会」の開催を要請することができる。

注1)「静岡県災害時交通マネジメント検討会」とは、災害応急復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所が組織する。

注2)「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。

注3)「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。

第22節 応急教育計画

小・中学校等（以下この章において「学校」という。）の児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害をうけ正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するため

の対策の概要を示す。

1 基本方針

- (1) 市教育委員会は、公立学校に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル(災害安全)」等により、県教育委員会が示した災害応急対策及び応急教育に係る指針に基づき、対策等の円滑な実施をする。
- (2) また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市、市教育委員会の要請により、必要な措置を講ずる。
- (3) 学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。
- (4) 中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。

2 計画の作成

(1) 災害応急対策

- ア 計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。
- イ 計画に定める項目は、次のとおりとする。
 - (ア) 学校の防災組織と教職員の任務
 - (イ) 教職員動員計画
 - (ウ) 情報連絡活動
 - (エ) 生徒等の安全確保のための措置
 - (オ) その他、「学校の危機管理マニュアル(災害安全)」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策

(2) 応急教育

- 計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。
- ア 被害状況の把握
生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。
 - イ 施設・設備の確保
 - (ア) 学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。
 - (イ) 被害の状況により、必要に応じて市又は地域住民等の協力を求める。
 - ウ 教育再開の決定・連絡
 - (ア) 生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。
 - (イ) 教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。
 - エ 教育環境の整備
不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。
 - オ 給食業務の再開
施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。
 - カ 学校が地域の避難所となる場合の対応
 - (ア) 各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。
 - (イ) 避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市等と必要な協議を行う。
 - キ 生徒等の心のケア
 - (ア) 生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念され

《共通対策編》
第3章

るため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。

(イ) 各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。

3 災害救助法に基づく実施事項

(1) 学用品の給与を受ける者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）

(2) 学用品の品目

ア 教科書及び教材

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 実施期間

災害発生の日から 教科書（教材を含む。） 1ヶ月以内
文房具及び通学用品 15日以内

ただし、知事と協議して時期を延長することができる。

(4) 費用の限度

ア 教科書及び教材

実費（いずれも教育委員会に届出又は承認を受け使用しているもの）

イ 文房具か通学用品

小学校児童 1人あたり 4,100円以内

中学校生徒 1人あたり 4,400円以内

4 実施方法

(1) 学用品給与の方法

ア 給与の対象となる児童、生徒の人数は、罹災者名簿と当該学校における学籍簿等と照合し、被害別・学年別に正確に把握する。

イ 小学校児童及び中学校生徒の判定の時点は原則として災害発生の日とする。

ウ 教科書は学年別、学科目別、発行所別に調査集計し購入配分する。

エ 通学用品、文房具は被害状況別、小中学生別に学用品購入（配分）計画表を作成し、これにより購入配分する。

オ 給与品目は各人の被災状況、程度等実情に応じ特定の品目に重点を置くことも差し支えない。

カ 教材は教育委員会に届け出又は承認を受けて使用している事実をあらかじめ確認のうえ給与する。

(2) 学用品の調達

学校及び商工会等の協力により措置するものとする。

(3) 応急教育

応急教育の実施に当たっては、児童生徒、教員の罹災状況、交通機関、道路の復旧、学校施設の応急復旧の状態などを勘案して次の方法により行う。

ア 登下校に長時間を要する場合には、状況に応じて始業時間を変更し、児童生徒の安全を図る。

イ 一部又は半数近い児童生徒が登校できない場合は、短縮授業、半日授業の措置を講ずる。また、登校できない児童生徒については別に考慮する。

ウ 半数以上の児童生徒が登校できない場合は、臨時休校又は臨時に応急教育の場を開設して授業を行うなど適宜の措置を講ずる。

エ 学校施設の被災により、授業の実施が不可能な場合は、近接学校、公民館、寺院等の公共的施設を使用し、分散又は2部授業等の方法により応急教育を実施する。

オ 教職員の確保

教育委員会は、教職員の罹災状況を把握するとともに通常の授業に支障を生じた場合は、県

《共通対策編》
第3章

教育委員会に連絡して代替教員を確保するものとする。

5 学校施設の応急復旧

(1) 校舎等

軽微な校舎の被害については、即時修理を行う。教室に不足を生じる場合には特別教室、講堂、体育館等の転用又はプレハブ教室の設置などの必要な措置を講ずる。

(2) 運動場等

運動場等の被害については、使用に危険のない程度の応急修理を行う。

(3) 備品

備品が流失、破損などにより滅失あるいは使用不能となった場合には、余剰備品又は近接の学校備品を一時借用し授業に支障のないよう措置する。

6 児童生徒の登下校対策

(1) 通学路の安全確保

学校長は道路災害等により児童生徒の通学に危険があるときは、父兄、教員及び関係団体等の協力を得て児童生徒の通学の安全を確保するものとする。

(2) 通学バス等の確保

道路災害により、バス運行等ができなくなった場合は、〈第19節 交通応急対策計画〉に基づき被災箇所の早期復旧を促進するとともに、児童生徒の通学に支障のないよう必要な措置を講ずるものとする。

7 学校給食

〈第9節 食料供給計画〉により措置する。

8 文化財の応急対策

文化財の管理者（又は所有者）は、各文化財の状態に応じ災害に対処する措置を講ずるものとし、市は管理若しくは復旧のため多額の費用を要する場合は、市内で協議し、援助の範囲を決め、文化財の保全に努める。

9 知事への要請事項

市長は学用品の調達、応急教育の実施等が困難な場合は、次の事項により知事に調達あつせんを要請するものとする。

(1) 応急教育施設のあつせん確保

(2) 集団移動による応急教育のあつせん及び応急教育の実施指導

(3) 応急教育の指導及び教育施設の復旧指導

(4) 教職員の派遣充当

(5) 学校給食に代わる食事に必要な食料等の調達あつせん

第23節 社会福祉計画

市は、被災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸付を行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

1 基本方針

(1) 市、その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。

(2) 健康福祉センターは、必要に応じ民間団体に可能な分野における協力を依頼する。

(3) 各実施機関の体制をもってしては、援護措置の実施が困難な場合は、知事は、要請に基づき応

《共通対策編》
第3章

援要員を派遣する。

- (4) 市は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、健康福祉センターはこれに協力する。
(5) 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の措置を講ずる。

2 実施事項及び対象

- (1) 罹災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置
ア 罹災社会福祉施設の応急復旧
イ 罹災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあっせん
ウ 臨時保育所の開設の指導及び職員のあっせん
- (2) 罹災低所得者に対する生活保護の適用
- (3) 罹災者の生活相談
ア 実施機関
市（被害の大きい場合は県と共催）
イ 相談種目
生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談
ウ 協力機関
県、市社会福祉協議会、県社会福祉協議会、静岡県災害対策士業連絡会、民生委員・児童委員、法テラス静岡、日本赤十字静岡県支部、その他の関係機関
- (4) 罹災低所得者に対する生活福祉資金の貸付
ア 実施機関
市社会福祉協議会、県社会福祉協議会
イ 貸付対象
罹災低所得者世帯（災害により低所得世帯となった者を含む。）
ウ 貸付額
「生活福祉資金貸付金制度要綱」による。
エ 協力機関
県、市、民生委員・児童委員
- (5) 罹災母子・寡婦世帯等に対する母子・寡婦福祉資金の貸付
ア 実施機関
県（健康福祉センター）
イ 貸付対象
罹災母子世帯・寡婦（災害により母子世帯・寡婦となった者を含む。）
ウ 貸付額
「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」第7条に規定する額
エ 協力機関
市、民生委員・児童委員、母子福祉協力員
- (6) 罹災身体障害者に対する補装具の交付等
ア 実施機関
(ア) 児童
県、市
(イ) 18歳以上
市
イ 協力機関
(ア) 児童
民生委員・児童委員
(イ) 18歳以上
民生委員・児童委員、身体障害者更生相談所
ウ 対象
罹災身体障害児者

《共通対策編》
第3章

- エ 交付等の内容
 - (ア) 災害により補装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理又は交付
 - (イ) 災害により負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更生（育成）医療の給付
 - (ウ) 罹災身体障害児者の更生相談
- (7) 災害弔慰金等の支給及び災害救護資金の貸付
 - ア 実施機関
市
 - イ 支給及び貸付対象
 - (ア) 災害弔慰金
自然災害により死亡した者の遺族
 - (イ) 災害障害見舞金
自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者
 - (ウ) 災害援護資金
罹災世帯主
 - ウ 支給及び貸付額
「災害弔慰金の支給等に関する法律」第3条、第8条及び第10条の規定 に基づき市が条例で定める額
- (8) 被災者（自立）生活再建支援制度
 - ア 実施機関
(財) 都道府県会館（県単制度は県）
 - イ 支給対象
住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯
 - ウ 支給額
「被災者生活再建支援法」第3条に定める額
- (9) 義援金の募集及び配分
 - ア 実施機関
県、市
 - イ 協力機関
教育委員会（県、市）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会（県、市）、報道機関、その他関係機関
 - ウ 募集方法
災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け、協議決定する。
 - エ 配分方法
関係機関で配分委員会を設け、協議決定する。
- (10) 義援品の受け入れ
 - ア 実施機関
県、市
 - イ 協力機関
報道機関、その他関係機関
 - ウ 受入方法
被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受け入れの調整に努める。

第24節 消防計画

各種災害に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

1 消防活動

(1) 市消防活動体制

《共通対策編》
第3章

- ・ 市は、その地域に係る各種災害が発生した場合においては、これらの災害による被害の軽減を図るため、警防計画及び消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。
- ・ なお、地震災害に際しては、その特殊性に着目して、同時多発火災に対処しうよう特に配慮するものとする。
- ・ 消防本部は、津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、県や市町の防災担当部局等と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努めるものとする。

(2) 広域協力活動体制

市長は、災害が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。

- ・ 発災市町等において発生した災害が応援市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- ・ その災害が市及び駿東伊豆消防本部の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合
- ・ 発災市町等を災害から防御するため、応援市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合

(3) 大規模林野火災対策

市は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある時は、駿東伊豆消防本部と協議し、知事に空中消火活動の要請をすることができる。

要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。

(4) 危険物施設の災害対策

危険物施設管理者等は、関係者（自衛消防隊等）と協力して、初期消火活動に努めるとともに、被害拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。

なお、消火活動を行うに当たっては、危険物の性状等に十分留意するものとする。

(5) ガス災害対策

市は、簡易ガス及び高圧ガスによる災害の特殊性に鑑み、簡易ガス事業者及び高圧ガス事業者等関係者と協力してガス災害発生の防止及びその拡大の防止のための応急措置を講ずるものとする。

2 基本方針

地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。したがって次の基本方針により消防活動を行う。

- (1) 市民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。
- (2) 地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。
- (3) 消防本部及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するための市町消防計画の定めるところにより多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。
- (4) 消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

3 実施主体

(1) 消防本部及び消防団

ア 火災発生状況等の把握

消防長は消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、市災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

(ア) 延焼火災の状況

《共通対策編》
第3章

- (イ) 自主防災組織の活動状況
- (ウ) 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- (エ) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況
- イ 消防活動の留意事項
 - 消防長は地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し、消防活動を指揮する。
 - (ア) 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。
 - (イ) 多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
 - (ウ) 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
 - (エ) 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
 - (オ) 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。
- (2) 事業所(研究室、実験室を含む。)
 - ア 火災予防措置
 - 火気の消火及びLPガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。
 - イ 火災が発生した場合の措置
 - (ア) 自衛消防隊(班)等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
 - (イ) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。
 - ウ 災害拡大防止措置
 - 都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。
 - (ア) 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
 - (イ) 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。
 - (ウ) 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。
- (3) 自主防災組織
 - ア 各家庭等におけるガス栓の閉止、LPガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。
 - イ 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。
 - ウ 消防隊(消防署、消防団)が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。
- (4) 市民
 - ア 火気の遮断
 - 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、LPガスは容器のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。
 - イ 初期消火活動
 - 火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

第25節 応援協力計画

被災地の応急作業を助け、かつ復興意欲の振興を図るため民間団体等の応援協力を必要とする場合の実施事項について定める。

1 実施基準

- (1) 県への要求
 - 他の計画に定めるところにより、知事に対し協力要求対象団体のうちから適宜、指定して要請の要求をするものとする。
- (2) 協力要求対象団体

- ア 青年団及び男女共同参画団体
- イ 大学及び高校の学生・生徒
- ウ 県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒
- エ 赤十字奉仕団

2 実施方法

- (1) 青年団及び男女共同参画団体に対する協力要請
応援協力要請人員、作業内容、作業場所、その他協力要請に関し必要事項については、その都度連絡するものとする。
- (2) 大学及び高校の学生・生徒に対する応援協力要請
応援協力要請人員、作業内容、作業場所、その他協力要請に関し必要事項については、その都度連絡するものとする。
- (3) 県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒の活用
活用人員、作業内容、作業場所、その他協力要請に関し必要な事項については、その都度連絡するものとする。
- (4) 赤十字奉仕団に対する協力要請
要請は日本赤十字社静岡県支部に対して行い、作業内容、作業場所、集合場所、その他必要事項については、その都度連絡し、奉仕活動に支障のないよう措置する。

第26節 ボランティア活動支援計画

市は、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重し、(福)静岡県社会福祉協議会や(特活)静岡県ボランティア協会及びその他のボランティア団体等との連携を図りながら以下のとおりボランティアの受入れ体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。

1 市災害ボランティアセンターの設置及び運用

- (1) 市は、災害ボランティアの必要性に応じて、あらかじめ定めた施設に市社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う市災害ボランティアセンターを設置する。
- (2) 市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会ボランティアセンターの職員及び災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営する。
- (3) 市は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として市災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。

2 ボランティア活動拠点の設置

- (1) 市は、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。また、市は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。
- (2) ボランティア活動拠点
本庁及び各支所、学校施設等
- (3) ボランティアの宿泊
宿泊については、被災地で営業を再開している宿泊施設が限られていたり、また、そうした施設が被災者や復興関係者を優先させたりする場合もあるので、市ボランティア本部は、東部ボランティア支援センターと協力してその旨を周知する。状況により学校施設をボランティア向けに簡易宿泊場所として臨時提供する。

3 ボランティア団体等に対する情報の提供

《共通対策編》
第3章

市は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。

4 ボランティア活動資機材の提供

市は、市災害ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

5 市民及び自主防災組織

- (1) 各避難地において、住民も組織的に物資搬入、供給等について活動をする。
- (2) 住民の統制は自主防災組織及び避難地に配置された市職員が行う。

第27節 自衛隊派遣要請要求計画

災害時における自衛隊の派遣要請の要求を行う場合等の必要事項を明らかにする。

1 災害派遣要請要求の範囲

自衛隊の災害派遣要請を要求できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、(1)の3要件を満たすもので、具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況の他、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、(2)のとおりとする。

(1) 災害派遣要請要求の要件

- ア 緊急性
差し迫った必要性があること
- イ 公共性
公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること
- ウ 非代替性
自衛隊が派遣される以外に適切な手段がないこと

(2) 災害派遣要請要求の内容

- ア 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
- イ 避難の援助
避難指示による避難者の誘導及び輸送等の援助
- ウ 遭難者等の捜索救助
- エ 水防活動
土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
- オ 消防活動
利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
- カ 道路又は水路の啓開
道路若しくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去
- キ 応急医療、救護及び防疫
被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）
- ク 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- ケ 給食、給水及び入浴支援
被災者に対する給食、給水及び入浴支援
- コ 物資の無償貸付及び譲与
「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び譲与

《共通対策編》
第3章

- サ 危険物の保安及び除去
自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
- シ 防災要員等の輸送
- ス 連絡幹部の派遣
- セ その他
その他市長が必要と認めるものについては、知事及び関係部隊の長と協議し決定する。

2 災害派遣要請の要求手続

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、自衛隊派遣要請を行うよう要求する。ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、市町防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

(1) 提出先（連絡先）

静岡県災害対策本部 この場合、県東部方面本部（東部地域局）を経由する。

(2) 提出部数

1部

(3) 記載事項

- ア 災害の情况及び派遣を必要とする事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

3 災害派遣部隊の受入体制

(1) 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

(2) 作業計画及び資材等の準備

市長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たって、なるべく実効性のある計画を立てるとともに、作業実施に必要な十分な資材の準備を整え、かつ、諸作業に関係のある管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。

(3) 作業実施に必要な物資、機材等

市長は、作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は、他の計画の定めるところにより、県に要請するものとする。

(4) 自衛隊との連絡交渉の窓口の一本化

市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

(5) 派遣部隊の受入

市長は、派遣された部隊に対し、次の基準に基づき各種施設等を準備するものとする。

（資料編3-27-3）

ア 本部事務室

派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な部屋、机、椅子等

イ 宿舎

屋内宿泊施設（学校、公民館等）とし、隊員の宿泊は1人1畳の基準

ウ 材料置場、炊事場

屋外の適当な広場

エ 駐車場

適当な広場（車1台の基準は3m×8m）

(6) その他の留意事項

《共通対策編》
第3章

- ア 自衛隊の派遣はあくまで応急措置を行うもので、本格的な復旧作業を行うものではないこと。
- イ 自衛隊に依頼するのみで、市民が傍観したりすることなく積極的に協力するように考慮するものとする。

4 災害派遣部隊の撤収要請の要求

市長は初期の人命救助及び財産の救護並びにこれに関係する応急復旧が完了し、災害派遣部隊撤収要請の要求を行う場合には、民心の安定、民生の復興に支障がないよう知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなったと認められる場合は、知事に対し派遣部隊の撤収を要求する。

5 経費負担

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業のために必要な資機材、宿泊施設等の借り上げ料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は原則として市が負担するものとする。

第28節 海上保安庁に対する支援要請要求計画

災害時における海上保安庁に対する支援要請要求を行う場合の必要事項を明らかにする。

1 支援要請の範囲

知事に支援の要請を要求する場合は、原則として次の場合とする。

- (1) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- (2) 船舶を活用した医療活動場所および災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他、市が行う災害応急対策の支援

2 市長の支援要請の依頼手続

災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。

ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により知事に依頼する。

また、知事への依頼ができない場合は、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

- (1) 提出先（連絡先）
静岡県災害対策本部 この場合、県東部方面本部（東部地域局）を経由する。
- (2) 提出部数
1部
- (3) 記載事項
 - ア 災害の情况及び支援活動を必要とする事由
 - イ 支援活動を必要とする期間
 - ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項

第29節 県防災ヘリコプター要請計画

災害時における県防災ヘリコプターの要請について、必要な事項を計画する。

1 要請の範囲

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で次の事項に該当するとき、市長は県知事に対し防災ヘリコプターの支援を要請する。

- (1) 林野火災、高層建築物火災等の大規模災害が発生し、災害が拡大して防御が困難となり、かつ、

《共通対策編》
第3章

人命、人家等に多大な危険を生ずるおそれのあるとき
(2) 救急業務のうち、特に緊急の必要があり、かつ、他に手段が無いと判断したとき

2 支援要請手続き

支援要請手続きについては、あらかじめ定められたところにより行うものとする。

第30節 電力施設災害応急対策計画

災害発生に際し、被災地に対する電力供給を確保するため電力会社の実施体制及び連絡方法等について定める。

1 電力会社の地域分担

電力会社	分担地域
東京電力パワーグリッド株式会社	沼津市、熱海市、三島市、富士宮市の一部、伊東市、富士市の一部、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡、駿東郡

2 応急措置の実施

応急措置の実施は電力会社の定める〈東京電力パワーグリッド（株）防災業務計画〉により実施する。

3 県との連絡協議

- 電力会社は、電力供給を確保するための電力施設復旧の処理にあつては市と十分連絡をとるとともに必要に応じ県と協議して措置するものとする。
- 県が関係者と調整を行い、配備先を決定した場合には、当該配備先について電源車等の配備に努めるものとする。

第31節 ガス災害応急対策計画

ガス災害発生に際し、市民の安全を図るためのガス災害応急対策について定める。

1 非常体制組織の確立

(1) 緊急出動に関する相互協定

消防、警察、簡易ガス事業者、高圧ガス事業者、液化石油ガス販売事業者、電力会社、その他の関係機関は、ガス漏れ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、出動体制など緊急出動に関して必要な事項について相互協定する。

(2) ガス事業者の緊急体制の整備

ア ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対応するため、ガスの特性に応じ初動体制及び社内連絡体制等非常体制組織を整備するとともに、常にこれを維持する。

イ 非常体制組織は夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。

2 応急対策

(1) 保護保安対策

ア ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう市民の協力を要請する。

イ ガス事業者は事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動に関する相互協定（以下「相互協定」という。）により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の個所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。

ウ ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設（貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等）の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防本部等に連絡する。

《共通対策編》
第3章

- エ ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で遮断後のガス供給再開を行うものとする。
- オ ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。
- カ 簡易ガス事業者は、供給区域内における災害の状況により、ガスを供給する導管に設置されたガス遮断装置、製造所、供給所のガスホルダーバルブの操作等、部分的あるいは全般的な供給停止の措置を講ずる。
- キ 簡易ガス事業者は、災害発生時におけるガスの供給、供給停止、供給再開については直ちに広報車をもって周知の徹底を図る。また、県防災会議、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、関係市町、消防機関、警察等に対し、需要家に対する広報を要請する。

(2) 危険防止対策

- ア 災害発生の現場においては、ガス漏れに起因する二次災害（中毒、火災、爆発）を防止するため、ガスの特性に応じ、ガスの滞留確認を行うとともに、空気呼吸器等の防災用具を準備し、火気の取り扱いには特に注意をする。
- イ 災害の規模によりその周辺への関係者以外へ立入禁止措置及び周辺住民の避難について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。
- ウ ガスによる中毒症状者が出た場合は、直ちに救急機関に連絡するとともに、通風のよい場所に仰臥させる等の応急措置をとる。

(3) 応急復旧対策

- ア ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに復旧工事の迅速化に努める。
- イ 応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木建築工事作業員の出動人員を確保する。
- ウ 簡易ガス事業者は、ガス供給区域について、その災害状況、各設備の被害状況及びその復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きい地区と防災関係機関の本部、病院、給食センターの復旧を優先させる。
- エ 簡易ガス事業者は、ガス供給の復旧に当たっては、ガス供給施設等の保全にあたるほか、ガス製造用原料、電力を確保するとともに、ガス供給の復旧が遅れると予想される地区には暫定供給を考慮する。

3 県、市等との連絡協議

簡易ガス事業者及び高圧ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施に当たっては、県、市、消防本部及び警察と十分連絡、協議する。

4 事故の報告

簡易ガス事業者は、ガス事故の報告を県、消防本部及び警察に行う。

第32節 上下水道災害応急対策計画

水道事業者及び下水道管理者は、災害の発生時において、公共上下水道等の構造を勘案して、速やかに上下水道等施設の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握した時は、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急的措置を講ずるものとする。

第33節 突発的災害に係る応急対策計画

突発的災害により多数の死傷者等が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等の応急対策に必要な措置を定める。

1 市の体制

市は、緊急時の応急対策が遅滞なく行えるよう、「突発的災害応急体制」により、初期の情報収集に当たる。事態の推移により必要な場合には速やかに「市災害対策本部」を設置し、救出・救助等の応急対策を実施する。

《共通対策編》
第 3 章

2 突発的災害応急体制

(1) 設置基準

- ア 多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき（航空機の墜落、列車の転覆、船舶の海難又はガス爆発などの事故）
- イ その他市長が指令したとき

(2) 組織

警戒配備体制（第 2 節 2 (1) 災害時の配備体制とその基準による。）

(3) 任務

応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報収集を行う。

なお、災害発生直後には速やかに当該災害の規模を把握するため概括的な情報を収集するよう特に留意する。

また、必要に応じ、市災害対策本部の設置までの間、物資の集積場所、臨時ヘリポートの確保など事後の災害応急対策が遅滞なく行えるよう手配する。

(4) 市から県、国への報告

多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、駿東伊豆消防本部と連絡調整のうえ、次の事項を明らかにし、「火災・災害等即報要領」様式 1～4 により、直ちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡する。

- ア 発生日時、場所
- イ 被害の状況
- ウ 応急対策の状況
- エ 自衛隊、日赤又は、医師の派遣の必要性

（派遣を必要とする場合には、必要人員、必要な救助活動などを明らかにすること）

(5) 医療救護活動の実施

多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて救護所を設置する他、医師、看護師等を被災地に派遣するなど適切な医療救護活動を実施するものとする。

医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージタグを活用し、効率的な活動に努めるものとする。

（県危機管理部）

	N T T 有線	静岡県防災行政無線
電 話	054-221-2072	5※（又は 8※）-100-6030
F A X	054-221-3252	5※（又は 8※）-100-6250

※ 5 は地上系、8 は衛星系

（消防庁応急対策室）

		N T T 有線	地域衛星通信 ネットワーク	消防防災無線
平日 (9:30～ 18:15)	電 話	03-5253-7527	8-048-500-90-49013	8-90-49013
	F A X	03-5253-7537	8-048-500-90-49033	8-90-49033
上記以外	電 話	03-5253-7777	8-048-500-90-49102	8-90-49102
	F A X	03-5253-7553	8-048-500-90-49036	8-90-49036

（東部地域局）

	N T T 有線	静岡県防災行政無線
電 話	055-920-2003（時間外 920-2275）	5※（又は 8※）-103-6010
F A X	055-920-2009	5※（又は 8※）-103-6080

※ 5 は地上系、8 は衛星系

3 伊豆市災害対策本部の設置

(1) 設置基準

《共通対策編》
第3章

突発的災害応急体制による情報収集の結果、本部長（市長）を中心とした本格的な支援体制を組む必要があると判断されるとき

(2) 組織

本部（本部長：市長、副本部長：副市長・教育長、本部員：各部局長）

(3) 任務

事故現場等に職員を派遣し、正確な情報を迅速に本部に伝達、情報を基に速やかに関係機関に必要な要請をし、被災者に迅速な救助活動を最優先に実施する。

(4) 設置の連絡

伊豆市災害対策本部を設置したときは、災害対策関係機関及び伊豆市災害対策本部運営要領に定めるもののうち、必要と認めるものに連絡する。

(5) 現地災害対策本部

災害の状況により、副本部長又は本部員を長とする現地災害対策本部を設置する。

4 市災害対策本部（救助体制）の実施する応急対策

被災者の迅速な救助活動を最優先に次の災害応急対策を実施する。

(1) 情報の収集、伝達等

迅速な初期情報の収集に努めるとともに県及び関係防災機関に対し迅速な情報伝達を行う。

(2) 人的被害の把握

本部は、人的被害の数（死者・行方不明者等）について、一元的に集約、調整を行うものとともに、関係機関（警察、消防、市本部等）が把握している人的被害の数について積極的に収集する。一方、関係機関は本部に連絡するものとする。

本部は、当該情報が得られた際は、関係機関との連携のもと、整理・統合・精査を行い、直ちに県へ報告するものとする。

本部は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県が定めた方針に基づき、安否不明者、行方不明者及び死亡者について、市町及び警察と連携し、人数のほか、氏名等の情報を集約し公表する。

(3) 自衛隊への災害派遣要請の要求

自衛隊への災害派遣要請の要求は、〈第3章 第27節 自衛隊派遣要請要求計画〉による。

(4) 海上保安庁への支援要請の要求

海上保安庁への支援要請の要求は、〈第3章 第28節 海上保安庁に対する支援要請要求計画〉による。

(5) 緊急医療活動実施のための要請

ア 静岡DMAT（災害派遣医療チーム）

静岡DMATが出動し対応する必要がある場合には、県健康福祉部医療健康局地域医療課を通じて要請する。

イ 日本赤十字社静岡県支部への要請

緊急医療等の救護業務の実施が必要な場合には県地域医療課へ要請する。

ウ 田方医師会等への要請

現地での医療救護活動の実施等が必要な場合には県地域医療課へ要請する。

エ 静岡DPAT（災害派遣精神医療チーム）

静岡DPATが出動し、対応する必要がある場合には、県健康福祉部障害者支援局障害福祉課を通じて要請する。

オ 静岡DWA T（災害派遣福祉チーム）

静岡DWA Tが出動し対応する必要がある場合には、県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課を通じて要請する。

5 伊豆市災害対策本部（非常体制）の実施する応急対策

(1) 任務

被災者の迅速な救助活動を最優先に実施するものとする。

(2) 他市町への応援要請

《共通対策編》
第3章

被災者を迅速に救助するため必要な場合には、静岡県東部市町（災害時等の相互応援に関する協定）等に応援要請をするものとする。

6 各機関の調整・2次災害防止のための措置

- ・ 本部は、防災関係機関調整会議等により、各機関の活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び総合的な活動調整を行うものとする。
- ・ 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。
- ・ 事故の態様により、2次災害の発生のおそれがある場合は速やかに関係機関と連絡をとり、防止のために必要な措置をとり、必要に応じて合同調整所等を活用して、部隊と関係機関との間で情報共有及び活動調整を行うなど、2次災害防止のための必要な措置を行う。

7 市災害対策本部の廃止

本部長は、災害発生時における応急措置がおおむね完了したときは、本部を廃止するものとする。その際、本部設置時に連絡した機関に連絡する。

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設、設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

第34節 市有施設及び設備等の対策計画

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設、設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

1 無線通信施設

(1) 県防災行政無線

ア 県庁統制局との機能確保

県出先機関等及び県との連絡に障害がある場合は、孤立防止用衛星電話、移動用系携帯無線等を使用し、中継局経由又は口頭中継により応急連絡を行う。

イ 市及び他機関端末局

(ア) 端末局に障害がある場合は、基板交換による応急措置を行い、また交換機に障害があった場合は無線機単位によるプレス通話方式により通信の確保を図る。

(イ) 障害が発生したときは孤立防止用無線、市町地域防災無線及び消防無線等を使用して応急回路を設定し、県災害対策本部東部方面本部と市、県災害対策本部東部方面本部と県庁の間の通信を確保する。

ウ 同時通報用無線

基地局の作動状況を確認し、障害がある場合又は受信局に障害が生じた場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し速やかな復旧措置を講ずる。

エ IP無線

無線機に障害がある場合は、速やかな復旧措置を講ずる。

オ 簡易無線

無線機に障害がある場合は、速やかな復旧措置を講ずる。

2 公共施設等

(1) 道路

ア 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

道路管理者相互に連携し、パトロールや地域住民からの情報連絡等により被害情報の収集、橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

《共通対策編》
第3章

- イ 応急措置の実施、二次災害の防止
県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制を講ずるとともに、緊急輸送路を基本とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。
 - ウ 緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施
緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
- (2) 河川及び海岸保全施設
- ア 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡
パトロールや地域住民からの情報連絡等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
 - イ 水門等の操作
津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。
 - ウ 応急措置の実施、二次災害の防止
従前の防災機能が損なわれ、二次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。
 - エ 資機材の確保、応急復旧工事の実施
施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
 - オ 住民等への連絡
避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の市民へ状況の連絡に努める。
- (3) 砂防、地すべり及び急傾斜地等
- ア 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡
パトロールや砂防ボランティア及び地域住民からの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
 - イ 応急措置の実施、二次災害の防止
二次災害のおそれのある場合、危険箇所への立ち入り禁止措置等、必要な応急措置を講ずる。
 - ウ 資機材の確保、応急工事の実施
二次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき、建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。
 - エ 住民等への連絡
避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の住民へ状況の連絡に努める。
- (4) 港湾及び漁港施設
- ア 被害状況の収集、施設の点検、情報連絡
パトロール等により岸壁等港湾及び漁港施設の被害情報の収集、施設機能の点検を行うとともに、港湾及び漁港施設利用者に対し、被害状況の調査及び点検の実施を要請する。また、関係機関に情報を伝達する。
 - イ 水門等の操作
津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。
 - ウ 応急措置の実施、二次災害の防止
危険箇所の立ち入り禁止措置や、水閘門等の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を講ずる。
 - エ 緊急輸送岸壁の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施
緊急輸送岸壁の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、応急復旧工事を実施する。また、港湾及び漁港施設利用者に対し、港湾機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。
- (5) ため池及び用水路
- ア 被害状況の把握

《共通対策編》
第3章

ため池及び用水路の被害状況を調査する。

- イ 応急措置の実施及び警察署長への必要な措置の要請
施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに警察署長に対し状況を連絡し、避難指示等必要な措置をとるよう要請するとともに、迅速に応急措置を講ずる。
- (6) 災害応急対策上重要な庁舎等
 - ア 被害状況の把握
庁舎管理者は、本部（市役所、支所）及びその他防災上重要な庁舎の施設及び設備を点検し、被害状況を確認する。
 - イ 緊急措置の実施
施設及び設備が破損した場合は、防災機関として機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。
- (7) 工事中の公共施設、建築物、その他
津波の危険のある地域においては、工事を中止し、必要に応じて安全確保のための措置を講ずる。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。
- (8) 危険物保有施設
発火危険物、有害薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため必要な応急措置を講ずる。
- (9) 水道用水供給
 - ア 災害の発生状況に応じて、取水・送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を講ずる。
 - イ 被害の拡大防止と応急復旧を行い用水の確保に努める。

3 コンピュータ

- (1) コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。
- (2) コンピュータ・システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

《共通対策編》
第3章

「火災・災害等即報要領」様式1～4

この連絡票は、多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合の緊急連絡用のものです。

FAX又は電話により、直ちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡してください。

《共通対策編》
第3章

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他							
出火場所								
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分) 月 日 時 分			
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)					
出火箇所			出火原因					
死傷者	死者(性別・年齢)		人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症		人					
	中等症		人					
	軽症		人					
建物の概要	構造		建築面積		㎡			
	階層		延べ面積		㎡			
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや棟	棟	計	棟	焼損面積	建物焼損床面積	㎡
							建物焼損表面積	㎡
							林野焼損面積	ha
り災世帯数			世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台		人			
	消防団		台		人			
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機		人			
救急・救助活動状況								
災害対策本部等の設置状況								
その他参考事項								

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

《共通対策編》
第3章

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名 {	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故	報告日時	年 月 日 時 分
	2 危険物等に係る事故	都道府県	
	3 原子力施設等に係る事故	市町村 (消防本部名)	
	4 その他特定の事故	報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分	
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()			
施設の概要	危険物施設の 区 分			
事故の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人(人)	
			重 症 人(人)	
			中等症 人(人)	
			軽 症 人(人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	出 場 機 関		出場人員	出場資機材
	事業所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		そ の 他	人	
	消防本部(署)		台 人	
	消 防 団		台 人	
	消防防災ヘリコプター		機 人	
	海上保安庁		人	
警戒区域の設定 月 日 時 分		自 衛 隊	人	
使用停止命令 月 日 時 分		そ の 他	人	
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

《共通対策編》
第3章

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)	(月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
不明	人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

《共通対策編》
第3章

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
消防庁受信者氏名	市町村 <small>（消防本部名）</small>	
災害名	報告者名	
	（第 報）	

災害の概況	発生場所						発生日時	月 日 時 分						
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		<small>うち 災害関連死者</small>		人		半壊			棟	床下浸水		棟		
		不明		人		軽傷			人	一部破損		棟	未分類	
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)						
	消防機関等の活動状況		<small>（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）</small>											
	自衛隊派遣要請の状況													
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策														

- (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）
- (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第35節 被害状況調査計画

被害状況を調査把握し、災害応急対策等の円滑な実施を図るために必要な被害状況調査活動について明らかにする。

1 調査対象

- (1) 人的被害（健康福祉部）
- (2) 住家の被害（建設部）
- (3) 非住家の被害（建設部）
- (4) 田畑の被害（建設部）
- (5) 道路の被害（建設部）
- (6) 河川の被害（建設部）
- (7) 農林水産施設の被害（産業部）
- (8) 山（がけ）崩れ（建設部）
- (9) コンピュータ設備の被害（総合政策部）
- (10) 電気通信施設の被害（総合政策部）
- (11) 教育施設の被害（教育部）
- (12) 水道施設の被害（建設部）
- (13) 福祉施設の被害（健康福祉部）
- (14) 市有財産の被害（総務部）
- (15) 罹災世帯数（市民部）
- (16) 罹災者数（市民部）

2 調査の方法等

(1) 被害等の調査

- ア 災害が発生したとき又は発生するおそれのある場合には、所管事項に係る被害の状況を調査し、本部長に報告しなければならない。
- イ 被害の状況調査は所管課において行うものとする。ただし、「災害救助法」の対象となる程度の災害が発生した場合は、被害調査を行うものとする。

(2) 被害程度の認定基準

被害状況調査における被害程度の認定基準は、（資料編3-4-2）に定めるところによるものとする。

※参考：罹災証明書の根拠となる住家被害認定調査における被害の程度（共通対策編P34）については内閣府が示す「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づく。

(3) 被害状況の報告

所管班長（課長）の報告

- ア 所管班長（課長）は被害状況が判明次第本部長に報告するものとする。
- イ 被害状況の報告は口頭又は書類をもって行うものとする。
- ウ 被害調査が終了し、被害の全容が判明したときは速やかに書類をもって報告するものとする。被害状況の報告は、資料編（3-4-3（No.2・No.3））に定めるところによる。
- エ 報告された被害状況のうち、必要な事項について県東部方面本部（県東部地域局）、大仁警察署及び防災関係機関へ遅滞なく伝達するものとする。

(4) 災害に対してとられた措置等の報告

各班長（課長）は地区において実施した応急措置、救援救助活動について逐次本部長に報告するものとする。

第36節 災害警備

1 災害警備の基本方針

伊豆中央警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立

《共通対策編》
第3章

して情報の収集に努め、県民の生命、身体及び財産の保護を第一義として災害警備活動等に努めるものとする。

2 災害警備の基本的役割

- (1) 災害関係情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の早期把握
- (3) 河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒
- (4) 負傷者等の救出救助
- (5) 緊急交通路の確保等交通上の措置
- (6) 避難誘導及び二次災害の防止措置
- (7) 検視及び行方不明者の捜索
- (8) 被災地域における社会秩序の維持
- (9) 住民の安全確保と不安解消のための広報
- (10) 関係機関の行う災害復旧、復興対策への協力
- (11) その他必要な警察業務

3 警備体制

警備体制配備は次のとおりとする。

- (1) 第1次配備（事前）
暴風、大雨、洪水、高潮等の警報が発表され、災害発生までに時間的余裕がある場合。津波注意情報が発表された場合及び地震震度4の地震が発生した場合、若しくは東海地震観測情報が発表された場合
- (2) 第2次配備（警戒）
災害発生のおそれが強まり、時間的に切迫している場合。津波警報が発表された場合及び震度5弱以上の地震が発生した場合、若しくは東海地震注意報が発表された場合
- (3) 第3次配備（非常）
災害が発生し、被害拡大のおそれがある場合。又は、東海地震予知情報が発表された場合

4 災害警備本部等の設置（伊豆中央警察署）

- (1) 署災害警備準備室
準備体制が発令された場合に設置する。
- (2) 署災害警備本部
警戒体制、又は非常体制が発令された場合に設置する。

第4章 復旧・復興計画

第1節 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、〈第3章 災害応急対策計画〉に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図るものとする。

なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等の活用も含めて検討するものとする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - (2) 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
 - (3) 砂防設備災害復旧事業計画
 - (4) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - (5) 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - (6) 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上下水道災害復旧事業計画
- 5 工業用水道災害復旧事業計画
- 6 専用水道災害復旧事業計画
- 7 公共用地災害復旧事業計画
- 8 住宅災害復旧事業計画
- 9 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 10 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 11 学校教育施設災害復旧事業計画
- 12 社会教育施設災害復旧事業計画
- 13 被災中小企業復興計画
- 14 その他の災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定

1 計画作成の主旨

大規模災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きを行う。

2 伊豆市

市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。また、市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出しなければならない。

第3節 被災者の生活再建支援

1 災害弔慰金等の支給

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

(1) 支給対象者の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。

(2) 支給方法の決定及び支給

災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

2 被災者の支援

市は、被災者が被災から速やかに生活再建できるよう、「総合相談窓口の設置」や「被災者台帳の整備」、「災害ケースマネジメント」の運用等により支援する。

(1) 被災状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成するとともに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の取組を行う。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、「総合相談窓口」、「地域支え合いセンター」等の開設等、相談や見守りの機会を提供する。

被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

また、罹災証明書の根拠となる住家被害認定調査を行い、住家の被害の程度を記載した、罹災台帳を作成する。

【県への報告】

- ア 死亡者数
- イ 負傷者数
- ウ 全壊・半壊住宅数等

【被災者台帳】

- ア 氏名、生年月日、性別
- イ 住所又は居所
- ウ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- エ 援護の実施の状況
- オ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

【罹災台帳】

- ア 罹災証明書申請者（世帯主）住所、氏名
- イ 罹災原因
- ウ 被災住家の所在地
- エ 住家の被害の程度
- オ 浸水区分
- カ 罹災証明書の交付状況

(2) 罹災証明書の発行

《共通対策編》
第4章

- ア 罹災証明書発行窓口を設置し、罹災台帳を基に申請者に罹災証明書を発行する。
 - イ 罹災証明書調査窓口を設置し、申請者が住家の被害の程度の判定結果に納得しなかった場合の再調査申請に対応する。
 - (3) 災害援護資金の貸付
「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。
 - (4) 被災者生活再建支援金の申請受付等
被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。
 - (5) 義援金の募集等
 - ア 市への義援金を受け付けるために、市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。
 - イ 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。
 - (6) 租税の減免等
地方税法及び条例に基づき、市税の減免、徴収猶予及び申告等の期限等の適切な措置を行う。
 - (7) 社会福祉協議会の実施事項
生活福祉資金の貸付を実施する。
 - (8) 義援金募集・配分委員会（仮称）の実施事項
 - ア 義援金の配分
統一的な義援金の配分基準を設け、1次・2次配分など多段階に義援金を配分する。
 - イ 義援金の処置に関する監査及び配分状況の公表
義援金が公正かつ適正に配分されたことを被災者に示すため、義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する。
- 3 要配慮者の支援
- 高齢者や障害のある人等のいわゆる要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。
- 生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が、災害から早期に立ち直れるよう精神的支援策を実施する。
- (1) 被災状況の把握
 - ア 「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。
 - イ 情報が不足している地域には補足調査を行う。
 - (ア) 要配慮者の被災状況及び生活実態
 - (イ) 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況
 - (2) 一時入所の実施
災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市有施設への一時入所を実施する。
 - (3) 福祉サービスの拡充
 - ア 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。
 - イ 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。
 - ウ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。
 - (4) 健康管理の実施
応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

第4節 風評被害の影響の軽減

- 1 正しい情報の提供
市は、災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正

《共通対策編》
第4章

確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。

2 必要な検査等の実施

市は、科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータ収集や事実を証明する検査等を実施し、数値や指標を用いた広報を実施する。

3 被害の拡大防止

必要に応じて、市長（本部長）等は安全宣言を行うほか、安全性をPRする広報を行う等、風評被害の拡大防止に努める。

4 関係機関との連携

市は、国や県、関係機関・団体等と連携し、市内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じる。

また、迅速な対策を講じることができるよう、平素から関係機関・団体と連携構築等を行う。